

原簿保存期間	30年（平成58年3月31日まで）
有効期間	一種（平成58年3月31日まで）

各 地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙保発第26号
平成27年11月13日
警察庁生活安全局長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第381号）が本日公布され、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定は平成28年3月23日に、同条各号に掲げる規定以外の規定は同年6月23日に、それぞれ施行されることとなった。

また、改正法の施行に必要な下位法令として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第382号。以下「整備令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第65号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第20号。以下「整備規則」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示（平成27年国家公安委員会告示第40号。以下「整備告示」という。）が本日公布され、いずれも平成28年6月23日に施行されることとなった。

これらの法令は、近年のダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）におけるナイトクラブ等に係る規制の見直し、特定遊興飲食店営業に関する規定の整備等を行うものであり、その趣旨、内容等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 キヤバレー等に係る規制の見直し

1 趣旨

このたびの法改正では、ダンス自体に着目した規制は行わないこととしており、旧法（改正法による改正前の法をいう。以下同じ。）第2条第1項第1号の営業（以下「キヤバレー等営業」という。）の定義からダンスに関する部分を削除することとしたものである。

2 内容

旧法第2条第1項第1号の規定からダンスに関する部分を削除すると、「設備を設けて客の接待をして客に飲食をさせる営業」となり、これは同項第2号の営業に含まれることとなる。このため、同項第1号の規定を削除し、キャバレー等営業について独立した号は設けないこととした。

第2 ナイトクラブ等に係る規制の見直し

1 趣旨

近年、ナイトライフの充実を求める国民の声が高まり、ダンスをめぐる国民の意識が変化する中、旧法第2条第1項第3号の営業（ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業。以下「旧ナイトクラブ等営業」という。）については様々な形態があり得ることから、ダンス自体に着目するということではなく、それぞれの営業の実態、風俗上の問題を生じさせるおそれ等を勘案しながら必要に応じた規制を行うことが適当である。そこで、低照度で営まれる営業や深夜にわたる営業については別途規制することとし、旧ナイトクラブ営業自体については風俗営業から除外することとしたものである。

2 内容

旧法第2条第1項第3号の規定を削除するとともに、旧ナイトクラブ等営業のうち、他の規定により風俗営業とされるもの以外のものを風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供して営むものについては、第4の2(2)アの許可を受けた場合には、深夜（午前0時から午前6時まで）においてもその営業を営むことができることとした。

第3 低照度飲食店営業に係る規制の見直し

1 趣旨

旧法第2条第1項第5号の営業においては客にダンスをさせることが認められていなかったが、旧法第2条第1項第3号の規定が削除されることに伴い、旧ナイトクラブ等営業のうち低照度で営まれるものは改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第2条第1項第2号の営業（以下「低照度飲食店営業」という。）に該当することとなる。このため、低照度飲食店営業に係る規制について、客にダンスをさせることが可能になること等に伴う所要の見直しを行うこととしたものである。

2 内容

(1) 照度の測定方法の見直し

低照度飲食店営業に該当するか否かを判断するための照度の測定方法を見直すこととした。具体的には、客席以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室であって、当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の5分の1以下であるものについては、客席及び客に遊興をさせるための客室の部分の双方において照度を測定することとし、それ以外の客室については、客席のみで照度を測定することとした。照度の測定場所のいずれかにおいて照度が10ルクス以下となる場合は、原則として低照度飲食店営業に当たることとなる（新法第2条第1項第2号及び整備規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。

以下「新規則」という。)第2条)。

(2) 構造及び設備の技術上の基準の見直し

低照度飲食店営業においては客の接待をすることが認められていないこと等を踏まえ、低照度飲食店営業のうち客に遊興をさせる態様の営業については、客室一室の床面積を33平方メートル以上とすることとの基準を新たに設けることとした。また、「ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。」との基準を削除することとした(新規則第7条)。

第4 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

1 趣旨

深夜に、飲食店営業において客に遊興をさせるサービスを提供した場合には、歓乐的・享乐的雰囲気や過度なものとなったり、酔客が迷惑行為を行ったりして、風俗上の問題が生ずるおそれがあるため、旧法は、飲食店営業において深夜に客に遊興をさせることを禁止していた(旧法第32条第1項第2号)。

しかし、国民の生活様式の多様化が進む中、いわゆるクラブについては一定程度の深夜営業への需要があり、また、バンドの生演奏、ショー等についても時間帯にかかわらず飲食をしながら楽しみたいとの需要があるものと考えられる。こうした需要を踏まえ、許可制、立地規制、年少者の立ち入らせ制限等の適切な規制の下で、風俗上の問題が生じないような方法で、深夜に客に遊興をさせる営業を営むことができるよう、特定遊興飲食店営業の制度を新設することとしたものである。

2 内容

(1) 用語の定義に関する規定の整備

ア 「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前6時後翌日の午前0時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)をいうこととした(新法第2条第11項)。

イ 「特定遊興飲食店営業者」とは、(2)アの許可等を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいうこととした(新法第2条第12項)。

(2) 特定遊興飲食店営業に係る規制

ア 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならないこととした(新法第31条の22)。

イ アの許可に係る欠格事由として次の事項を定めた(新法第31条の23において準用する第4条第1項及び第2項)。

(ア) 許可を受けようとする者が、成年被後見人、一定の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わるなどした日から起算して5年を経過しない者、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者等であるとき。

(イ) 営業所の構造又は設備が次の技術上の基準に適合しないとき(新規則

第75条)。

- a 客室の床面積は、一室の床面積を33平方メートル以上とすること。
 - b 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
 - c 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
 - d 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りではない。
 - e 営業所内の照度が10ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
 - f 騒音又は振動の数値が条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
- (ウ) 営業所が、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容される地域として次の基準に従い都道府県の条例で定める地域内にないとき（当該営業所がウの基準に適合するものであるときを除く。）（整備令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「新令」という。）第22条）。
- a 営業所設置許容地域の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。
 - (a) 次のいずれかに該当する地域であること。
 - i 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業、遊興飲食店営業（設備を設けて客に遊興させ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）をいい、風俗営業に該当するものを除く。）並びに深夜において営まれる酒類提供飲食店営業及び興行場営業の営業所が1平方キロメートルにつきおおむね300箇所以上の割合で設置されている地域（以下「風俗営業等密集地域」という。）
 - ii その他の地域のうち、深夜において1平方キロメートルにつきおおむね100人以下の割合で人が居住する地域
 - (b) 次に掲げる地域でないこと。
 - i 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（以下「住居集合地域」という。）
 - ii 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの
 - iii i又はiiに掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあっては、幹線道路の各側端から外側おおむね50メートルを限度とする区域内の区域を除く。）

- iv その他の地域のうち、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものに限る。）の周辺の地域（当該施設の敷地の周囲おおむね100メートルを限度とする区域内の地域に限る。）
- b 営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における特定遊興飲食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。
- (エ) 営業所の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。
- ウ イ(ウ)の欠格事由の例外として、営業所がイ(ウ)の都道府県の条例で定める地域内にないときであっても、ホテル営業又は旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして次の基準に適合するもの（以下「ホテル等内適合営業所」という。）であるときは、特定遊興飲食店営業の許可をすることができることとした。
- (ア) 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分をホテル営業若しくは旅館営業を営む者（以下「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場営業を営む者が管理すること。
- (イ) バルコニーを設置する場合にあっては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- (ウ) 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客が営業所に入出りできるような構造であること。
- (エ) 営業所への客の入出りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。
- (オ) 営業所が設けられるホテル営業又は旅館営業に係る施設がいわゆるラブホテル営業の用に供されるものではないこと。
- エ 特定遊興飲食店営業の営業所が滅失した際の許可の特例に関する規定を設けるとともに（新法第31条の23において準用する第4条第3項）、当該特例が適用される滅失事由として、暴風、豪雨その他の異常な自然現象により生ずる被害等を定めた（新令第23条において準用する第7条）。
- オ 都道府県は、善良の風俗を害する行為等を防止するため必要があるときは、次の基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、特定遊興飲食店

営業の営業時間を制限することができることとした（新法第31条の23において準用する第13条第2項及び新令第24条）。

(ア) 営業時間の制限は、深夜において営業を営んではならない時間として午前5時から午前6時までの時間を指定し、又は深夜から引き続き営業を営んではならない時間として午前6時後午前10時までの時間内の時間を指定して行うこと。

(イ) 営業時間を制限する地域の指定は、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止するため早朝における風俗環境の保全につき特に配慮を必要とする地域内の地域について行うこと。

カ 特定遊興飲食店営業者は、営業所内の照度を10ルクス以下としてその深夜における営業を営んではならないこととした（新法第31条の23において準用する第14条並びに新規則第95条及び第96条）。

キ 特定遊興飲食店営業者は、営業所周辺において、次の基準に従い都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その深夜における営業を営まなければならないこととした（新法第31条の23において準用する第15条及び新令第25条）。

(ア) 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域については、45デジベル

(イ) 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定める地域については、55デシベル

(ウ) その他の地域については、50デシベル

ク 新法に規定するもののほか、都道府県は、条例により、特定遊興飲食店営業者の行為について、善良の風俗を害する行為等を防止するため必要な制限を定めることができることとした（新法第31条の23において準用する第21条）。

ケ 特定遊興飲食店営業を営む者の禁止行為として、次の行為を定めた。

(ア) 深夜における営業に関し客引きをすること。

(イ) 深夜における営業に関し客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

(ウ) 営業所で午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

(エ) 午後10時から翌日の午前6時までの時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴する18歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く。）。

(オ) 営業所で20歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

コ 特定遊興飲食店営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施

を統括管理する者のうちから、業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行う者として、管理者を選任しなければならないこととした（新法第31条の23において準用する第24条）。

サ 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令等の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、必要な指示をすることができることとした（新法第31条の24）。

シ 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令等に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者が新法に基づく処分等に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとした（新法第31条の25）。

ス 特定遊興飲食店営業者が当該営業の業務の適正化と当該営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から30日以内に、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地等を届け出なければならないこととした（新法第44条）。

セ 特定遊興飲食店営業の許可を受けようとする者は、改正法の施行前である平成28年3月23日から同年6月22日までの間においても、特定遊興飲食店営業の許可の申請を行うことができることとした（改正法附則第2条）。

ソ その他特定遊興飲食店営業の許可の取消し、許可証の返納、接客従業者に対する拘束的行為の規制等に関する規定を整備した。

3 留意事項

- (1) 2(2)イ(ウ) a (b) ivの特定遊興飲食店営業に係る保全対象施設の制度は、その施設の周辺の深夜における静穏、清浄な風俗環境等を保持するために設けられたものであることから、その施設としては、学校や図書館のように深夜の利用が一般に想定されない施設ではなく、入院施設のある病院や診療所、入所施設のある児童自立支援施設、障害児入所施設、児童養護施設等のように、当該営業によって生じ得る悪影響からの保護を特に必要とする深夜の利用者が存在する施設を定めること。
- (2) ホテル等内適合営業所について、例えば、同一階の部屋の一部がホテル施設でなくなるなど、基準に適合しなくなった場合は、特定遊興飲食店営業の営業所から出た客がホテル施設でない部屋の前を通らないようにするための措置を講ずることを許可の条件として付すなど、風俗上の問題が生じることがないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 公安委員会等は、新法第44条第1項の規定に基づく届出を行った団体に対し、必要な助言、指導等を行うよう努めなければならないとする規定（新法第44条第2項）が設けられた趣旨を踏まえ、当該届出を行った団体から助言、指導等の求めがあった場合には適切に対応すること。

- (4) 特定遊興飲食店営業の許可の審査に当たっては、申請の手續や内容に特段の問題がない限り、可能な限り迅速に審査事務を進めること。
- (5) 特定遊興飲食店営業の制度の趣旨や内容について、事業者への周知に努めるとともに、事業者から事前の相談があった場合にはこれに適切に対応すること。また、無許可で当該営業を営む者がいた場合には、特に悪質な場合は別として、まずは許可を受けるように厳正な指導を行い、これに従わない場合に検挙するなどの措置を講じること。

第5 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

1 深夜に営まれる風俗営業等の営業所の周辺における客の迷惑行為の防止等に関する規定の整備

(1) 趣旨

旧ナイトクラブ等営業については、特に深夜の営業に関し、騒音、酔客の迷惑行為等に起因する近隣の地域住民との紛議が発生し、当該営業に対する取締要望がこうした住民から警察に寄せられるなどしてきた。警察に提出された取締要望書等によると、営業者が住民からの苦情に適切に対応していない状況が見受けられる。

このたびの改正では、深夜に客に遊興と飲食をさせる営業を新たに認めるとともに、第6の1のとおり、風俗営業についても、深夜の営業延長における午前1時までという上限を撤廃し、条例で定める時まで営業延長を可能にすることとしている。こうした規制緩和を行う以上は、深夜の営業が地域住民の生活の平穩を害することのないよう、所要の規制を併せて講じていく必要があることから、その一環として、営業者に対し、客による迷惑行為を防止するための措置を講じる義務や、深夜営業に係る苦情の適切な処理に関する努力義務を課すこととするものである。

(2) 内容

ア 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、次のとおり、客が営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならないこととした（新法第13条第3項（第31条の23において準用する場合を含む。）及び新規則第27条第1項（第98条第1項において準用する場合を含む。））。

- (ア) 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。
- (イ) 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。
- (ウ) 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。
- (エ) 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。
- (オ) (エ)に規定する客がいる場合には、当該客に対し、(エ)に規定する行為をとりやめ、又はこれを行わないよう求めること。

イ 風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者は、客の迷惑行為を防止するための措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に教育を行わせなければならないこととした（新規則第27条第2項（第98条第1項において準用する場合を含む。））。

ウ 風俗営業者及び特定遊興飲食店営業者は、深夜においてその営業を営むときは、営業所ごとに、次の事項が記載された苦情の処理に関する帳簿を備え付け、当該帳簿に最終の記載をした日から3年間保存するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならないこととした（新法第13条第4項（第31条の23において準用する場合を含む。）並びに新規則第28条及び第29条（第98条第1項において準用する場合を含む。））。

(ア) 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容

(イ) 原因究明の結果

(ウ) 苦情に対する弁明の内容

(エ) 改善措置

(オ) 苦情処理を担当した者

2 風俗環境保全協議会に関する規定の整備

(1) 趣旨

深夜における旧ナイトクラブ等営業や深夜酒類提供飲食店営業をめぐっては、風俗事犯等の違法行為、営業に伴う騒音、酔客のい集等の問題が生じ、近隣の地域住民から警察に対して苦情や取締要望が寄せられてきた。こうした中、このたびの法改正により、特定遊興飲食店営業の制度が導入され、風俗営業の営業時間規制の緩和も可能となることから、深夜営業に伴う事業者と地域住民の間での紛議が一層増加・深刻化することも懸念される。

そこで、事業者、地域住民、警察署長等から成る協議会を設置し、深夜営業に伴う問題のうち、個々の事業者のみでは解決できないものについて、地域住民等の意見を反映させながら、その防止と速やかな解決に向けた協議を行うこととしたものである。

(2) 内容

公安委員会は、特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業又は特定遊興飲食店営業の営業所の管理者、地域住民等により構成される風俗環境保全協議会を置くように努めることとし、当該協議会は、地域における風俗環境の保全に対する風俗営業等による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うこととした（新法第38条の4）。

第6 その他

1 風俗営業の営業時間の制限の緩和に関する規定の見直し

(1) 趣旨

旧法では、風俗営業の営業時間は、原則として午前0時までとし、その例外として、習俗的行事等の特別な事情のある日は都道府県条例で定める時まで、

その他の日は都道府県が条例で指定した歓楽街等に限って午前1時まで、営業を延長することを認めていた。このたびの改正により、特定遊興飲食店営業の制度を新設することなどに伴い、風俗営業についても午前1時を超えて営業を継続したいとの要望が生じることも考えられる。

そこで、都道府県が地域の実情に応じて風俗営業の営業時間の制限をより柔軟に定めることができるよう、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定めた時まで風俗営業の営業延長を認めることができることとしたものである。

(2) 内容

ア 午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として都道府県の条例で定める地域（以下「営業延長許容地域」という。）内においては、午前0時以降の当該条例で定める時まで風俗営業を営むことができることとした（新法第13条第1項）。

イ 住居集合地域等に隣接する地域のうち、風俗営業等密集地域内の地域であって、幹線道路の各側端から外側おおむね50メートルを限度とする区域内の地域については、営業延長許容地域として指定することができることとした（新令第9条第1号ロ(3)）。

2 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

(1) 趣旨

苦情の処理に関する帳簿の記載事項等の中には、公にすることが適当でない情報が含まれることから、これを電子的方法により記録する場合には、その情報のインターネット上への流出等を防ぐため、所要の情報セキュリティ対策を講じることが妥当である。

そこで、改正法により新たに記載等が義務付けられる事項について、これらを電磁的方法により記録する場合に、特定遊興飲食店営業者等が確保するよう努めなければならない基準を定めることとしたものである。

(2) 内容

特定遊興飲食店営業者が苦情の処理に関する帳簿の記載事項、従業者名簿の記載事項及び接客従業者に係る確認事項を電磁的方法により記録し、又は風俗営業者が苦情の処理に関する帳簿の記載事項を電磁的方法により記録する場合には、これらの営業者は、ログの取得、ログイン時の識別・認証、定期的なバックアップ、ウィルス対策等の対策を実施するよう努めなければならないこととした（整備告示による改正後の電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号）第1条）。

3 ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定の見直し

(1) 趣旨

旧法では、午後10時から翌日の日出時までの間にゲームセンターに18歳未満の者を客として立ち入らせることが禁止されていた。さらに、都道府県の条例で、18歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき午後10時前の時を定めた

ときは、その者についてはその時から翌日の日出時までの間に客として立ち入らせることが禁止されることとされており、これを受け、多くの都道府県においては、16歳未満の者を午後6時以降に客として立ち入らせることが禁止されていた。

これについて、各都道府県の条例におけるカラオケボックス等への年少者の立ち入らせ規制の内容、事業者団体からの要望等を踏まえ、条例において、単に年齢と時間を定めて年少者の立ち入らせを禁止することができることに代えて、保護者の同伴がある場合には現行条例による立ち入らせ禁止時間であっても年少者の立ち入らせを認めるなどの柔軟な規制を設けることができるようにしたものである。

(2) 内容

都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、午後10時前の時間における新法第2条第1項第5号の営業の営業所への18歳未満の者の客としての立ち入らせについて、これを禁止し、又は保護者の同伴を求めなければならないものとする等々の制限を定めることができることとした（新法第22条第2項）。

第7 経過措置

1 このたびの改正により、

- 旧法第2条第1項第1号及び第2号の営業は、新法第2条第1項第1号の営業となり、
 - 旧法第2条第1項第3号の営業の一部及び同項第5号の営業は、新法第2条第1項第2号の営業となり、
 - 旧法第2条第1項第6号、第7号及び第8号の営業は、それぞれ新法第2条第1項第3号、第4号及び第5号の営業となる
- ことを踏まえ、旧法に基づく各種別の風俗営業の許可を、新法に基づくそれぞれ対応する種別の風俗営業の許可とみなすこととした。

また、風俗営業を営む者が改正法の施行前にした違反行為について、改正法の施行後においても必要に応じて新法の規定を適用して行政処分を行うことができることとした（改正法附則第3条）。

2 改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした（改正法附則第4条）。

(参考資料)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の官報の写し（別添1）及び新旧対照条文（本施行日から施行される部分に限る。別添2）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第381号）の官報の写し（別添3）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第382号）の官報の写し（別添4）及び新旧対照条文（別添5）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成27年内閣府令第65号）の官報の写し（別添6）及び新旧対照条文（別添7）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第20号）の官報の写し（別添8）及び新旧対照条文（別添9）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示（平成27年国家公安委員会告示第40号）の官報の写し（別添10）及び新旧対照条文（別添11）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第二条第四項中「第六号まで」を「第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第二十六条第二項中「第二条第一項第四号、第七号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条）」を「第二節 特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条―第三十五条）」に改める。

定遊興飲食店営業等の規制等（第三十一条の二十二―第三十一条の二十五）に改める。
深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条）

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「待合」を「キヤバレー、待合」に改め、「（前号に該当する営業を除く）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「客席における」を「営業所内の」に、「第一号から第三号までに掲げる」を「前号に該当する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を削り、同条第十一項第三号中「接待飲食等営業又は店舗型風俗特殊営業」を「前三号に掲げる営業」に、「日出時」を「午前六時」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定遊興飲食店営業

第二条中第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

第四条第四項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第十三条の見出しを「営業時間の制限等」に改め、同条第一項を次のように改める。

風俗営業者は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。ただし、都道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域

第十三条に次の二項を加える。

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

第十八条中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に、「第二十二條第五号」を「第二十二條第二項」に、「十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入ってはならない旨」を「午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入ってはならない旨及び当該禁止又は制限の内容」に、「入り口」を「入り」に改める。

第十九条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第二十一条中「及び前条第一項」を「前条第一項及び次条第二項」に改める。

第二十二条の見出しを「禁止行為等」に改め、同条第三号中「させ、又は客の相手となつてダンスを」を削り、同条第四号中「日出時」を「午前六時」に改め、同条第五号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、「同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時」を削り、「日出時」を「午前六時」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二条第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする。この他必要な制限を定めることができる。

第二十三条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「前条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第二十六条第二項中「第一条第一項第七号及び第八号」を「第一条第一項第四号及び第五号」に改める。

第二十八条第四項中「午前零時から日出時まで」の時間をいう。以下同じ。」を削る。
第三十一条の六第三項中「準用する」を、「それぞれ準用する」に改める。

第二章 特定遊興飲食店営業等の規制等
第四節 特定遊興飲食店営業の規制等
第四十一条の二 特定遊興飲食店営業の許可を要する者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（営業の許可）
第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（営業の許可）
第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十一条の二	特定遊興飲食店営業の許可を要する者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。	第三十一条の二	特定遊興飲食店営業の許可を要する者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。
第四十一条の二十三	第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第三十一条の二十三	第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
第四十一条の二十四	公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。	第三十一条の二十四	公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。
第四十一条の二十五	公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	第三十一条の二十五	公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第十三条第二項	前項の規定によるほか、政令	政令
第十三条第三項及び第四項	第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間	深夜
第十四条及び第十五条	その営業	その深夜における営業
第十八条	十八歳未満の者が	午後十時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜においては十八歳未満の者が
第二十一条	第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項	第三十一条の二十三において準用する第十二条、第十三条、第一項を除く。、第十四条、第十五条、第十八条及び第十九条の二
第二十二条第一項	当該営業	当該営業（深夜における営業に限る。）
第二十二条第二項	十八歳未満	午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満
第二十三条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること	午後十時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く	

（指示）

第三十一条の二十四 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（営業の停止等）

第三十一条の二十五 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等

第三十二条第一項を次のように改める。

深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第三十二条第三項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「日出時」を「午前六時」に、「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改め、「(同号の営業に係る営業所に) 都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前を定めるときは、その者についてはその時」を削る。

第三十三条第六項中「日出時」を「午前六時」に改める。

第三十五条の三第一号中「第二條第十一項」を「第二條第十三項」に改める。

第三十六条中「無店舗型電話異性紹介営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十六条の二中「無店舗型性風俗特殊営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十七条第一項中「性風俗関連特殊営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加え、同条第二項ただし書中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定遊興飲食店営業の営業所

第三十八条第二項中「性風俗関連特殊営業」の下に、「特定遊興飲食店営業」を加え、同項第一号中「若しくは店舗型電話異性紹介営業」を、「店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業」に改める。

第三十八条の二第一項ただし書中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十八条の三の次に次の一号を加える。

(風俗環境保全協議会)

第三十八条の四 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会(以下この条において「協議会」という)を置くように努めるものとする。

2 協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十九条第二項第五号中「第二十四條第六項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同項第六号中「第三條第一項」の下に「又は第三十一條の二十二を、「第四号まで」の下に「これらの規定を第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同項第七号中「第九條第一項」、「第十條の二第一項」及び「第四條第二項第一号」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

第四十一条第一項中「第三十一條の二十一第二項第二号」の下に、「第三十一條の二十五」を加え、同条第二項中「第八條」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。第四項及び次条において同じ。」を、「第十條の二第六項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。第四項において同じ。」を、「第三十一條の二十一第二項第二号」の下に、「第三十一條の二十五」を加え、同条第四項中「第三十一條の二十一第二項第二号」の下に、「第三十一條の二十五」を加える。

第四十一条の二中「第四條第一項第四号」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

第四十一条の三第一項第一号中「第三條第一項」の下に「若しくは第三十一條の二十二を、「第七條の三第一項」の下に「これらの規定を第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同項第二号中「第三十一條の二十一第二項」の下に「第三十一條の二十四、第三十一條の二十五第一項」を加え、同条第二項中「無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業」を「若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を」に、「若しくは無店舗型性風俗特殊営業」を、「無店舗型性風俗特殊営業」に「風俗営業の」を「風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業」に改める。

第四十二条中「第二十六條第二項」の下に、「第三十一條の二十五第二項」を加える。

第四十四条の見出しを「(風俗営業者の団体等)に改め、同条中「団体」の下に「及び特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体」を加え、同条に次の一項を加える。

2 国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十九条第二号中「第三條第一項」の下に「若しくは第三十一條の二十二を、「第七條の三第一項」の下に「これらの規定を第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第十一條」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第三十一條の二十一第二項第二号」の下に、「第三十一條の二十五」を加え、同条に次の一号を加える。

七

第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条第一項第一号中「第二十條第十項」の下に「及び第三十一條の二十三」を加え、同項第三号中「第十條の二第一項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同項第四号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「第三十二條第三項」を「第三十一條の二十三及び第三十二條第三項」に改め、同条第二項中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に、「第三十二條第三項」を「第三十一條の二十三及び第三十二條第三項」に改める。

第五十一条中「第三十八條第三項」の下に、「第三十八條の四第三項」を加える。

第五十二条第一号中「第二十二條第一号」を「第二十二條第一項第一号」に、「第三十二條第三項」を「第三十一條の二十三及び第三十二條第三項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第五條第一項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第九條第五項後段」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第十條の二第二項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第十條の二第二項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

第五十三条第一号中「第六條」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第七條の三第三項」の下に「これらの規定を第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を、「第三十一條の二十三」を加え、同条第三号中「第二十條第十項」の下に「及び第三十一條の二十三」を加え、同条第四号中「第十條第一項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第十條の二第七項」の下に「第三十一條の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

第五十七条第一号中「第七条第六項」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第十条第三項」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第十条の第二九項」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定 公布の日

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十一条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。（経過措置）

第三条 次の各号に掲げる営業に関し、この法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりなされている許可の申請その他の行為は、それぞれ当該各号に定める営業に関し、新法の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりなされている許可の申請その他の行為とみなす。

一 旧法第二条第一項第一号又は第二号に該当する営業 新法第二条第一項第一号に該当する営業

二 旧法第二条第一項第三号に該当する営業 新法第二条第一項第二号に該当するもの又は旧法第二条第一項第五号に該当する営業 新法第二条第一項第三号に該当する営業

三 旧法第二条第一項第六号に該当する営業 新法第二条第一項第四号に該当する営業

四 旧法第二条第一項第七号に該当する営業 新法第二条第一項第五号に該当する営業

五 旧法第二条第一項第八号に該当する営業 新法第二条第一項第六号に該当する営業

2 前項各号に掲げる営業を営む者が当該営業に関し、この法律の施行前にした法令若しくは旧法に基づく条例の規定、旧法に基づく処分又は旧法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為は、新法第二十五条及び第二十六条の規定の適用については、それぞれ当該各号に定める営業を営む者が当該営業に関し、法令若しくは新法に基づく条例の規定、新法に基づく処分又は新法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（旅館業法の一部改正）

第六条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「接待飲食等営業」の下に「及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第七条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

別表第二(乙)項第二号及び(丙)項第三号中「ダンスホール」を削る。

第八条 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第二(乙)項第三号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(乙)項第三号(一)中「十リットル以上三十リットル」を「十リットル以上三十リットル」に改め、同号(二)中「〇・七五キロワット」に改め、同号(三)中「研磨機」を「研磨機」に、「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同号(四)の三「研磨」を「研磨」に改め、同号(五)中「〇・七五キロワットをこえる」を「〇・七五キロワットを超える」に改め、同号(六)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットを超える」に改め、同号(七)中「二・五キロワットをこえる」を「二・五キロワットを超える」に改め、同号(八)中「十キロワットをこえる」を「十キロワットを超える」に改め、同号(九)中「めつき」を「メッキ」に改め、同号(十)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットを超える」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの」を加え、同項第六号中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加え、同表(乙)項第二号中「ナイトクラブ」を削り、同表(乙)項第三号中「ナイトクラブ」を削り、同項第四号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(乙)項中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加える。

（酒税法の一部改正）

第九条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二十二条第六号（禁止行為）」を「第二十二条第六号（禁止行為等）」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三（準用）」及び第三十二条第三項に改める。（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の項中「、第十条の第二第三項」を「並びに第十条の第二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
 総務大臣 山本 早苗
 財務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 塩崎 恭久
 国土交通大臣 太田 昭宏

【別添 2】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第二条関係）	1
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（附則第六条関係）	27
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（附則第八条関係）	28
○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（附則第九条関係）	33
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（附則第十条関係）	35

【別添 2】

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）（第二条関係）（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 性風俗関連特殊営業等の規制</p> <p>第一節 性風俗関連特殊営業の規制</p> <p>第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等</p> <p>第一款 特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条の二十二―第三十一条の二十五）</p> <p>第二款 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業</p>
<p>改 正 前</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 性風俗関連特殊営業等の規制</p> <p>第一節 性風俗関連特殊営業の規制</p> <p>第二節 深夜における飲食店営業の規制等（第三十二条―第三十四条）</p> <p>第三節～第五節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。</p> <p>一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業</p> <p>二 待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）</p>

【別添 2】

- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 三 五（略）
- 2・3（略）
- 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。
- 5 10（略）
- 11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。
- 12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。
- 13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の
- 三 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
- 四 削除
- 五 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）
- 六 八（略）
- 2・3（略）
- 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号のいずれかに該当する営業をいう。
- 5 10（略）
- 11 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の

【別添 2】

一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

（許可の基準）

第四条（略）

2・3（略）

4 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（営業時間の制限等）

第十三条 風俗営業者は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。ただし、都

一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二（略）

三 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

（許可の基準）

第四条（略）

2・3（略）

4 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（営業時間の制限）

第十三条 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては当該事情のある地域と

【別添 2】

道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域

2 (略)

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨(第二条第一項第

して当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時)から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

2 (略)

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨(第二条第一項第

五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二條第二項の規定に基づく都道府県の条例で、午前六時午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容）を営業所の入口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九條 第二條第一項第四号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十一條 第十二條から第十九條まで、前條第一項及び次條第二項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為等）

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二條第五号の規定に基づく都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九條 第二條第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十一條 第十二條から第十九條まで及び前條第一項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為）

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第二条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること。）。

六 （略）

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二条第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする。その他必要な制限を定めることができる。

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること（第二条第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。）。

六 （略）

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

2 第二条第一項第七号のまあじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

【別添 2】

<p>3 第一項第三号及び第四号の規定は、<u>第二条第一項第五号</u>の営業を営む者について準用する。 (営業の停止等) 第二十六条 (略)</p> <p>2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業 (<u>第二条第一項第四号及び第五号</u>)の営業を除く。以下この項において同じ。)の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月(前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等) 第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業(第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。)の深夜における営業時間を制限することができる。</p> <p>5～12 (略) (処分移送通知書の送付等) 第三十一条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場</p>	<p>3 第一項第三号及び第四号の規定は、<u>第二条第一項第八号</u>の営業を営む者について準用する。 (営業の停止等) 第二十六条 (略)</p> <p>2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業 (<u>第二条第一項第七号及び第八号</u>)の営業を除く。以下この項において同じ。)の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月(前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 (店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等) 第二十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業(第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。)の深夜(午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。)における営業時間を制限することができる。</p> <p>5～12 (略) (処分移送通知書の送付等) 第三十一条の六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場</p>
---	--

【別添 2】

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第二号の規定により
 受付所営業の停止を命じた場合について、それぞれ準用する。

第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等

(営業の許可)

第三十一条の二十二 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ご
 とに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければ
 ならない。

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く。)、第五条
 (第一項第三号を除く。)、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条
 の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第
 十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条
 、第十八条の二、第二十一条、第二十二条第一項(第三号を除く。)及
 び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する
 。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる
 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか
 、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四号第一 項第五号及 び第六号	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項
第四号第二 項第二号	を保全するため特にそ の設置を制限する必要	の保全に障害を及ぼすことがな いため特にその設置が許容され

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第二号の規定により
 受付所営業の停止を命じた場合について準用する。

第二節 深夜における飲食店営業の規制等

【別添 2】

<p>第四 条第三 項第二 号イ</p>	<p>第四 条第三 項</p>		
<p>第二号の地域に含まれていた</p>	<p>当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるもの</p>		<p>がある あるとき</p>
<p>当該滅失前から前項第二号の地域に含まれておらず、か</p>	<p>第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域内になく、かつ、ホテル等内適合営業所に該当しない営業所</p>	<p>ないとき（当該営業所が、旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。）</p>	<p>る</p>

【別添 2】

第二十一条	第十四条及び第十五条 第十八条	その営業	第四项第三 项第二号口	第十三条第二项	、当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつた	つ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかつた
第十二条から第十九条	十八歳未満の者が	その営業	第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間	前項の規定によるほか、政令	当該滅失以降に第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかつた	なかつた
第三十一条の二十三において準	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜においては十八歳未満の者が、	その深夜における営業	深夜	政令	当該滅失以降に第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかつた	なかつた

【別添 2】

<p>第二十二條 第一項第一 号及び第二 号</p>	<p>まで、前条第一項及び 次条第二項</p>	<p>用する第十二條、第十三條（第 一項を除く。）、第十四條、第 十五條、第十八條及び第十八條 の二</p>
<p>第二十二條 第一項第五 号</p>	<p>当該營業 十八歳未満</p>	<p>当該營業（深夜における營業に 限る。） 午後十時から翌日の午前六時ま での時間において十八歳未満 午後十時以後翌日の午前零時前 の時間において保護者が同伴す る十八歳未満の者を客として立 ち入らせる場合を除く</p>
<p>(指示)</p>	<p>第二条第一項第五号の 營業に係る營業所にあ つては、午後十時から 翌日の午前六時までの 時間において客として 立ち入らせること</p>	<p>ち入らせる場合を除く</p>

第三十一條の二十四 公安委員会は、特定遊興飲食店營業者又はその代理
人等が、当該營業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反
した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少
年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該特定
遊興飲食店營業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する
行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指

【別添 2】

示をすることができる。

(営業の停止等)

第三十一条の二十五 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月(同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 深夜において飲食店営業を営む者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基

【別添 2】

2 (略)

3 第二十二條第一項(第三号を除く。)の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「当該営業」とあるのは「当該営業(深夜における営業に限る。)」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。)」と、同項第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。)」と、「第二條第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出等)

第三十三條 (略)

2～5 (略)

6 第十八條の二の規定は、酒類提供飲食店営業(午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。)を営む者について準用する。

準に適合するように維持すること。

二 深夜において客に遊興をさせないこと。

2 (略)

3 第二十二條(第三号を除く。)の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同条第一号及び第二号中「当該営業」とあるのは「当該営業(深夜における営業に限る。)」と、同条第四号中「業務」とあるのは「業務(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。)」と、同条第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所(少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るものを除く。)」と、「第二條第一項第八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時(同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時)から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出等)

第三十三條 (略)

2～5 (略)

6 第十八條の二の規定は、酒類提供飲食店営業(日出時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。)を営む者について準用する。

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二条第十三項に規定する業務の一部に従事するもの（以下この節において「受託接客従業者」という。）に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させること。

二 (略)

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二条第十一項に規定する業務の一部に従事するもの（以下この節において「受託接客従業者」という。）に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させること。

二 (略)

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者にあつては、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に

及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならぬ。

一〇三 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一〇四 (略)

五 特定遊興飲食店営業の営業所

規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一〇三 (略)

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(報告及び立入り)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一〇四 (略)

六・七 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に
関し、次に掲げる職務を行う。

- 一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二〇五 (略)

3〇6 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2〇五 (略)

五・六 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に
関し、次に掲げる職務を行う。

- 一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは第二条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二〇五 (略)

3〇6 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

2〇五 (略)

【別添 2】

(風俗環境保全協議会)

第三十八条の四 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くように努めるものとする。

2 協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 (略)

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 (略)

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

行うものとする。

一〇四 (略)

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項又は第三十一条の二十二の許可の申請に係る営業所に関し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号まで(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)に該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の承認又は第十条の二第一項(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八 (略)

三〇七 (略)

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の

行うものとする。

一〇四 (略)

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に関し、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第二号から第四号までに該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認又は第十条の二第一項の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八 (略)

三〇七 (略)

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定により営業の停止を命じ、又は第三

停止を命じ、又は第三十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項及び次条において同じ。）、第十条の二第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項において同じ。）、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係

第十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における

る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)に該当すると認められた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三条第一項若しくは第三十一条の二十二の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項(第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合
- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項、第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項又は第三十五条の四第一項

審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号に該当すると認められた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項(第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合
- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第二項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項又は第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分をした

、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項、第三十一条の二十五第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体等)

場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業者若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体)

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体及び特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 偽りその他不正の手段により第三条第一項若しくは第三十一条の十二の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認を受けた者
- 三 第十一条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた者
- 三 第十一条の規定に違反した者
- 四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第

【別添 2】

の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分
に違反した者

五・六 (略)

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受け
ないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは
百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項(第十条第十項及び第三十一条の二十三)において準
用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。)の規定に違
反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備(第四
条第四項に規定する遊技機を含む。)の変更をした者

二 (略)

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項(第三十一条の二十
三)において準用する場合を含む。)の認定を受けた者

四 第二十二条第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで(こ
れらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用
する場合を含む。)の規定に違反した者

五・十 (略)

2 第二十二条第一項第三号若しくは第四号(第三十一条の二十三及び第
三十二条第三項)において準用する場合を含む。)、第二十八条第十二項
第三号、第三十一条の三第三項第一号、第三十一条の十三第二項第三号
若しくは第四号又は第三十一条の十八第二項第一号に掲げる行為をした
者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の

四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

五・六 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは
百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項(第十条第十項において準用する場合を含む。以下
この号及び次号において同じ。)の規定に違反して第九条第一項の承
認を受けないで営業所の構造又は設備(第四条第四項に規定する遊技
機を含む。)の変更をした者

二 (略)

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の認定を受けた者

四 第二十二条第三号の規定又は同条第四号から第六号まで(これらの
規定を第三十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違
反した者

五・十 (略)

2 第二十二条第三号若しくは第四号(第三十二条第三項)において準用す
る場合を含む。)、第二十八条第十二項第三号、第三十一条の三第三項
第一号、第三十一条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十一条
の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年
齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることが

【別添 2】

規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項、第三十八条の四第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。）、第二十八條第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者

二 五 （略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第九条第五項後段（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の二第二項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）

できない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十二條第三項において準用する場合を含む。）、第二十八條第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者

二 五 （略）

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第九条第五項後段の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の二第二項の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載の

【別添 2】

む。）の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 (略)

五 第二十四条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第七条第五項（第七条の二三項及び第七条の三第三項（これらの規定を第三十一条の二三において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第九条第三項（第十条第十項及び第三十一条の二三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第十条第一項（第三十一条の二三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第十条の二第七項（第三十一条の二三において準用する場合を含む。）

あるものを提出した者

四 (略)

五 第二十四条第一項の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第五項（第七条の二三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第九条第三項（第十条第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第十条第一項の規定に違反した者

五 第十条の二第七項の規定に違反した者

【別添 2】

<p>む。）の規定に違反した者</p> <p>六（略）</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第七条第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>二 第十条第三項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>三 第十条の二第九項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p>	<p>六（略）</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第七条第六項の規定に違反した者</p> <p>二 第十条第三項の規定に違反した者</p> <p>三 第十条の二第九項の規定に違反した者</p>
---	--

改 正 後	改 正 前
<p>（営業の許可の取消し、営業の停止）</p> <p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（営業の許可の取消し、営業の停止）</p> <p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業に関するものに限る。）</p> <p>三・四 （略）</p>

		改 正 後	
別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）			
	(ハ)	(略)	(略)
	第二種住居地域内に建築してはならない建築物		一・二 (略) 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 四〇六 (略)
		(略)	
(ト) 準住居地域内に建築してはならない建築物	一・二 (略) 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 (一) 容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作 (二) 出力の合計が〇・七五キロワット		
		改 正 前	
別表第二 用途地域等内の建築物の制限（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係）			
	(ハ)	(略)	(略)
	第二種住居地域内に建築してはならない建築物		一・二 (略) 三 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 四〇六 (略)
		(略)	
(ト) 準住居地域内に建築してはならない建築物	一・二 (略) 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 (一) 容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作 (二) 出力の合計が〇・七五キロワット		

【別添 2】

【別添 2】

- ト以下の原動機を使用する塗料の吹付
- (二の二) (略)
- (三) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)
- (四) (四の二) (略)
- (四の三) 印刷用平版の研磨
- (四の四) (四の六) (略)
- (五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの
- (六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの
- (七) 出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉
- (八) (略)
- (九) 出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切削
- (十) メッキ

- ト以下の原動機を使用する塗料の吹付
- (二の二) (略)
- (三) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨(工具研磨を除く。)
- (四) (四の二) (略)
- (四の三) 印刷用平版の研磨
- (四の四) (四の六) (略)
- (五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、撚糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの
- (六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットをこえる原動機を使用するもの
- (七) 出力の合計が二・五キロワットをこえる原動機を使用する製粉
- (八) (略)
- (九) 出力の合計が十キロワットをこえる原動機を使用する金属の切削
- (十) めっき

【別添 2】

<p>(十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業</p>	<p>(十二) (十六) (略)</p>
<p>四 (略)</p>	
<p>五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</p>	
<p>六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客</p>	

<p>(十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットをこえる空気圧縮機を使用する作業</p>	<p>(十二) (十六) (略)</p>
<p>四 (略)</p>	
<p>五 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの</p>	
<p>六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一平方メートルを超</p>	

【別添 2】

(わ)	(略)	(る)	(略)	(ち)	
<p>用途地域の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内に建築してはならない建築物</p>	(略)	<p>工業地域内に建築してはならない建築物</p>	(略)	<p>近隣商業地域内に建築してはならない建築物</p>	
<p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供</p>	(略)	<p>一・二 (略) 三 キヤバレー、料理店その他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 五〇七 (略)</p>	(略)	<p>一 (略) 二 キヤバレー、料理店その他これらに類するもの 三 (略)</p>	<p>席の部分に限る。）の床面積の合計が一平方メートルを超えるもの</p>
<p>用途地域の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内に建築してはならない建築物</p>	(略)	<p>工業地域内に建築してはならない建築物</p>	(略)	<p>近隣商業地域内に建築してはならない建築物</p>	
<p>劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計</p>	(略)	<p>一・二 (略) 三 キヤバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 五〇七 (略)</p>	(略)	<p>一 (略) 二 キヤバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 三 (略)</p>	<p>えるもの</p>

【別添 2】

	する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
	が一万平方メートルを超えるもの

改 正 後	改 正 前
<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号（禁止行為等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の二十三（準用）及び第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八條第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る</p>	<p>（製造免許等の要件）</p> <p>第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>七の二 免許の申請者が未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第六号（禁止行為）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等）において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第五号（同法第二十八條第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一條の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十条第一項第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。以下同</p>

部分に限る。)に係る部分に限る。以下同じ。)若しくは第五十六条(同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。)の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二 (略)

じ。)若しくは第五十六条(同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。)の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。))及び第五十二条の規定を除く。)により、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条(傷害)、第二百六条(現場助勢)、第二百八条(暴行)、第二百八条の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十二条(脅迫)若しくは第二百四十七条(背任)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二 (略)

【別添 2】

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（附則第十条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表（第七条関係）			別表（第七条関係）		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	第五條第二項及び第四項並びに第十條の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一條の二十三において準用する場合を含む。）、第二十七條第四項（第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一條の二第四項（第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項において準用する場合を含む。）	第四條	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）	第五條第二項及び第四項、第十條の二第三項、第二十七條第四項（第三十一條の十二第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一條の二第四項（第三十一條の七第二項及び第三十一條の十七第二項において準用する場合を含む。）	第四條
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は平成二十八年六月二十三日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月二十三日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 臨時代理

国務大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 石井 啓一

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百八十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む）中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条第一号中「（以下同じ。）又は」を「第三条第一項第二号において同じ。）又は」に、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に、「（以下同じ。）内」を「同号において同じ。）内」に改める。

第二条中「（以下同じ。）」の下に「以下この条において同じ」を加える。

第三条第一項第二号中「休憩を含む。以下」の下に「この条において」を加え、同号イ中「含む。以下」の下に「このイにおいて」を加え、同号ニ中「（以下）」の下に「この条において」を加え、同号ホ及び同条第三項中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第一号中「（以下）」の下に「この項において」を加え、同条第三項第一号イ中「（以下）」の下に「このイにおいて」を加え、同号ハ中「長いす」を「長椅子」に改める。

第六条第一号中「制限地域」を「この条において「制限地域」に改め、同号ロ中「学校」の下に「病院」を加え、「学生等の」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「もの」の下に「（以下）「保全対象施設」という。」を加え、同条第二号中「施設」を「保全対象施設」に改め、同条第三号中「指定」の下に「及びその変更」を加え、「第一号ロに規定する施設」を「保全対象施設」に改める。

第十八条を第三十一条とする。

第十七条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第十六条の表の一の項中「許可（以下）」の下に「この表において」を加え、同項の（一）中「第七条」を「第八条」に、「未認定遊技機」を「この表において「未認定遊技機」に改め、同項の（二）中「第七条」を「第八条」に、「特定未認定遊技機」を「この表において「特定未認定遊技機」に改め、同表の二の項中「（以下）」の下に「この表において」を加え、同項の（三）中「第七条」を「第八条」に改め、同表の二の項中「（以下）」の下に「この表において」を加え、同項の（四）中「第十条の二」を「第十四条」に改め、同条を第二十九条とする。

第十五条の二第一号中「第十三条第四号」を「第十七条第四号」に改め、同条を第二十八条とし、第十五条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「第二条第十一项第三号」を「第二条第十三条第四号」に、「（以下）」を「次項において」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第三項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条の五中「第十三条各号」を「第十七条各号」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四号を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準）

第二十二号 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（次号において「営業所設置許容地域」という。）の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 次のいずれかに該当する地域であること。

- (1) 風俗営業等密集地域
(2) その他の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域
ロ 次に掲げる地域でないこと。

- (1) 住居集合地域
(2) 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

- (3) (1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあつては、幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

- (4) その他の地域のうち、保全対象施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要のある施設として都道府県の条例で定めるものに限る。）の周辺の地域（当該保全対象施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルを限度とする区域内の地域に限る。）

二 営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

【別添4】

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正) 第四条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表十四の二の項の次に次のように加える。

Table with 4 columns and 2 rows. Column 1: 十四の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Column 2: 十四の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Column 3: 十四の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Column 4: 十四の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Row 1: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Row 2: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十...

次に掲げる当該審査の区分に当該申請を行う者が定める金額(当該申請の適正化風俗営業等に関する法律第三十...)

Table with 4 columns and 2 rows. Column 1: 十四の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Column 2: 十四の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Column 3: 十四の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Column 4: 十四の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Row 1: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十... Row 2: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十...

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令

(平成二十年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。
第一条第十号中「第二十二條第六号」を「第二十二條第一項第六号」に改める。

附 則

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
厚生労働大臣 臨時代理
国務大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 石井 啓一

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

○	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）	1
○	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）	19
○	旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）	23
○	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）	25
○	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）	34

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>法第二条第一項第五号</u>の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第五号</u>の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル（旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）<u>第二条第二項</u>に規定するホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。<u>第三条第一項第二号</u>において同じ。）又は旅館（<u>同法第二条第三項</u>に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。<u>同号</u>において同じ。）<u>内の区画された施設</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>（<u>法第二条第六項第三号</u>の政令で定める興行場）</p> <p>第二条 法第二条第六項第三号の政令で定める興行場は、次の各号に掲げる興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）<u>第一条第一項</u>に規定する興行場をいう。以下この条において同じ。）で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものとする。</p>	<p>（<u>法第二条第一項第八号</u>の政令で定める施設）</p> <p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）<u>第二条第一項第八号</u>の政令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設であつて、営業中における当該施設の内部をそれぞれ当該施設の置かれるホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内において当該施設の外部から容易に見通すことができるものとする。</p> <p>一 ホテル（旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）<u>第二条第二項</u>に規定するホテル営業に係る建物又は建物の部分をいう。以下<u>同じ</u>。）又は旅館（<u>同条第三項</u>に規定する旅館営業に係る建物又は建物の部分をいう。以下<u>同じ</u>。）<u>内の区画された施設</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>（<u>法第二条第六項第三号</u>の政令で定める興行場）</p> <p>第二条 法第二条第六項第三号の政令で定める興行場は、次の各号に掲げる興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）<u>第一条第一項</u>に規定する興行場をいう。）で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものとする。</p>

一〇三 (略)

(法第二条第六項第四号の政令で定める施設等)

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 食堂（調理室を含む。以下このイにおいて同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

(略)

ロ・ハ (略)

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下この条において「フロント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室の鍵の交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設

一〇三 (略)

(法第二条第六項第四号の政令で定める施設等)

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

(略)

ロ・ハ (略)

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下「フロント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室の鍵の交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設

<p>2 法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げる施設（客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室の鍵の授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 客の使用する自動車の車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び二以上の側壁（ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあつては、その客の自動車の駐車用に供する区画された車庫の部分という。以下この項において同じ。）が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備</p> <p>イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下このイにおいて「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備</p> <p>ロ（略）</p>	<p>2 法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げる施設（客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 客の使用する自動車の車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び二以上の側壁（ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限るものとし、二以上の自動車を収容することができる車庫にあつては、その客の自動車の駐車用に供する区画された車庫の部分という。以下同じ。）が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備</p> <p>イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついでその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備</p> <p>ロ（略）</p>
---	--

ハ 長椅子その他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

二 (略)

(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準)

第六条 法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(以下この条において「制限地域」という。)の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。

イ (略)

ロ その他の地域のうち、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの(以下「保全対象施設」という。)の周辺の地域

二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該保全対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

三 前二号の規定による制限地域の指定及びその変更は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、保全対象施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

ハ 長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

二 (略)

(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準)

第六条 法第四条第二項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域(以下「制限地域」という。)の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。

イ (略)

ロ その他の地域のうち、学校その他の施設で学生等その利用者の構成その他のその特性にかんがみ特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるものの周辺の地域

二 前号ロに掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行う場合には、当該施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね百メートルの区域を限度とし、その区域内の地域につき指定を行うこと。

三 前二号の規定による制限地域の指定は、風俗営業の種類及び営業の態様、地域の特性、第一号ロに規定する施設の特性、既設の風俗営業の営業所の数その他の事情に応じて、良好な風俗環境を保全するため必要な最小限度のものであること。

第七条・第八条 (略)

(法第十三条第一項第二号の政令で定める基準)

第九条 法第十三条第一項第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域(以下「営業延長許容地域」という。)の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業、遊興飲食店営業(設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。))をいい、風俗営業に該当するものを除く。)並びに深夜(午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。)において営まれる酒類提供飲食店営業(法第十二条第十三条第四号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。第二十七条において同じ。)及び興行場営業(興行場法第一条第二項に規定する興行場営業をいう。)の営業所が一平方キロメートルにつきおおむね三百箇所以上の割合で設置されている地域(第二十二条第一号イ(1)及びロ(3)において「風俗営業等密集地域」という。)であること。

ロ 次に掲げる地域でないこと。

- (1) 住居集合地域
- (2) 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているた

第六条の二・第七条 (略)

(法第十三条第一項の政令で定める基準)

第七条の二 法第十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域(以下「営業延長許容地域」という。)の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業並びに深夜(午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。)において営まれる酒類提供飲食店営業(法第十二条第十一項第三号に規定する酒類提供飲食店営業をいう。以下同じ。)及び興行場営業(興行場法第一条第二項に規定する興行場営業をいう。)の営業所が一平方キロメートルにつきおおむね三百箇所以上の割合で設置されている地域であること。

ロ 次に掲げる地域に隣接する地域でないこと。

- (1) 住居集合地域
- (2) その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における

め、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

(3) (1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

二 営業延長許容地域の指定及びその変更は、風俗営業の種類、営業の態様その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による風俗営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係風俗営業者に対して行う営業時間の制限その他の事項に関する法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

（風俗営業の営業時間の制限に関する条例の基準）

第十条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 営業時間を制限する地域の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。
 - イ (略)
 - ロ その他の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、早朝における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの
- 三 営業を営んではならない時間の指定は、次に掲げる地域の区分に

当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

二 営業延長許容地域の指定は、風俗営業の種類、営業の態様その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条の規定による団体の届出の有無及び当該団体が関係風俗営業者に対して行う営業時間の制限その他の事項に関する法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

（風俗営業の営業時間の制限に関する条例の基準）

第八条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 営業時間を制限する地域の指定は、次に掲げる地域内の地域について行うこと。
 - イ (略)
 - ロ その他の地域のうち、住居の用に併せて商業等の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、早朝における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの
- 三 営業を営んではならない時間の指定は、次に掲げる地域の区分に

従いそれぞれ次に定める時間内において行うこと。

イ 前号イに掲げる地域に係る地域であつて、法第十三条第一項第一号に定める地域（以下この条において「特別日営業延長許容地域」という。）に該当するもの 午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において習俗的行事その他の特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時まで）の時間

ロ 前号イに掲げる地域に係る地域（イに掲げるものを除く。）

午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前の時間

ハ 前号ロに掲げる地域に係る地域 午前六時後午前十時までの時間

四 ばちんこ屋その他の都道府県の条例で定める種類の風俗営業については、前二号に定めるもののほか、客の頻繁な出入り、営業活動に伴う騒音の発生その他の事情による良好な風俗環境への影響が大きいと認められる地域につき、次に掲げる地域の区分に従いそれぞれ次に定める時間内において営業を営んではならない時間を指定することができること。

イ 当該風俗営業の種類に係る営業延長許容地域に該当する地域 午前六時後午前十時までの時間

従いそれぞれ次に定める時間内において行うこと。

イ 前号イに掲げる地域に係る地域であつて、法第十三条第一項の規定に基づき都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日を定める条例で当該事情のある地域として定める地域（以下この条において「特別日営業延長許容地域」という。）に該当するもの 日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において当該特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時）までの時間

ロ 前号イに掲げる地域に係る地域（イに掲げるものを除く。）

日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間

ハ 前号ロに掲げる地域に係る地域 日出時から午前十時までの時間

四 ばちんこ屋その他の都道府県の条例で定める種類の風俗営業については、前二号に定めるもののほか、客の頻繁な出入り、営業活動に伴う騒音の発生その他の事情による良好な風俗環境への影響が大きいと認められる地域につき、次に掲げる地域の区分に従いそれぞれ次に定める時間内において営業を営んではならない時間を指定することができること。

イ 当該風俗営業の種類に係る営業延長許容地域に該当する地域 日出時から午前十時までの時間

【別添5】

一 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの 二 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における	デシベ 六十五	シベル 六十	デシベ 五十五	地域 数値 昼間 夜間 深夜	一 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの 二 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における
	デシベ 六十	シベル 六十	デシベ 五十五		
	デシベ 五十五	デシベ 五十五	デシベ 四十五		

ロ 特別日営業延長許容地域に該当する地域（イに掲げるものを除く。） 午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において習俗的行事その他の特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時まで）の時間

ハ イ又はロに掲げる地域以外の地域 午前六時後午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前の時間

（風俗営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等）

第十一条 法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における同条の風俗営業者に係る騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値を超えない範囲内において定めるものとする。

一 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの 二 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における	デシベ 六十五	シベル 六十	デシベ 五十五	地域 数値 昼間 夜間 深夜	一 住居集合地域その他の地域で、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの 二 商店の集合している地域その他の地域で、当該地域における
	デシベ 六十	シベル 六十	デシベ 五十五		
	デシベ 五十五	デシベ 五十五	デシベ 四十五		

ロ 特別日営業延長許容地域に該当する地域（イに掲げるものを除く。） 日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（当該翌日につき、当該特別日営業延長許容地域を定める条例において当該特別な事情のある日として定められている場合にあつては、当該条例で定める時）までの時間

ハ イ又はロに掲げる地域以外の地域 日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間

（風俗営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等）

第九条 法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における同条の風俗営業者に係る騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値を超えない範囲内において定めるものとする。

【別添5】

備考	一 「昼間」とは、午前六時後午後六時前の時間をいう。			
	二 「夜間」とは、午後六時から翌日の午前零時までの時間をいう。			
	三 一及び二に掲げる地域以外の地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
	風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの			ル
第十二条・第十三条 (略)	第十四条 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。			
政令で定める者	区分	政令で定める額		
一 法第二十条第二項の認定(以下単)	(一) 法第二十条第五項の指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)が行う認定に必要な試験(以下「遊技機試験」とい	(略)		

備考	一 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。			
	二 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。			
	三 一及び二に掲げる地域以外の地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
	風俗環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるもの			ル
第九条の二・第十条 (略)	第十条の二 法第二十条第八項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額とする。			
政令で定める者	区分	政令で定める額		
一 法第二十条第二項の認定(以下単)	(一) 法第二十条第五項の指定試験機関(以下単に「指定試験機関」という。)が行う認定に必要な試験(以下「遊技機試験」という。)を受けた遊技機に	(略)		

【別添5】

受けようとする者	試験（以下この表において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合	
(略)	(二)・(三) (略)	(略)
備考 (略)		
第十五条～第十八条 (略)		
(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する条例の基準)		
第十九条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。		
一 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第四項の制限は、営業を営んではならない時間を指定して行うこと。		
二 (略)		
(法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為)		
第二十条 法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為は、第十七条各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる行為とする。		
(法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為)		
第二十一条 法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為は、第十七条各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる行為とする。		
(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域の指定に関する		

受けようとする者	試験（以下「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合	
(略)	(二)・(三) (略)	(略)
備考 (略)		
第十一条～第十三条の二 (略)		
(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に関する条例の基準)		
第十三条の三 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。		
一 法第三十一条の十三第一項において読み替えて準用する法第二十八条第四項の制限は、営業を営んではならない時間を指定して行うこと。		
二 (略)		
(法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為)		
第十三条の四 法第三十一条の十五第一項の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる行為とする。		
(法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為)		
第十三条の五 法第三十一条の二十の政令で定める重大な不正行為は、第十三条各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる行為とする。		

る条例の基準)

第二十二條 法第三十一條の二十三において準用する法第四條第二項第

二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域（次号において「営業所設置許容地域」という。）の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこと。

イ 次のいずれかに該当する地域であること。

〔1〕 風俗営業等密集地域

〔2〕 その他の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね百人以下の割合で人が居住する地域

ロ 次に掲げる地域でないこと。

〔1〕 住居集合地域

〔2〕 住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの

〔3〕 (1)又は(2)に掲げる地域に隣接する地域（当該地域が風俗営業等密集地域に該当する場合にあつては、幹線道路の各側端から外側おおむね五十メートルを限度とする区域内の地域を除く。）

〔4〕 その他の地域のうち、保全対象施設（特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府

県の条例で定めるものに限る。)の周辺の地域(当該保全対象施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む)。

)の周囲おおむね百メートルを限度とする区域内の地域に限る。

二 営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による特定遊興飲食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵守のための自主的な活動にも配慮すること。

(法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由)

第二十三条 第七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の政令で定める事由について準用する。この場合において、第七条第一号及び第六号中「風俗営業者」とあるのは、「特定遊興飲食店営業者」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限に関する条例の基準)

第二十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第二項の制限は、深夜において営業を営んではならない時間として午前五時から午前六時までの時間内の時間を指定し、又は深夜から引き続き営業

【別添5】

を営んではならない時間として午前六時後午前十時までの時間内の時間を指定して行うこと。

二 営業時間を制限する地域の指定は、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止するため早朝における風俗環境の保全につき特に配慮を必要とする地域内の地域について行うこと。

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等)

第二十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る騒音に係る数値は、第十一条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例を定める場合における特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に係る振動に係る数値は、五十五デシベルを超えない範囲内において定めるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等)

第二十六条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制に関する条例の基準等)

第十四条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基

【別添5】

<p>一 法第三条第一項の許可（以下この表において単に「許可」という</p>	<p>基づく条例を定める場合における深夜において飲食店営業（法第二条第十三項第四号に規定する飲食店営業をいう。次項において同じ。）を営む者に係る騒音に係る数値は、第十一条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>(法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 第十七条第四号から第八号までに掲げる行為</p> <p>二 十 (略)</p> <p>(法第四十三条の政令で定める者及び額)</p> <p>第二十九条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p> <p>政令で定める者</p>
<p>一 法第三条第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けよう</p>	<p>づく条例を定める場合における深夜において飲食店営業（法第二条第十一項第三号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。）を営む者に係る騒音に係る数値は、第九条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範囲内において定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第九条第三項の規定は、第一項の騒音及び前項の振動の測定について準用する。</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>(法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第十五条の二 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 第十三条第四号から第八号までに掲げる行為</p> <p>二 十 (略)</p> <p>(法第四十三条の政令で定める者及び額)</p> <p>第十六条 法第四十三条の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定める額は、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に定める額とする。</p> <p>政令で定める者</p>

【別添5】

<p>者</p> <p>(一) ぱちんこ屋又は第八條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(二) ぱちんこ屋又は第八條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>。)</p> <p>(一) ぱちんこ屋又は第八條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下この表において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(一) 1又は2に定める額に、二千八百円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この表において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに</p>
<p>とする者</p> <p>(一) ぱちんこ屋又は第七條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(二) ぱちんこ屋又は第七條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>	<p>(一) ぱちんこ屋又は第七條に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(一) 1又は2に定める額に、二千八百円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五千六百円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未</p>

【別添 5】

<p>四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ第十四条の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>(三) ぱちんこ屋及び第八條に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>二 法第二十条第十項に</p>	<p>において準用する法第九條第一項の承認（以下この表において単に「承認」という。）を受けようとする者</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 承認を受けようとする遊技機に未認定</p>	<p>遊技機がある場合</p>
		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に</p>
<p>認定遊技機については、それぞれ第十條の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>(三) ぱちんこ屋及び第七條に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>二 法第二十条第十項に</p>	<p>において準用する法第九條第一項の承認（以下単に「承認」という。）を受けようとする者</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 承認を受けようとする遊技機に未認定</p>	<p>遊技機がある場合</p>
		<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	<p>五千二百円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、八千円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二千四百円に</p>
					<p>乗じて得た額を加算した額）に、未認定遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊</p>

【別添 5】

<p>遊技機一台ごとに四十円（特定未認定遊技機については、それぞれ第十四条の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>備考（略）</p> <p>（警察庁長官への権限の委任）</p> <p>第三十条 法第四十一条の三第一項の規定による報告の受理及び通報並びに国家公安委員会の権限に属する法第四十四条第一項の規定による届出の受理に関する事務は、警察庁長官に委任する。</p> <p>第三十一条（略）</p>
<p>遊技機については、それぞれ第十条の二の表の一の項の(三)の下欄に定める額から八千円を減じた額）を加算した額</p>	<p>備考（略）</p> <p>（警察庁長官への権限の委任）</p> <p>第十七条 法第四十一条の三第一項の規定による報告の受理及び通報並びに国家公安委員会の権限に属する法第四十四条の規定による届出の受理に関する事務は、警察庁長官に委任する。</p> <p>第十八条（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（第二種住居地域及び工業地域内に建築してはならない建築物）</p> <p>第三百三十条の七の三 法別表第二(ハ)項第三号及び(ロ)項第四号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第六項及び第十一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設（ナイトクラブを除く。）とする。</p> <p>（第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途）</p> <p>第三百三十条の八の二 （略）</p> <p>2 法別表第二(ト)項第六号及び(ワ)項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所及び場外車券売場に類する用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。</p> <p>（準住居地域及び用途地域の指定のない区域内に建築してはならない建築物のナイトクラブに類する用途）</p>	<p>（新設）</p> <p>（第二種住居地域等内に建築してはならない建築物の店舗、飲食店等に類する用途）</p> <p>第三百三十条の八の二 （略）</p> <p>2 法別表第二(ト)項第六号及び(ワ)項（法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。）の規定により政令で定める用途は、場内車券売場及び勝舟投票券発売所とする。</p>

第三百十条の九の二 法別表第二(ト)項第五号及び第六号並びに(ワ)項(法第

八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第七項及び第十三項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定めるナイトクラブに類する用途は、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客の接待をするものを除く。)を営む施設(ナイトクラブを除く。)とする。

第三百十条の九の三・第三百十条の九の四 (略)

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百十条の九の五 法別表第二(ぬ)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法別表第二(ぬ)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの

ロ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであつて、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの

(新設)

第三百十条の九の二・第三百十条の九の三 (略)

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百十条の九の四 法別表第二(ぬ)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法別表第二(ぬ)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮天然ガスに係るもの

ロ 燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素に係るものであつて、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの

三〇五 (略)

第三百三十条の九の六 (略)

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第三百三十七条の十八 法第八十七条第一項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合、第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合又は第九号に掲げる用途に供する建築物が準住居地域若しくは近隣商業地域内にある場合については、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 三 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等
- 四 ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 六 博物館、美術館、図書館
- 七 体育館、ボート場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ

三〇五 (略)

第三百三十条の九の五 (略)

(建築物の用途を変更して特殊建築物とする場合に建築主事の確認等を要しない類似の用途)

第三百三十七条の十八 法第八十七条第一項の規定により政令で指定する類似の用途は、当該建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。ただし、第三号若しくは第六号に掲げる用途に供する建築物が第一種低層住居専用地域若しくは第二種低層住居専用地域内にある場合又は第七号に掲げる用途に供する建築物が第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域若しくは工業専用地域内にある場合については、この限りでない。

- 一 劇場、映画館、演芸場
- 二 公会堂、集会場
- 三 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等
- 四 ホテル、旅館
- 五 下宿、寄宿舎
- 六 博物館、美術館、図書館
- 七 体育館、ボート場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ

練習場、バッテリー練習場

八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗

九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー

十 待合、料理店

十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

練習場、バッテリー練習場

八 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗

九 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー

十 待合、料理店

十一 映画スタジオ、テレビスタジオ

改 正 後	改 正 前
<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</p> <p>七〜九 （略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>十一 （略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八 （略）</p>	<p>（構造設備の基準）</p> <p>第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</p> <p>七〜九 （略）</p> <p>十 当該施設の設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設（以下「第一条学校等」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができない設備を有すること。</p> <p>十一 （略）</p> <p>2 法第三条第二項の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八 （略）</p>

<p>九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客に接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>九 当該施設の設置場所が第一条学校等の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該第一条学校等から客室又は客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるホール若しくは射心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。</p> <p>十 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

【別添5】

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後			<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
(略)	(略)	(略)	<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>
<p>十四の三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条</p>	
改 正 前			<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	
(新設)	(新設)	(新設)	

【別添 5】

の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、それぞれ当該金額から八千円を減じた金額)

イ 三月以内の期間を限って営む風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 一万四千元(同法第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における

【別添5】

<p>十四の四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第</p>	
<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三におい</p>	
<p>千百円</p>	<p>当該申請に係る審査にあつては、二万八百円） ロ その他の審査 二万四千円（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第四条第三項の規定が適用される営業所につき同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあつては、三万八百円）</p>

【別添5】

<p>十四の五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條第一項及び第五項の規定に基づく</p>	<p>三十一條の二十三において準用する同法第五條第四項の規定に基づく許可証の再交付又は同法第三十一條の二十三において準用する同法第九條第四項の規定に基づく許可証の書換えに関する事務</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九條第四項の規定に基づく許可証の書換え</p>
<p>八千六百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條第一項の規定</p>	<p>千四百円</p>

【別添5】

<p>く特定遊興飲食 店営業の相続に 係る承認に関す る事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に 関する法律第二十 三において準用す る法律第三十一条の二 の規定に基づく特定遊 興飲食店営業者たる法 人の合併に係る承認の 申請に対する審査</p>	<p>に基づく承認の申請 を行う場合における 当該他の同項の規定 に基づく承認の申請 に係る審査にあって は、三千八百円） 一万千円（当該申請 を行う者が当該都道 府県において同時に 他の風俗営業等の規 制及び業務の適正化 等に関する法律第三 十一条の二十三にお いて準用する同法第 七条の二第一項の規 定に基づく承認の申 請を行う場合におけ る当該他の同項の規 定に基づく承認の申 請に係る審査にあつ ては、三千三百円）</p>
<p>十四の六 風俗営 業等の規制及び 業務の適正化等 に関する法律第 三十一条の二十 三において準用 する同法第七条 の二第一項及び 同法第三十一条 の二十三におい て準用する同法 第七条の二第三 項において準用 する同法第七条 第五項の規定に 基づく特定遊興</p>		

【別添5】

<p>飲食店営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p> <p>十四の七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項及び同法第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第三項において準用する同法第七條第五項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に</p>	<p>飲食店営業者たる法人の合併に係る承認に関する事務</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>
<p>一万千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）</p>	<p>一万千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第七條の三第一項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円）</p>

【別添5】

<p>十四の九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十条の二第一項、第</p>	<p>係る承認に関する事務</p> <p>十四の八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第九条第一項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>
<p>興飲食店営業者の認</p>	<p>九千九百円</p>	<p>一万三千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三に</p>

【別添5】

<p>十四の十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十三</p>		<p>三項及び第五項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務</p>
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第二十四條第六項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習</p>	<p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三において準用する同法第十條の二第五項の規定に基づく認定証の再交付</p>	<p>定の申請に対する審査</p>
<p>講習一時間につき六百五十円</p>	<p>千百円</p>	<p>第十條の二第一項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあつては、一万円)</p>

【別添 5】

(略)	四 条 第 六 項 の 規 定 に 基 づ く 営 業 所 の 管 理 者 に 対 す る 講 習 に 関 す る 事 務
(略)	

【別添5】

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号）に係る部分を除く。）<u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）<u>、第六号、第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十條第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号に係る部分に限る。）<u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）<u>、第六号（同法第三十一條の十三第二項第六号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第五十六條に規定する罪</u></u></u></u></p> <p>十一〜二十四 （略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第五十条第一項第四号（同法第二十二條第六号）に係る部分を除く。）<u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分を除く。）<u>、第六号、第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号に係る部分を除く。）若しくは第九号に規定する罪、同法第五十條第一項第四号（同法第二十二條第六号に係る部分に限る。）<u>、第五号（同法第二十八條第十二項第五号に係る部分に限る。）<u>、第六号（同法第三十一條の十三第二項第六号に係る部分に限る。）若しくは第八号（同法第三十一條の十三第二項第六号に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に提供する行為に係るものに限る。）又はこれらの罪に係る同法第五十六條に規定する罪</u></u></u></u></p> <p>十一〜二十四 （略）</p>

○内閣府令第六十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十一条の二十三において準用する同法第五条第一項、第九条第一項、第三項及び第五項並びに第十条の第二項並びに第四十四条第一項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「風俗営業の許可申請書の添付書類」に改め、同条第九号中「第十一号において」を「以下」に、「第六条の二」を「第七条」に改め、同条第十一号中「第七条」を「第八条」に改める。

第二条の見出しを「風俗営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更」に改める。

第二十四条の見出しを「電磁的記録媒体による手続」に改め、同条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十七條第一項」に、「記録したフレキシブルディスク」を「記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条を第二十九条とする。

第二十三条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。
第二十二條第一項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第二十七條とし、第十七條から第二十一條までを五條ずつ繰り下げ、第十六條の次に次の五條を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類）
第十七條 第一号（第十一号を除く。）の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第一条第五号中「法第二条第二項」とあるのは「法第二条第十二項」と、「法第三条第一項」とあるのは「法第三十一条の二十二」と、同条第九号中「第七条各号」とあるのは「第二十三条において準用する令第七条各号」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更）
第十八條 第二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更について準用する。
（構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項）
第十九條 第三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項及び第五項の内閣府令で定める事項について準用する。
（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）
第二十條 第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。
（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類）
第二十一條 第五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の第二項の内閣府令で定める書類について準用する。
別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第29条関係）

電磁的記録媒体提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第27条第1項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

1 電磁的記録媒体に記載された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考 1 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。

2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。

3 該当事項がない欄は、省略する。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

2 この府令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

【別添 7】

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（風俗営業の許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする者にあつては、火災、震災又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）以下「令」という。）<u>第七条各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類</u></p> <p>十（略）</p> <p>十一 <u>ぱちんこ屋及び令第八條に規定する営業を営もうとする者にあつては、次に掲げる書類</u></p> <p>イ〇二（略）</p> <p>（風俗営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類）</p> <p>第十七條 第一条（第十一号を除く。）の規定は、<u>法第三十一條の二十三</u></p>	<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 法第四条第三項の規定が適用される営業所につき風俗営業の許可を受けようとする者にあつては、火災、震災又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）<u>第十一号において「令」という。）</u>第六條の二各号に掲げる事由により営業所が滅失したことを疎明する書類</p> <p>十（略）</p> <p>十一 <u>ぱちんこ屋及び令第七條に規定する営業を営もうとする者にあつては、次に掲げる書類</u></p> <p>イ〇二（略）</p> <p>（構造及び設備の軽微な変更）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一〇四（略）</p>

【別添 7】

において準用する法第五条第一項の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第一条第五号中「法第二条第二項」とあるのは「法第二条第十二項」と、「法第三条第一項」とあるのは「法第三十一条の二十二」と、同条第九号中「第七条各号」とあるのは「第二十三条において準用する令第七条各号」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更)

第十八条 第二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更について準用する。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項)

第十九条 第三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項及び第五項の内閣府令で定める事項について準用する。

(構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類)

第二十条 第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類)

第二十一条 第五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項の内閣府令で定める書類について準用する。

第二十二条～第二十六条 (略)

(団体の届出)

第二十七条 法第四十四条第一項の規定による届出をしようとする団体は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合にあっては警察庁に、それ以外の場合にあっては警視庁又は道府県警察本部に、次条に規定する事項を記載した書類を提出しなければならない。

第十七条～第二十一条 (略)

(団体の届出)

第二十二條 法第四十四條の規定による届出をしようとする団体は、その目的とする事業が二以上の都道府県の区域において行われる場合にあっては警察庁に、それ以外の場合にあっては警視庁又は道府県警察本部に、次条に規定する事項を記載した書類を提出しなければならない。

2 (略)

(届出事項)

第二十八条 法第四十四条第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一五 (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第二十九条 第二十七条第一項の規定による警察庁への書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)及び別記様式第二号の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

2 (略)

(届出事項)

第二十三条 法第四十四条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一五 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 第二十二条第一項の規定による警察庁への書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第二号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

2 | 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3 | 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つて行わなければならない。

一 | トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 | ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五

に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格 X〇二〇八附属書一に規定する方式

4 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格 X〇二〇一及び X〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格 X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5 第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 提出者の名称
- 二 提出年月日

【別添 7】

別記様式第 2 号 (第29条関係)

電磁的記録媒体提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第27条第1項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記載された事項は、事実と相違ありません。
年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 電磁的記録媒体に記載された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考
- 1 「電磁的記録媒体に記載された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記載されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 3 該当事項がない欄は、省略する。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 2 号 (第24条関係)

フレキシブルディスク提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第22条第1項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 フレキシブルディスクに記載された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 「フレキシブルディスクに記載された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記載されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 3 該当事項がない欄は、省略する。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

○国家公安委員会規則第二十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

国家公安委員長 河野 太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「第七条―第二十八条」を「第六条―第二十六条」に、「第二十九条―第三十九条」を「第二十七条―第四十条」に、「第四十条―第五十条」を「第四十一条―第五十一条」に、「第五十一条―第五十六条」を「第五十二条―第五十七条」に、「第五十七条―第六十一条」を「第五十八条―第六十二条」に、「第六十二条―第六十七条」を「第六十三条―第六十八、六十八―第六十八、第六十八―第七十三条」を「第六十九―第七十四、第七十四―第七十四」に、「第七節 深夜における飲食店営業の規制等（第七十四条―第七十九条）」を「第六節 深夜における飲食店営業の規制等（第七十―第七十）」を「第七節 深夜における飲食店営業の規制等（第七十―第七十）」を「第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第七十―第七十）」を「第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第七十―第七十）」に、「第八十一条―第八十七条」を「第六十六条―第七十三、第七十三―第七十三」に改める。

第一条第一項中「第八十七条」を「第七十三、第七十三」に改め、同条第二項第一号中「第五十一条」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第十四条第一項」を「第十三条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項（第八十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第四号中「第十六条第一項」を「第十五条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第五号中「第九条第三項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号中「第十条の二第二項」の下に「（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「風俗営業者」の下に「若しくは特定遊興飲食店営業者」を加える。

第四条の見出し中「客席における」を「営業所内の」に改め、同条中「法第二十一条第五号の客席における」を「法第二十一条第二号の営業所内の」に、「場合に」を「客室の区分に」に、「客席の」を「客室の」に改め、同条各号を次のように改める。

一 客席（客に飲食をさせるために設けられた食卓、椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分）をいう。以下この条、第三十条の表法第二十一条第一号から第三号までに掲げる営業の項及び第九十五条において同じ。以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室（当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の五分の一以下であるものに限る。） 次のイ及びロに掲げる客室の部分

イ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める客席の部分

(1) 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

(i) 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

(ii) 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

ロ 客に遊興をさせるための客室の部分

二 前号に掲げる客室以外の客室 前号イに掲げる客室の部分 第四条を第二条とする。

第五条中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、同条を第三条とする。

第五条の二中「かぎ」を「鍵」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第四条第一項第三号」の下に「法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第九号中「第二十二号第三号」を「第二十二号第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一条の二十三及び」を加え、第二章中同条を第六条とする。

第八条の表法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる営業の項を削り、同表法第二条第一項第二号に掲げる営業の項第六号中「第二十九号」を「第三十号」に改め、同項第七号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同項第八号を削り、同項を同表法第二条第一項第一号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第五号に掲げる営業の項第一号中「以上」の下に「客に遊興をさせる態様の営業にあつては三十三平方メートル以上」を加え、同項第六号中「第二十九号」を「第三十号」に改め、同項第七号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同項第八号を削り、同項を同表法第二条第一項第六号に掲げる営業の項第四号中「第二十九号」を「第三十号」に改め、同項第五号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、同項を同表法第二条第一項第三号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第七号に掲げる営業の項第四号中「第二十九号」を「第三十号」に改め、同項第五号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同項第六号中「第七号」を「第八号」に改め、同項第七号中「第十一号」を「第十五号」に改め、同項を同表法第二条第一項第四号に掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第八号に掲げる営業の項第四号中「第二十九号」を「第三十号」に改め、同項第五号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同項を同表法第二条第一項第五号に掲げる営業の項とし、同条を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十条の見出しを「(風俗営業の許可申請の手続)」に改め、同条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改め、「(以下単に「管理者証」という。）」を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出しを「(風俗営業の相続の承認の申請)」に改め、同条第一項中「別記様式第七号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「許可等」を「風俗営業許可等」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出しを「(風俗営業者たる法人の合併の承認の申請)」に改め、同条第一項中「別記様式第八号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条の見出しを「(風俗営業者たる法人の分割の承認の申請)」に改め、同条第一項中「別記様式第九号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条中「別記様式第十号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十号第一項中「第二十三号」を「第二十二号」に、「別記様式第十一号」を「別記様式第十号」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一号第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第三項中「管理者証」を「風俗営業管理者証」に「あわせて」を「併せて」に改め、同条第四項中「管理者証」を「風俗営業管理者証」に改め、同条を第二十号とする。

第二十二号の見出しを「(特別風俗営業者による変更の届出)」に改め、同条を第二十一号とする。

第二十三条中「第十七号」を「第十六号」に、「第十八号」を「第十七号」に改め、同条を第二十二号とする。

第二十四条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第十二号」に改め、同条を第二十三号とし、第二十五条を第二十四号とする。

第二十六条中「別記様式第十四号」を「別記様式第十三号」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条の見出し中「交付」の下に「等」を加え、同条第一項中「別記様式第十五号」を「別記様式第十四号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十一条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第十条の二第五項の規定による認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を削る。

第八十七条第一項の表中十五の項を二十の項とし、十四の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九 法第三十一条の二十四又は法第三十一条の二十五第一項の規定による処分をした場合

一 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍
二 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに代表者の氏名等及び本籍

三 営業所の名称及び所在地

四 許可番号

五 処分年月日

六 処分番号

七 処分の理由

八 処分の種別及び内容

第八十七条第一項の表中十三の項を十七の項とし、十二の項を十六の項とし、十一の項を十五の項とし、十の項の次に次のように加える。

十一 法第三十一条の二十二の許可をした場合

一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍
二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに代表者の氏名等及び本籍

三 営業所の名称及び所在地

四 許可年月日

五 許可番号

<p>十二 法第三十一条の二 十三において準用する 法第七条第一項の承認 をした場合</p>	<p>一 承認を受けた者の氏名等及び本籍 二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>
<p>十三 法第三十一条の二 十三において準用する 法第七条第二項の承認 をした場合</p>	<p>一 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員 の氏名等及び本籍 二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>
<p>十四 法第三十一条の二 十三において準用する 法第七条第三項の承認 をした場合</p>	<p>一 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員 の氏名等及び本籍 二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>

第八十七条第二項の表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

<p>五 特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が法第三十一条の二 十四若しくは法第三十一条の二 十五第一項の規定による処分を し、又は特定遊興飲食店営業者が当該処分を違反したと認める場合</p>	<p>一 当該特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 当該特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員 の氏名等及び本籍 三 営業所の名称及び所在地 四 許可番号 五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項 六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日 七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
---	--

第五章中第八十七条を第百十三条とする。

第八十六条第一項中「第十二条（第二十八条）」を「第十一条（第二十六条第三項、第七十九条及び第九十四条第三項）」に、「第十七条及び第四十三条第二項（第五十四条第二項及び第六十五条第二項）」を「第十六条（第二十二條、第八十四条及び第九十条において準用する場合を含む。）及び第十四条第二項（第五十五条第二項及び第六十六条第二項）」に改め、同条を第百十二条とし、第八十五条を第百十一条とする。

第八十四条中「別記様式第四十三号」を「別記様式第四十九号」に改め、同条を第百九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会）
第百十条 法第三十八条の四第一項に規定する風俗環境保全協議会の委員は、公安委員会が委嘱する。

第八十三条を第百八条とする。

第八十二条第一項中「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次条において同じ。」を削り、同条を第百七条とする。

第八十一条中「無店舗型電話異性紹介営業を営む者」の下に、「特定遊興飲食店営業者」を加え、同条を第百六条とする。

第八十条中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第七節中同条を第百五条とし、同節

を同章第八節とする。

第七十九条中「第四十一条の」を「第四十二条の」に、「第四十一条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、第四章第六節中同条を第百四條とする。

第七十八条第一項中「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十七号」に改め、同条第二項中「別記様式第四十二号」を「別記様式第四十八号」に改め、同条を第百三條とする。

第七十七条中「第二十二條第四号」を「第二十二條第一項第四号」に改め、同条第一号中「第二十一條第三号」を「第二十一條第四号」に改め、同条を第百二條とし、第七十六条を第百一條とする。

第七十五条第二号中「いす」を「椅子」に改め、同条を第百條とする。

第七十四条中「第三十二條第一項第一号」を「第三十二條第一項」に改め、同条第三号中「第七十七条」を「第百二條」に改め、同条第六号中「第三十一條」を「第三十二條」に改め、同条第七号を削り、同条を第九十九條とする。

第四章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 特定遊興飲食店営業の規制等

（特定遊興飲食店営業の技術上の基準）

第七十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の床面積は、一室の床面積を三十三平方メートル以上とすること。
- 二 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。
- 三 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。
- 四 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。
- 五 第九十五条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。
- 六 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

（ホテル等内適合営業所の基準）

第七十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。
- 二 バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。
- 三 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客（客とならうとする者を含む。次号において同じ。）が営業所に入入りできるような構造であること。
- 四 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。
- 五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。

(特定遊興飲食店営業の許可申請の手續)

第七十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。

(許可証の交付)

第七十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。

2 第十條第二項及び第三項の規定は、法第三十一条の二十二の許可について準用する。この場合において、第十條第三項中「別記様式第四号の風俗営業管理者証」とあるのは、「別記様式第四十三号の特定遊興飲食店営業管理者証」と読み替えるものとする。

(通知の方法)

第七十九条 第十一条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第三項の規定による通知について準用する。

(許可証の再交付の申請)

第八十条 第十二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による許可証の再交付について準用する。

(特定遊興飲食店営業の相続の申請)

第八十一条 第十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業者（法第二条第二項の特定遊興飲食店営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三十一条の二十二の許可又は法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の承認（以下「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第五号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第五号）」と、同項第二号中「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号）」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号）」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請)

第八十二条 第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の第二項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請)

第八十三条 第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の第三項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

(相続等の承認に関する通知)

第八十四条 第十六条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、法第七條の第二項又は法第七条の第三項の規定による相続等の承認に関する通知について準用する。

(許可証の書換えの手續)

第八十五条 第十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第五項（法第三十一条の二十三において準用する法第七条の第二第三項又は第七条の第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第八十六条 第十八条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第六項の規定による許可証の返納について準用する。

(変更の承認の申請)

第八十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、府令第十七条において準用する府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出等)

第八十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号又は第二号に係る同項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書の提出は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の氏名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日）以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内にしなければならない。

3 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号の規定により法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出しているときは、併せて、当該特定遊興飲食店営業管理者証の記載された特定遊興飲食店営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該特定遊興飲食店営業管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る特定遊興飲食店営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(特例特定遊興飲食店営業者による変更の届出)

第八十九条 前条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項に規定する届出書について準用する。この場合において、前条第二項中「十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の氏名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日）以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内」とあるのは、「十日以内」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第九十条 第十六条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の承認について、第十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定により特定遊興飲食店営業許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第九十一条 第二十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定の基準)
第九十二条 第二十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手続)
第九十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第四十四号のとおりとする。

(認定証の交付等)
第九十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第四十五号のとおりとする。

第二十六条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の規定について準用する。

第三十一条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)
第九十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

- 一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分
- 二 前号に掲げる場合以外の場合
 - イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分
 - ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

(特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)
第九十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の国家公安委員会規則で定める照度の数値は、十ルクスとする。

(特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等)
第九十七条 第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。

第三十八条(第三号を除く。)の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八条第二号中「第七号」とあるのは、「第七十五号」と、同条第六号中「法第十三条第一項ただし書の場

合において、午前零時から同項ただし書に規定する条項で定めるときまでの時間」とあるのは、「深夜」と、同条第七号中「法第二十二條第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二條第一項第五号」と、同条第九号中「接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の二第一項」とあるのは「法第三十六条の二第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条(第四項を除く。)及び第四十条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九条第二項中「法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者」とあるのは「法第三十一条

の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者」と、「法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業」と、同条第三項の表定期講習の項中「法第二十四条第三項及び第三十八条」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項及び第三十七条第二項において準用する第三十八条(第三号を除く。）」と、第四十条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。

(準用規定)
第九十八条 第二十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定により特定遊興飲食店営業者が講ずる措置について、第二十八条及び第二十九条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿について準用する。

第三十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十八条の規定による表示について準用する。
第七十三条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第五節中同条を第七十四条とする。

第七十二条第二項中「第六十六条第二項第二号」を「第六十七條第二号イ中「第六十六条第二項第一号(1)から(3)まで」を「第六十七條第二項第一号(1)から(3)まで」に改め、同号ロ中「第六十六条第二項第一号(3)」を「第六十七條第二項第一号(3)」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条第一項中「別記様式第四十号」を「別記様式第三十九号」に改め、同条第二項中「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は、」に、「第四十五条の」を「第四十六条の」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第七十一条第二項において準用する第四十四条」を「第七十二条第二項において準用する第四十五条」に改め、同条を第七十二条とする。

第七十条中「別記様式第三十九号」を「別記様式第三十八号」に改め、同条を第七十一条とする。
第六十九条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第七十条とする。

第六十八条第一項中「別記様式第三十八号」を「別記様式第三十七号」に改め、同条を第六十九条とする。
第六十七条第一項中「第四十六条の」を「第四十七条の」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に改め、同条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第四十八条の規定は、」を「第四十九条の規定は、」に、「はり付け」を「貼付け」に、「第四十九条の規定は、」を「第五十条の規定は、」に、「第五十条の規定は、」を「第五十一条の規定は、」に、「第四十八条中」を「第四十九条中」に、「第四十九条第二項第一号」を「第五十条第二項第一号」に改め、第四章第四節中同条を第六十八条とする。

第六十六条第一項及び第二項中「第七十二条」を「第七十三條」に改め、同項第一号(ロ)中「第二十六条第一項」の下に「又は法第三十一条の二十五第一項」を加え、同条を第六十七条とする。
第六十五条第一項中「別記様式第三十七号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条第二項中「第四十三条第二項の規定は、」を「第四十四条第二項の規定は、」に、「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は、」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第六十五条第二項において準用する第四十四条」を「第六十六条第二項において準用する第四十五条」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十六条第一項及び第二項中「第七十二条」を「第七十三條」に改め、同項第一号(ロ)中「第二十六条第一項」の下に「又は法第三十一条の二十五第一項」を加え、同条を第六十七条とする。
第六十五条第一項中「別記様式第三十七号」を「別記様式第三十六号」に改め、同条第二項中「第四十三条第二項の規定は、」を「第四十四条第二項の規定は、」に、「第四十四条の規定は、」を「第四十五条の規定は、」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第六十五条第二項において準用する第四十四条」を「第六十六条第二項において準用する第四十五条」に改め、同条を第六十六条とする。

第六十四条中「別記様式第三十六号」を「別記様式第三十五号」に改め、同条を第六十五条とする。
 第六十三条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条を第六十四条とする。
 第六十二条第一項中「別記様式第三十五号」を「別記様式第三十四号」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十一条第一項中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、第四章第三節中同条を第六十二条とする。

第六十条第一項中「別記様式第三十四号」を「別記様式第三十三号」に改め、同条第二項中「第四十四条の規定は」を「第四十五条の規定は」に、「第四十六条の規定は」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第六十条第二項」を「第六十一条第二項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十九条中「別記様式第三十三号」を「別記様式第三十二号」に改め、同条を第六十条とする。

第五十八条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第五十九条とする。

第五十七条第一項中「別記様式第三十二号」を「別記様式第三十一号」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十六条第一項中「第四十六条の」を「第四十七条の」に、「第四十六条第二項」を「第四十七条第二項」に、「入り口」を「入口」に改め、同条第二項中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「第四十八条の規定は」を「第四十九条の規定は」に、「はり付け」を「貼付け」に、「第四十九条の規定は」を「第五十条の規定は」に、「第五十条の規定は」を「第五十一条の規定は」に、「第四十八条中」を「第四十九条中」に、「第四十九条第二項第一号」を「第五十条第二項第一号」に改め、第四章第二節中同条を第五十七条とする。

第五十五条中「別記様式第三十一号」を「別記様式第三十号」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条第一項中「別記様式第三十号」を「別記様式第二十九号」に改め、同条第二項中「第四十三条第二項の規定は」を「第四十四条第二項の規定は」に、「第四十四条の規定は」を「第四十五条の規定は」に、「第四十五条の規定は」を「第四十六条の規定は」に、「第四十三条第二項中」を「第四十四条第二項中」に、「第四十五条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第五十四条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条中「別記様式第二十九号」を「別記様式第二十八号」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「第四十一条」を「第四十二条」に、「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十六号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に、「別記様式第二十八号」を「別記様式第二十七号」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十一条第一項中「別記様式第二十六号」を「別記様式第二十五号」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十四号」に改め、第四章第一節中同条を第五十一条とする。

第四十九条第一項中「別記様式第二十五号」を「別記様式第二十四号」に改め、同条を第五十条とする。

第四十八条（見出しを含む）中「はり付け」を「貼付け」に改め、同条を第四十九条とする。

第四十七条中「第三十四条」を「第三十五条」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十六条第三項中「入り口」を「入口」に改め、同条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とする。

第四十四条中「別記様式第二十四号」を「別記様式第二十三号」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条第一項中「別記様式第二十二号」を「別記様式第二十一号」に改め、同条第二項中「別記様式第二十三号」を「別記様式第二十二号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十二条中「別記様式第二十一号」を「別記様式第二十号」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十一条第一項中「別記様式第十九号」を「別記様式第十八号」に、「別記様式第二十号」を「別記様式第十九号」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条第一項中「別記様式第十八号」を「別記様式第十七号」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「別記様式第十七号」を「別記様式第十六号」に改め、第三章中同条を第四十条とする。

第三十八条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項の表定期講習の項の中欄第二号中「第三十七条」を「第三十八条」に改め、同条第四項第二号中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改め、同項第三号中「第七条」を「第八条」に改め、同条第三十九条とする。

第三十七条第二号中「第八条」を「第七条」に改め、同条第八号を同条第十一号とし、同条第七号を削り、同条第六号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 法第三十八条の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となつた場合に、当該協議会の活動に参画すること。

第三十七条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「第二十二号第五号」を「第二十二号第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第十三号」を「第八条」に、「第九条」を「第八条」に改め、同号の次に次の三号を加える。

四 法第十三条第三項の規定による措置について従業員に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。

五 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

六 法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。

第三十七条を第三十八条とする。

第三十六条の見出しを「(風俗営業に係る営業所の管理者の選任)」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とする。

第三十三条の表中法第二条第一項第一号に掲げる営業の項を削り、法第二条第一項第二号に掲げる営業の項を法第二条第一項第一号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第三号に掲げる営業の項を削り、法第二条第一項第五号又は第六号に掲げる営業の項を法第二条第一項第二号又は第三号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第七号に掲げる営業の項を法第二条第一項第四号に掲げる営業の項とし、法第二条第一項第八号に掲げる営業の項を法第二条第一項第五号に掲げる営業の項とし、同条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条第一項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「第十四条第三項」を「第二十五条第三項及び令第二十六条第三項」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条第一号中「から第三号まで及び第五号」を「及び第二号」に改め、同条第二号中「第二十一条第六号から第八号まで」を「第二条第一項第三号から第五号まで」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十条第一号中「から第三号まで及び第五号」を「及び第二号」に改め、同条第二号中「第二十一条第六号から第八号まで」を「第二条第一項第三号から第五号まで」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条の表法第二条第一項第一号又は第三号に掲げる営業の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「いす」を「椅子」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項とし、同表法第二条第一項第二号、第五号又は第六号に掲げる営業の項を削り、同表法第二条第一項第七号又は第八号に掲げる営業の項第二号中「次に掲げる客席」の下に「客に遊技をさせるために設けられた椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分」をいう。以下この号において同じ。」「を「椅子」に改め、同項第三号中「第十一号」を「第十五号」に改め、同項を同表法第二条第一項第四号又は第五号に掲げる営業の項とし、同条を第三十条とする。

第三章中第三十条の前に次の三条を加える。

(深夜における客の迷惑行為を防止するための措置)

第二十七条 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。
- 二 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。
- 三 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。
- 四 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。
- 五 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

2 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

(苦情の処理に関する帳簿の備付け)

第二十八条 法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先(氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨)並びに苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

2 前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による記録)

第二十九条 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法)をいう。以下同じ。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2 前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

別記様式第一号を削る。

別記様式第二号を次のように改め、同様式を別記様式第一号とする。

別記様式第一号(第9条関係)

その1		受理 ※年月日	許可 ※年月日
許 可 申 請 書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。			
公安委員会殿			
申請者の氏名又は名称及び住所			
年 月 日			
(ふりがな) 氏名又は名称			
住 所	〒() () 局 番		
営業所の名称	(ふりがな)		
営業所の所在地	〒() () 局 番		
風俗営業の種類	法第2条第1項第 号の営業		
(ふりがな) 管理者の氏名			
管理者の住所	〒() () 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、名その役員の名	法人にあつては、その役員の住所		
代表者			
失にり 滅止した風俗営業	廃止の事由	廃止年月日	許可番号
		年 月 日	
現に風俗営業許可等	許可年月日	年 月 日	許可番号
を受けて営む風俗営業	営業所の名称及び所在地		

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
建築物の構造				
建築物内の位置				
営業所の客室数	客室数	室	営業所の床面積	m ²
	客室の総床面積			m ²
構造及び	各客室の床面積		m ²	
			m ²	m ²
及び	照明設備			
設備	音響設備			
設備の概要	防音設備			
概要	その他			
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長	
※ 条件	年月日	年月日		
※ 条件	年月日	年月日		
※ 条件	年月日	年月日		

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)												
建築物の構造												
建築物内の位置												
営業所の客室数	客室数	室	営業所の床面積									m ²
	客室の総床面積	m ²	各客室の床面積									
構造及び	防音設備											
設備	音響設備											
設備の概要	その他											
※ 風俗営業の種類												
※ 兼業												
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長									
※ 条件	年月日	年月日										
※ 条件	年月日	年月日										
※ 条件	年月日	年月日										

別記様式第三号を次のように改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第二号 (第 9 条関係)

その 1		営業の方法	
営業所の名称	営業所の所在地	風俗営業の種別	法第 2 条第 1 項第 号の営業
営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで ただし、午前 時 から 午後 時 分まで	営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
18 歳未満の者を従業員として使用すること	①する場合：その者の従事する業務の内容 (具体的に)	①する	②しない
18 歳未満の者の立入禁止の表示方法	①する	②しない	
飲食物の提供	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法	①する	②しない
酒類の提供	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び 20 歳未満の者への酒類の提供を防止する方法	①する	②しない
当該営業所において他の営業を兼業すること	①の場合：当該兼業する営業の内容	①する	②しない

- 4 「現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 5 その 2 (A) は法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その 2 (B) は同項第 4 号の営業について許可を申請する場合に、その 3 は同項第 4 号の営業のうち法第 4 条第 4 項に規定する営業 (例、ばらんこ屋) について許可を申請する場合に使用すること。
- 6 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家種又は 2 階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数 (地階を含む。) の別を記載すること。
- 7 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 8 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 9 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 10 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 11 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 12 法第 2 条第 1 項第 3 号の営業にあつては、その 2 (A) の「各客室の床面積」欄には、各客室の床面積を記載すること。
- 13 その 2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあいやん台及び法第 4 条第 4 項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び基数を記載すること。
- 14 その 2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 15 その 3 の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 16 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 17 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

【別添8】

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	
料金の表示方法	①する ②しない
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法（法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時後午後10時前の時間における18歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法）

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なもの（酒類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止するもの」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なもの（酒類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄には、第34条の表の上欄に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2 (A) 又はその2 (C) の「料金の表示方法」欄には、その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれかに該当するかを記載すること。
- その2 (A) の「客の接待をする場合」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定多数の客の近くには、べり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その2 (A) の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等、カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合）、その利用方法を記載すること。
- その2 (B) の「遊技料金の表示方法」欄には、その2 (B) の「遊技料金」欄又は「ばちんこ屋及び令第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれかに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第四号中「第4号（第11条関係）」を「第3号（第10条関係）」と改め、同様式を別記様式第三号とする。
 別記様式第五号中「第5号（第11条関係）」を「第4号（第10条関係）」と改め、同様式を別記様式第四号とする。
 別記様式第六号を次のように改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第5号（第12条、第80条関係）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第4項（同法第3条の23において準用する場合を含む。）の規定により許可証の再交付を申請します。	受理年月日	※再交付年月日
	※受理番号	※再交付番号
公安委員会殿	申請者の氏名又は名称及び住所	
(ふりがな)	①	
氏名又は名称	〒() 局 番	
住 所	() 局 番	
(ふりがな)		
法人にあつては、その代表者の氏名		
(ふりがな)		
営業所の名称		
営業所の所在地	〒() 局 番	
風俗営業の種類	法第2条第1項第 号の営業	
許可年月日	年 月 日	許可番号
再交付を申請する事由		

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができ
- 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る許可証の再交付を申請する場合の「再交付を申請する事由」欄には、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【別添 8】

別記様式第七号を次のように改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第六号 (第13条、第81条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号	相続承認 ※年月日
相続承認申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項 (同法第31条の23)において準用する場合を含む。)の規定により相続の承認を申請します。 年 月 日		
公安委員会殿 申請者の氏名及び住所 ㊦		
氏名又は名称 (ふりがな)		
住所	〒 () () 局 番	
営業所の名称 (ふりがな)		
営業所の所在地	〒 () () 局 番	
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	
許可年月日	年 月 日	許可番号
被相続人の氏名 (ふりがな)		
被相続人の住所		
被相続人との続柄	被相続人の死亡年月日	年 月 日
他の相続人の有無	有 無	
現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む営業及び所在地	許可年月日	年 月 日 許可番号
※風俗営業の種類		
※同時申請の有無	①有 ②無	※受理警察署長

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び印することによって、署名することができる。
- 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る相続の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 「他の相続人の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 「現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第八号を次のように改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第七号 (第14条、第82条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号	合併承認 ※年月日
合併承認申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項 (同法第31条の23)において準用する場合を含む。)の規定により合併の承認を申請します。 年 月 日		
公安委員会殿 申請者の名称及び住所 申請者の名称及び住所 ㊦		
(ふりがな)		
合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称		
合併後存続し、又は合併により設立される法人の住所	〒 () () 局 番	
(ふりがな)		
営業所の名称	〒 () () 局 番	
営業所の所在地	〒 () () 局 番	
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	
許可年月日	年 月 日	許可番号
(ふりがな)		
合併後消滅する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者たる法人の名称	〒 () () 局 番	
合併後消滅する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者たる法人の住所		
(ふりがな)		
合併後消滅する風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者たる法人の名称	〒 () () 局 番	
合併後消滅する法人の住所		
(ふりがな)		
合併後消滅する法人の代表者の氏名	〒 () () 局 番	
合併予定年月日	年 月 日	
合併の理由		
※風俗営業の種類		
※同時申請の有無	①有 ②無	※受理警察署長

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び印することによって、署名することができる。
- 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る合併の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 「合併の理由」欄には、合併を必要とする理由を具体的に記載すること。
- 「合併の理由」欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第九号を次のように改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第8号 (第15条、第83条関係)

※受理年月日	※分割承認年月日	※受理番号	※申請書番号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により分割の承認を申請します。			
公安委員会殿			
申請者の名称及び住所 申請者の名称及び住所 ④			
(ふりがな)	〒()	()	局番
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称	〒()	()	局番
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の住所	()	()	局番
営業所の名称	()	()	局番
営業所の所在地	〒()	()	局番
風俗営業の種類	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
(ふりがな)			
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の名称			
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の住所			
(ふりがな)			
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の名称			
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の住所			
代表者の氏名			
分割予定年月日			
分割の理由			
※風俗営業の種類	①有 ②無 ※受理警察署長		
※同時申請の有無			

備考

- ※印欄には記載しないこと。
- 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る分割の承認を申請する場合のみ記載すること。
- 「分割の理由」欄には、分割を必要とする理由を具体的に記載すること。
- 「代表者の氏名」欄には、記載し得ないこと。
- 「住所」欄には、記載し得ないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第十号を次のように改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第9号 (第17条、第22条、第85条、第90条関係)

※受理年月日	※証書換え番号	※申請書番号	※書換え年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第5項(同法第7条の2第3項又は第7条の3第3項において準用する場合を含む。)(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により許可証の書換えを申請します。			
公安委員会殿			
申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 ④			
(ふりがな)	〒()	()	局番
氏名又は名称	〒()	()	局番
住所	()	()	局番
(ふりがな)	法人にあつては、その代表者の氏名		
(ふりがな)	営業所の名称		
営業所の所在地	〒()	()	局番
風俗営業の種類	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
相続承認年月日	年 月 日		
合併承認年月日	年 月 日		
分割承認年月日	年 月 日		
書換え事項			
書換えの事由			

備考

- ※印欄には記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができ
- 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る許可証の書換えを申請する場合のみ記載すること。
- 「必要の文字」欄には、記載し得ないこと。
- 「住所」欄には、記載し得ないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第十一号を次のように改め、同様式を別記様式第十号とする。

別記様式第十号 (第19条、第87条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号	変更承認 ※年月日
変更承認申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項(同法第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により変更の承認を申請します。 年 月 日 公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所		
㊦		
氏名又は名称 (ふりがな)	〒 () 局 番	
住 所	〒 () 局 番	
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)		
営業所の名称 (ふりがな)	〒 () 局 番	
営業所の所在地	〒 () 局 番	
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	局 番
許可年月日	年 月 日	許可番号
変更事項	新	旧
変更の事由		

備考
 1 ※印欄には、記載しないこと
 2 大きな「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更の承認
 3 を申請する欄に記載し、別紙に記載の上、これを添付すること。
 4 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第十二号を次のように改め、同様式を別記様式第十一号とする。

別記様式第十一号 (第20条、第21条、第88条、第89条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号
変更届出書 第9条第3項第1号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第3項第2号(同法第20条第10 項又は第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により届出をします。 年 月 日 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所	
㊦	
氏名又は名称 (ふりがな)	〒 () 局 番
住 所	〒 () 局 番
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)	
営業所の名称	〒 () 局 番
営業所の所在地	〒 () 局 番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業
許可年月日	年 月 日
認定年月日	年 月 日
変更年月日	新
変更事項	旧
変更の事由	

備考
 1 ※印欄には、記載しないこと
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することがで
 3 きる。風俗営業の種別「欄」には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け
 4 出る変更の事項は、必ず「欄」に記載し、別紙に記載の上、これを添付すること。
 5 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第十三号を次のように改め、同様式を別記様式第十二号とする。

別記様式第12号 (第23条、第26条、第91条、第94条関係)

受理 ※年月日	受審 ※番号
返納理由書	
第10条第1項 第10条第3項 (同法第91条の23) 第10条第7項 第10条の2第9項 において準用する場合を含む。の規定により 許可証を返納します。	
公安委員会殿 返納者の氏名又は名称及び住所 年 月 日	
(ふりがな) 氏名又は名称 〒 () 局 番	
(ふりがな) 住 所 〒 () 局 番	
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)	
営業所の名称 〒 () 局 番	
営業所の所在地 〒 () 局 番	
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業
許可年月日	年月日
認定番号	番号
返納年月日	年月日
返納理由	年月日

備考
 1 ※印欄には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名すること
 2 返納者による。返納理由書には、風俗営業に係る許可証又は認定証を返納す
 3 る場合、返納理由書に「返納理由」として、欄及び「返納理由」欄以外に、返納しよ
 4 うとする許可証又は認定証に係る事項を記載すること。10条の2第
 5 7項各号若しくは第9項各号(これらの規定を法第31条及び法第10条の2第
 6 1項において規定する場合作る場合、法第10条第9項及び法第10条の2第
 7 1項各号若しくは第9項各号(これらの規定を法第31条及び法第10条の2第
 8 1項において規定する場合作る場合、法第10条第9項及び法第10条の2第
 9 1項各号若しくは第9項各号(これらの規定を法第31条及び法第10条の2第
 10 1項において規定する場合作る場合、法第10条第9項及び法第10条の2第
 11 1項各号若しくは第9項各号(これらの規定を法第31条及び法第10条の2第
 12 1項において規定する場合作る場合、法第10条第9項及び法第10条の2第
 13 1項各号若しくは第9項各号(これらの規定を法第31条及び法第10条の2第
 14 1項において規定する場合作る場合、法第10条第9項及び法第10条の2第
 15 1項各号若しくは第9項各号(これらの規定を法第31条及び法第10条の2第
 16 1項において規定する場合作る場合、法第10条第9項及び法第10条の2第
 17 1項各号若しくは第9項各号(これらの規定を法第31条及び法第10条の2第
 18 1項において規定する場合作る場合、法第10条第9項及び法第10条の2第

別記様式第十四号を次のように改め、同様式を別記様式第十三号とする。

別記様式第13号 (第25条関係)

その1	受理 ※年月日	認定 ※年月日
	受審 ※番号	認定 ※番号
認定申請書		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項の規定により認 定を申請します。		
公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日		
(ふりがな) 氏名又は名称 〒 () 局 番		
(ふりがな) 住 所 〒 () 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)		
営業所の名称 〒 () 局 番		
営業所の所在地 〒 () 局 番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	
許可年月日	年月日	許可番号
相続承認年月日	年月日	
合併承認年月日	年月日	

【別添 8】

その 2 (A) (法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの営業)			
建築物の構造			
建築物内の位置			
営業所の客室数	客室の総床面積	営業所の床面積	m ²
	各客室の床面積	m ²	m ²
構造及び及び	照明設備		
設備	音響設備		
設備の概要	防音設備		
その他			
※ 風俗営業の種類			
※ 兼業			
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長

その 2 (B) (法第 2 条第 1 項第 4 号の営業)						
建築物の構造						
建築物内の位置						
営業所の客室数	客室の総床面積	各客室の床面積	営業所の床面積	m ²		
	客室の総床面積	m ²	m ²	m ²		
構造及び及び	照明設備					
設備	音響設備					
設備の概要	防音設備					
その他	遊技台の設置数	遊技台の設置数	普通台	半自動台	全自動台	計
	その他設備	その他設備	台	台	台	台
※ 風俗営業の種類						
※ 兼業						
※ 同時申請の有無	① 有	② 無				※ 受理警察署長

【別添8】

その2(C)(法第2条第1項第5号の営業)					
建築物の構造					
建築物内の位置					
客室数	客室の総床面積	客室の床面積	営業所の床面積	㎡	
照明設備					
音響設備					
防音設備					
及び設備の概要	区	分	テール型	その他の型	計
	スロットマシン等		台	台	台
	テレビゲーム機		台	台	台
	フリッパーゲーム機		台	台	台
	その他の遊技設備		台	台	台
計			台	台	台
その他					
※ 風俗営業の種類					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - その2(A)は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について認定を申請する場合に、その2(B)は同項第4号の営業について認定を申請する場合に、その2(C)は同項第5号の営業について認定を申請する場合に使用する。
 - 「建築物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
 - 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
 - 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
 - 「その他」欄には、出入口の敷、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2(A)の「各客室の床面積」欄には、各客室の床面積を記載すること。
 - その2(B)の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
 - その2(C)の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十五号中「第15号(第27条関係)」と「第14号(第26条関係)」との関係、同様式を別記様式第十四号とする。
 別記様式第十六号を次のように改定し、同様式を別記様式第十五号とする。

別記様式第15号 (第26条、第94条関係)

公安委員会		認定証再交付申請書		再交付年月日	
受理年月日	受理番号	再交付年月日			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第5項(同法第33条の23において準用する場合を含む。)の規定により認定証の再交付を申請します。					
公安委員会殿					
申請者の氏名又は名称及び住所					
〒() 局 番					
法人にあつては、その代表者の氏名(ふりがな)					
〒() 局 番					
営業所の名称					
〒() 局 番					
営業所の所在地					
法第2条第1項第 号の営業					
許可年月日	年月日	許可番号			
認定年月日	年月日	認定番号			
再交付する事由					

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る認定証の再交付を申請する場合のみ記載する。
 - 「再交付する事由」欄には、死亡又は滅失の状況を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【別添 8】

別記様式第十七号中「第17号（第39条関係）」を「第16号（第40条関係）」に改め、同様式を別記様式第十六号とする。

別記様式第十八号中「第18号（第40条関係）」を「第17号（第41条関係）」に改め、同様式を別記様式第十七号とする。

別記様式第十九号中「第19号（第41条、第63条、第79条関係）」を「第18号（第42条、第64条、第104条関係）」に改め、同様式を別記様式第十八号とする。

別記様式第二十号中「第20号（第41条、第63条、第79条関係）」を「第19号（第42条、第64条、第104条関係）」に改め、同様式を別記様式第十九号とする。

別記様式第二十一号中「第21号（第42条関係）」を「第20号（第43条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十号とする。

別記様式第二十二号中「第22号（第43条関係）」を「第21号（第44条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十一号とする。

別記様式第二十三号中「第23号（第43条、第54条、第65条関係）」を「第22号（第44条、第55条、第66条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十二号とする。

別記様式第二十四号を次のように改め、同様式を別記様式第二十三号とする。

別記様式第23号（第45条、第55条、第61条、第66条、第72条関係）

受理 ※年月日	受理 ※番号	交付 ※年月日
届出確認書再交付申請書		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第45条（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出確認書の再交付を申請します。		
公安委員会殿		
申請者の氏名又は名称及び住所 (印)		
再交付を受けようとする届出確認書の種別	※店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業にあつては、当該営業の種別（法第2条第 項 号の営業）	
氏（ふりがな） 名又は名称	
住 所	〒（ ）（ ） 局 番	
（ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 （ふりがな）	
営業所の名称又は 広告若しくは 宣伝をする場合に 使用する呼称	1
	2
	3
営業所又は 事務所の所在地	〒（ ）（ ） 局 番	
届出確認書 交付年月日	
再交付事由	

備考

※印欄には、記載しないこと

1 申請書交付を申請する事由欄には、別添に記載すること。

2 申請書交付を申請する事由欄には、別添に記載すること。

3 所定の欄に記載し得ない場合は、日本工業規格A4とすること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5

【別添 8】

別記様式第二十五号中「第25号（第49条、第50条、第56条、第67条関係）」や「第24号（第50条、第51条、第57条、第68条関係）」のほか、同様式を別記様式第二十四号とす。

別記様式第二十六号中「第26号（第51条関係）」や「第25号（第52条関係）」のほか、同様式を別記様式第二十五号とす。

別記様式第二十七号中「第27号（第52条、第58条、第69条関係）」や「第26号（第53条、第59条、第70条関係）」のほか、同様式を別記様式第二十六号とす。

別記様式第二十八号中「第28号（第52条、第58条、第69条関係）」や「第27号（第53条、第59条、第70条関係）」のほか、同様式を別記様式第二十七号とす。

別記様式第二十九号中「第29号（第53条関係）」や「第28号（第54条関係）」のほか、同様式を別記様式第二十八号とす。

別記様式第三十号中「第30号（第54条関係）」や「第29号（第55条関係）」のほか、同様式を別記様式第二十九号とす。

別記様式第三十一号中「第31号（第55条、第61条、第73条、第80条関係）」や「第30号（第56条、第62条、第74条、第105条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十号とす。

別記様式第三十二号中「第32号（第57条関係）」や「第31号（第58条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十一号とす。

別記様式第三十三号中「第33号（第58条関係）」や「第32号（第60条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十二号とす。

別記様式第三十四号中「第34号（第60条関係）」や「第33号（第61条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十三号とす。

別記様式第三十五号中「第35号（第62条関係）」や「第34号（第63条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十四号とす。

別記様式第三十六号中「第36号（第64条関係）」や「第35号（第65条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十五号とす。

別記様式第三十七号中「第37号（第65条関係）」や「第36号（第66条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十六号とす。

別記様式第三十八号中「第38号（第68条関係）」や「第37号（第69条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十七号とす。

別記様式第三十九号中「第39号（第70条関係）」や「第38号（第71条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十八号とす。

別記様式第四十号中「第40号（第84条関係）」や「第39号（第109条関係）」のほか、同様式を別記様式第三十九号とす。

別記様式第四十一号中「第41号（第78条関係）」や「第40号（第103条関係）」のほか、同様式を別記様式第四十号とす。

別記様式第四十二号中「第42号（第78条関係）」や「第41号（第103条関係）」のほか、同様式を別記様式第四十一号とす。

別記様式第四十三号中「第43号（第84条関係）」や「第42号（第109条関係）」のほか、同様式を別記様式第四十二号とす。

別記様式第40号（第77条関係）

その1	受理 ※年月日	許可 ※年月日
	受理 ※番号	許可 ※番号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。

公安委員会
申請者の氏名又は名称及び住所

年 月 日

氏名又は名称 (ふりがな)	公安委員会		
住所	〒 () () 局	番	
営業所の名称 (ふりがな)			
営業所の所在地	〒 () () 局	番	
管理者の氏名 (ふりがな)			
管理者の住所	〒 () () 局	番	
法人にあつては、名その役員の名	法人にあつては、その役員の住所		
代表者			
廃止の事由	廃止年月日 許可番号		
滅失により廃止した特定遊興飲食店営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業及び所在地	営業所の名称		及び所在地

その2		建築物の構造		客室の総床面積		客室の床面積		客室の床面積		客室の床面積	
※	同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長							
※	年月日										
※	年月日										
※	年月日										
※	年月日										

- 備考
- ※印刷には、記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - 「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において運用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
 - 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
 - 「建築物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリート造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
 - 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
 - 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、裝飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第41号 (第77条関係)

営業所の名称 営業の方法 (特定遊興飲食店営業)		営業所の所在地		午前	午後	午前	午後
営業時間		午後	午前	午後	午前	午後	午前
18歳未満の者を従業者として使用する		①する場合：その者の従事する業務の内容(具体的に)		①する ②しない			
18歳未満の者を客として立ち入らせる		①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法		①する ②しない			
18歳未満の者の立入禁止の表示方法		提供する飲食物(酒類を除く。)の種類及び提供の方法		提供する酒類の種類及び提供の方法			
飲食物の提供		20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法		①する ②しない			
遊興の内容		①の場合：当該兼業する営業の内容		①する場合：当該兼業する営業の内容			
当該営業所において他の営業を兼業すること		①の場合：当該兼業する営業の内容		①の場合：当該兼業する営業の内容			

備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 42 号（第 78 条関係）

第 号	特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 許 可 証
氏名又は名称	
営業所の所在地	
営業所の名称	
年 月 日	
公安委員会	印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

【別添8】

別記様式第43号 (第78条関係)

第 号

特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 管 理 者 証

写真
 押出し
 スタンプ

営業所の名称
 営業所の所在地
 管理者の住所
 管理者の氏名

(年 月 日生)

公安委員会 印

54.0

85.6 (裏)

備考

--	--

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

別記様式第44号 (第93条関係)

その1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第2項の規定により認定を申請します。 公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日	認 定 申 請 書 ※受理日 ※受理号 ※認定日 ※認定号
氏名又は名称 (ふりがな)	〒() 局 番
住所 (ふりがな)	〒() 局 番
法人にあつては、その代表者の氏名	
営業所の名称 (ふりがな)	
営業所の所在地	〒() () 局 番
許可年月日	年 月 日 許可番号
相続承認年月日	年 月 日
合併承認年月日	年 月 日

その 2					
建築物の構造					
建築物内の位置					
営業所の位置	客室数	室	営業所の床面積	m ²	
		各客室の床面積		m ²	m ²
構造及び設備	客室の給床面積	m ²			m ²
照明設備					
音響設備					
防音設備					
その他の概要					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 - 「建築物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は 2 階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
 - 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
 - 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
 - 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
 - 「その他」欄には、出入口の敷、間仕切りの位置及び敷、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別記様式第 45 号 (第 94 条関係)

第 号
<p>認定証</p> <p>特定遊興飲食店営業</p>

<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第 31 条の 23 において採用する同法第 10 条の 2 第 1 項の規定により認定する。</p>
<p>氏名又は名称</p> <p>営業所の所在地</p> <p>営業所の名称</p> <p>年 月 日</p>
公安委員会 印

- 備考
- 「優」の色彩は橙色、「認定証」の文字の色彩はあい色、その他の文字の色彩は黒色、地の色彩は淡黄色とすること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

別添様式第46号 (第97条関係)

第 号	
管 理 者 講 習 通 知 書	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第6項に規定する講習を下記のとおり実施するので通知する。	
年 月 日	
住所	殿 公安委員会 印
管理者の氏名	
管理者の住所	
営業所の名称	
営業所の所在地	
講習の種別	
講習を行う日時	
講習を行う場所	
備考	

備考
1 管理者は、受講の際には、この通知書及び特定遊興飲食店営業管理者証を持参してください。
2 営業者は、やむを得ない事由により当該管理者に受講させることができないときは、その理由、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を講習の10日前までに書面により連絡してください。
備考
備用紙の大きさは、縦14.5センチメートル、横9.5センチメートルとすること。

(警備業の要件に関する規則の一部改正)

第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一條の二十三及び」を加える。

(少年指導委員規則の一部改正)

第三条 少年指導委員規則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。別記様式中「第6号」を「第7号」に改める。

(遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正)

第四条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九條」を「第八條」に改める。

第三十二條中「第十條の二」を「第十四條」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一條の二十三及び」を加える。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第六条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一條の二十三及び」を加える。

(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国家公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一條の二十三及び」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則(平成十五年国家公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の項中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に改める。

(確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第九条 確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「第二十二條第三号」を「第二十二條第一項第三号」に改め、「及び第四号」の下に「第三十一條の二十三及び」を加える。

(国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第十条 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の項中「第三十七条第二号、第三号及び第八号」を「第三十八条第二号、第三号及び第十一号(同条第二号及び第十一号については、第九十七条において準用する場合を含む。)」に改め、別表第三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の項中「第三十七条第二号、第三号及び第八号」を「第三十八条第二号、第三号及び第十一号(同条第二号及び第十一号については、第九十七条において準用する場合を含む。)」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則の一部改正)

第十一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則(平成二十七年国家公安委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第五十六号」を「第六条第五十六号」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則の一部改正)

第十二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則(平成二十七年国家公安委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二号中「第七条第三十九号」を「第六条第三十九号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則
新旧対照条文

目次

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	1
○ 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）	101
○ 少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）	102
○ 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）	103
○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）	105
○ 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）	106
○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）	107
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）	108
○ 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）	109
○ 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年 国家公安委員会規則第七号）	110
○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七 年 国家公安委員会規則第十四号）	111
○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規 則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十五号）	112

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条—第五条</u>）</p> <p>第二章 風俗営業の許可の手続等（<u>第六条—第二十六条</u>）</p> <p>第三章 風俗営業の規制（<u>第二十七条—第四十条</u>）</p> <p>第四章 性風俗関連特殊営業等の規制</p> <p>第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第四十一条—第五十一条</u>）</p> <p>第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十二条—第五十七条</u>）</p> <p>第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十八条—第六十二条</u>）</p> <p>）</p> <p>第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十三条—第六十八条</u>）</p> <p>第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十九条—第七十四条</u>）</p> <p>）</p> <p>第六節 特定遊興飲食店営業の規制等（<u>第七十五条—第九十八条</u>）</p> <p>第七節 深夜における飲食店営業の規制等（<u>第九十九条—第一百四条</u>）</p> <p>第八節 <u>接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第一百五条）</u></p> <p>第五章 雑則（<u>第一百六条—第一百三三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条—第六条</u>）</p> <p>第二章 風俗営業の許可の手続等（<u>第七条—第二十八条</u>）</p> <p>第三章 風俗営業の規制（<u>第二十九条—第三十九条</u>）</p> <p>第四章 性風俗関連特殊営業等の規制</p> <p>第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第四十条—第五十条</u>）</p> <p>第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十一条—第五十六条</u>）</p> <p>第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制（<u>第五十七条—第六十一条</u>）</p> <p>）</p> <p>第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十二条—第六十七条</u>）</p> <p>第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制（<u>第六十八条—第七十三条</u>）</p> <p>）</p> <p>第六節 深夜における飲食店営業の規制等（<u>第七十四条—第七十九条</u>）</p> <p>）</p> <p>第七節 <u>接客業務受託営業に係る処分移送通知書（第八十条）</u></p> <p>第五章 雑則（<u>第八十一条—第八十七条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(許可申請書等の提出)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合には、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第百十三条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の申請書又は届出書を提出しなければならぬ。

2 一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所又は事務所について次のいずれかの申請書又は届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

一 法第五条第一項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する許可申請書

二 第十三条第一項（第八十一条において準用する場合を含む。）に規定する相続承認申請書

三 第十四条第一項（第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する合併承認申請書

四 第十五条第一項（第八十三条において準用する場合を含む。）に規定する分割承認申請書

五 法第九条第三項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する届出書のうち、法第五条第一項第一号又

(許可申請書等の提出)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合には、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第八十七条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の申請書又は届出書を提出しなければならぬ。

2 一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所又は事務所について次のいずれかの申請書又は届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

一 法第五条第一項に規定する許可申請書

二 第十四条第一項に規定する相続承認申請書

三 第十五条第一項に規定する合併承認申請書

四 第十六条第一項に規定する分割承認申請書

五 法第九条第三項に規定する届出書のうち、法第五条第一項第一号又

む。次項において同じ。）に規定する届出書のうち、法第五条第一項第一号又は第六号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者の氏名又は名称を除く。）の変更に係るもの

六 法第十条の二第二項（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に規定する認定申請書

七 十（略）

3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

（営業所内の照度の測定方法）

第二条 法第二条第一項第二号の営業所内の照度は、次の各号に掲げる客室の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める客室の部分における水平面について計るものとする。

一 客席（客に飲食をさせるために設けられた食卓、椅子その他の設備

は第六号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、風俗営業者の氏名又は名称を除く。）の変更に係るもの

六 法第十条の二第二項に規定する認定申請書

七 十（略）

3 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十三条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

第二条及び第三条 削除

（客席における照度の測定方法）

第四条 法第二条第一項第五号の客席における照度は、次の各号に掲げる場合に~~応じ~~、それぞれ当該各号に定める客席の部分における水平面について計るものとする。

一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面

【別添 9】

及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分をいう。以下この条、第三十条の表法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる営業の項及び第九十五条において同じ。）以外の客室の部分において客に遊興をさせるための客室（当該客室内の客席の面積の合計が当該客室の面積の五分の一以下であるものに限る。） 次のイ及びロに掲げる客室の部分

イ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める客席の部分

(1) 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の

上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

(2) (1)に掲げる場合以外の場合

(i) 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

(ii) 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

ロ 客に遊興をさせるための客室の部分

二 前号に掲げる客室以外の客室 前号イに掲げる客室の部分

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）

第三条 法第二条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

一 五 （略）

（国家公安委員会規則で定める状態）

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下

及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ いすがある客席にあつては、いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ いすがない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

（国家公安委員会規則で定める遊技設備）

第五条 法第二条第一項第八号の国家公安委員会規則で定める遊技設備は、次に掲げるとおりとする。

一 五 （略）

（国家公安委員会規則で定める状態）

第五条の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（

「令」という。）第三条第一項第二号ニの国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業員と面接しないでその利用する個室の鍵の交付を受けることその他の手続をすることができるとなる位置に取り付けられている状態とする。

（客の依頼を受ける方法）

第五条 （略）

第二章 風俗営業の許可の手続等

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第六条 法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする

一 八 （略）

九 法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪

十 五十八 （略）

（構造及び設備の技術上の基準）

第七条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基

以下「令」という。）第三条第一項第二号ニの国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業員と面接しないでその利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることができるとなる位置に取り付けられている状態とする。

（客の依頼を受ける方法）

第六条 （略）

第二章 風俗営業の許可の手続等

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第七条 法第四条第一項第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 八 （略）

九 法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第十二条第三号及び第四号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪

十 五十八 （略）

（構造及び設備の技術上の基準）

第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基

【別添 9】

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準

準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
法第二条第一項 第一号又は第三号に掲げる営業	一 客室の床面積は、一室の床面積を六十六平方メートル以上とし、ダンスをさせるための客室の部分の床面積をおおむねその五分の一以上とすること。 二 客室の内部が当該営業所の外部から容易に見通すことができないものであること。 三 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。 四 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設けないこと。 五 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直接通ずる客室の出入口については、この限りでない。 六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 七 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要

【別添 9】

<p>法第二条第一項 第一号に掲げる 営業</p>	<p>一 五 (略)</p> <p>六 第三十条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p>
<p>法第二条第一項 第二号に掲げる 営業</p>	<p>一 客室の床面積は、一室の床面積を五平方メートル以上(客に遊興をさせる態様の営業にあつては三十三平方メートル以上)とすること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 第三十条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p>
<p>法第二条第一項 第二号に掲げる 営業</p>	<p>一 五 (略)</p> <p>六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>八 ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。</p>
<p>法第二条第一項 第五号に掲げる 営業</p>	<p>一 客室の床面積は、一室の床面積を五平方メートル以上とすること。</p> <p>二 五 (略)</p> <p>六 第二十九条に定めるところにより計った営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>八 ダンスの用に供するための構造又は設備を有し</p>

【別添 9】

<p>法第二条第一項 第四号に掲げる 営業</p>	<p>法第二条第一項 第三号に掲げる 営業</p>	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 第三十条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。</p>	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 第三十条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p>
<p>法第二条第一項 第七号に掲げる 営業</p>	<p>法第二条第一項 第六号に掲げる 営業</p>	<p>一 一三 (略)</p> <p>四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業にあつては、当該営業の用に供する遊技機以外の遊技設備を設けないこと。</p>	<p>ないこと。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六 ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。</p> <p>七 (略)</p>

【別添 9】

<p>法第二条第一項 第五号に掲げる 営業</p>		<p>七 ぱちんこ屋及び令第十五条に規定する営業にあつては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 第三十条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十二条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六 (略)</p>
<p>法第二条第一項 第八号に掲げる 営業</p>		<p>七 ぱちんこ屋及び令第十一条に規定する営業にあつては、営業所内の客の見やすい場所に賞品を提供する設備を設けること。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六 (略)</p>

<p>(著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)</p>	<p>第八条 (略)</p>	<p>(風俗営業の許可申請の手続)</p> <p>第九条 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第一号のとおりとする。</p>
<p>2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p>	<p>(許可証の交付)</p>	<p>第十条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</p>
<p>(著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準)</p>	<p>第九条 (略)</p>	<p>(許可申請の手続)</p> <p>第十条 法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第二号のとおりとする。</p>
<p>2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</p>	<p>(許可証の交付)</p>	<p>第十一条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四号のとおりとする。</p>

3 前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第四号の風俗営業管理者証を交付するものとする。

(通知の方法)

第十一条 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十二条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(風俗営業の相続の承認の申請)

第十三条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第六号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

い。

一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。）第一条第五号に掲げる書類

3 前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第五号の風俗営業管理者証（以下単に「管理者証」という。）を交付するものとする。

(通知の方法)

第十二条 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十三条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第六号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(相続の承認の申請)

第十四条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第七号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

い。

一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。）第一条第五号に掲げる書類

二 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る風俗営業許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、府令第一条第六号に掲げる書類

三〇五（略）

（風俗営業者たる法人の合併の承認の申請）

第十四条 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第七号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

二〇三（略）

（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）

第十五条 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

二〇三（略）

（相続等の承認に関する通知）

第十六条（略）

（許可証の書換えの手続）

第十七条 法第七条第五項（法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第九号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

二 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、府令第一条第六号に掲げる書類

三〇五（略）

（法人の合併の承認の申請）

第十五条 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

二〇三（略）

（法人の分割の承認の申請）

第十六条 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第九号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

二〇三（略）

（相続等の承認に関する通知）

第十七条（略）

（許可証の書換えの手続）

第十八条 法第七条第五項（法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第十号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第十八条 (略)

(変更の承認の申請)

第十九条 法第九条第一項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第二十二條において同じ。)の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(軽微な変更等の届出等)

第二十条 法第九条第三項第一号又は第二号(法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 (略)

3 法第九条第三項第一号の規定により法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された風俗営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該風俗営業管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第二十条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る風俗営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(特例風俗営業業者による変更の届出)

第二十一条 (略)

(許可証の返納)

第十九条 (略)

(変更の承認の申請)

第二十条 法第九条第一項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第二十三條において同じ。)の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十一号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(軽微な変更等の届出等)

第二十一条 法第九条第三項第一号又は第二号(法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

2 (略)

3 法第九条第三項第一号の規定により法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された管理者証の交付を受けているときは、あわせて、当該管理者証を提出しなければならない。

4 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第二十条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

(準用規定)

第二十二条 (略)

【別添 9】

(準用規定)

第二十二條 第十六條の規定は法第九条第一項の承認について、第十七條の規定は法第九条第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第二十三條 (略)

2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十二号の返納理由書を添付しなければならない。

(特例風俗営業者の認定の基準)

第二十四條 (略)

(特例風俗営業者の認定申請の手續)

第二十五條 法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

(認定証の交付等)

第二十六條 法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第十四号のとおりとする。

2 (略)

3 第十一條の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二條の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三條の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二條中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第二十三條 第十七條の規定は法第九条第一項の承認について、第十八條の規定は法第九条第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第二十四條 (略)

2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十三号の返納理由書を添付しなければならない。

(特例風俗営業者の認定の基準)

第二十五條 (略)

(特例風俗営業者の認定申請の手續)

第二十六條 法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第十四号のとおりとする。

(認定証の交付)

第二十七條 法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第十五号のとおりとする。

2 (略)

第三章 風俗営業の規制

(深夜における客の迷惑行為を防止するための措置)

第二十七条 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定により深夜において同項の措置を講ずるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を営業所の見やすい場所に掲示し、又は当該書面を客に交付すること。

二 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせること。

三 泥酔した客に対して酒類を提供しないこと。

四 営業所内及び営業所の周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれのある客の有無を確認すること。

五 前号に規定する客がいる場合には、当該客に対し、同号に規定する

(準用規定)

第二十八条 第十二条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十三条の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十四条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十三条中「別記様式第六号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十六号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

第三章 風俗営業の規制

【別添 9】

行為を取りやめ、又はこれを行わないよう求めること。

- 2| 風俗営業者は、法第十三条第三項の規定による措置が適切に講じられるようにするため、当該措置について、従業員に対する教育を行い、又は営業所の管理者に当該教育を行わせなければならない。

(苦情の処理に関する帳簿の備付け)

第二十八条 法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一| 苦情を申し出た者の氏名及び連絡先（氏名又は連絡先が明らかでない場合は、その旨）並びに苦情の内容
- 二| 原因究明の結果
- 三| 苦情に対する弁明の内容
- 四| 改善措置
- 五| 苦情処理を担当した者

2| 前項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

(電磁的方法による記録)

第二十九条 前条第一項に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する当該事項が記載された帳簿に代えることができる。

2| 前項の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

【別添 9】

営業の種類別	営業所の部分
<p>法第二条第一項 第一号から第三号までに掲げる営業</p>	<p>一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある営業所にあつては、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>二 前号に掲げる営業所以外の営業所にあつては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分</p> <p>イ 椅子がある客席 椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>ロ 椅子がない客席 客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）</p>

（風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法）

第三十条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

営業の種類別	営業所の部分
<p>法第二条第一項 第一号又は第三号に掲げる営業</p>	<p>一 ダンスをさせるための客室の部分</p> <p>二 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある営業所にあつては、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>三 前号に掲げる営業所以外の営業所にあつては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分</p> <p>イ いすがある客席 いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>ロ いすがない客席 客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）</p>

（風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法）

第二十九条 法第十四条の営業所内の照度は、次の表の上欄に掲げる営業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

法第二条第一項
第二号、第五号
又は第六号に掲げる営業

一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある営業所にあつては、当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二 前号に掲げる営業所以外の営業所にあつては、次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分

【別添 9】

<p>法第二条第一項 第四号又は第五号に掲げる営業</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる客席（客に遊技をさせるために設けられた椅子その他の設備及び当該設備を使用する客が通常利用する客室の部分をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分</p> <p>イ 椅子がある客席 遊技設備に対応する椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>ロ 椅子がない客席 客の通常利用する場所における床面</p> <p>三 ぱちんこ屋及び令第十五条に規定する営業にあつては、通常賞品の提供が行われる営業所の部分</p>
-----------------------------------	--

（風俗営業に係る営業所内の照度の数値）
第三十一条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

<p>法第二条第一項 第七号又は第八号に掲げる営業</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる客席の区分に応じ、それぞれ次に定める客席の部分</p> <p>イ いすがある客席 いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分</p> <p>ロ いすがない客席 客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）</p> <p>三 ぱちんこ屋及び令第十一条に規定する営業にあつては、通常賞品の提供が行われる営業所の部分</p>
-----------------------------------	---

（風俗営業に係る営業所内の照度の数値）
第三十条 法第十四条の国家公安委員会規則で定める数値は、次の各号に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる営業 五ルクス

二 法第二条第一項第三号から第五号までに掲げる営業 十ルクス

(騒音及び振動の測定方法)

第三十二条 令第十一条第三項(令第二十五条第三項及び令第二十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

2 令第十一条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面(緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。)について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本工業規格「八七三五」に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は計量法第七十一条の条件に合格した動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

(料金の表示方法)

一 法第二条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる営業 五ルクス

二 法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる営業 十ルクス

(騒音及び振動の測定方法)

第三十一条 令第九条第三項(令第十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三一に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

2 令第九条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面(緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。)について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本工業規格「八七三五」に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は計量法第七十一条の条件に合格した動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

(料金の表示方法)

【別添 9】

<p>法第二条第一項 第一号に掲げる 営業</p>	<p>(略)</p>	<p>営業の種別</p>	<p>料金の種類</p>
-----------------------------------	------------	--------------	--------------

第三十三条 (略)
(表示する料金の種類)
第三十四条 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

<p>法第二条第一項 第一号に掲げる 営業</p>	<p>(略)</p>	<p>営業の種別</p>	<p>料金の種類</p>
-----------------------------------	------------	--------------	--------------

第三十二条 (略)
(表示する料金の種類)
第三十三条 法第十七条の国家公安委員会規則で定める料金の種類は、次の表の上欄に掲げる営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

一 入場料金、飲食料金その他名義のいかんを問わず、当該営業所の施設を利用して客がダンスをし、又は接待を受けて飲食をする行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金

二 サービス料金その他名義のいかんを問わず、客

【別添 9】

法第二条第一項 第二号又は第三 号に掲げる営業	(略)
法第二条第一項 第四号に掲げる 営業	(略)
法第二条第一項 第五号に掲げる 営業	(略)

(営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法)

第三十五条 (略)

(遊技料金等の基準)

第三十六条 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

法第二条第一項 第五号又は第六 号に掲げる営業	(略)	<p>が当該営業所の施設を利用する行為について、その対価又は負担として客が支払うべき料金で前号に定めるもの以外のもがある場合にあつては、その料金</p>
法第二条第一項 第七号に掲げる 営業	(略)	
法第二条第一項 第八号に掲げる 営業	(略)	

(営業所に立ち入つてはならない旨の表示方法)

第三十四条 (略)

(遊技料金等の基準)

第三十五条 法第十九条の国家公安委員会規則で定める遊技料金に関する基準は、次の各号に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 (略)

二 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業 当該営業所に設置する次に掲げる遊技機の種類に応じ、それぞれ次に定める金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を超えないこと。

イ〜ホ (略)	三 (略)	2 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法に関する基準は、次のとおりとする。
一 次に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ次に定める物品を賞品として提供すること。	イ ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業で遊技球等の数量により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの 当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品	ロ〜ニ (略)
3 (略)	(風俗営業に係る営業所の管理者の選任)	第三十七条 (略)
(管理者の業務)	第三十八条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。	一 (略)
二 営業所の構造及び設備が第七条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。	三 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第八条に規定する基準に該当しないようにするため必要	

イ〜ホ (略)	三 (略)	2 法第十九条の国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法に関する基準は、次のとおりとする。
一 次に掲げる営業の種類に応じ、それぞれ次に定める物品を賞品として提供すること。	イ ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業で遊技球等の数量により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの 当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品	ロ〜ニ (略)
3 (略)	(管理者の選任)	第三十六条 (略)
(管理者の業務)	第三十七条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。	一 (略)
二 営業所の構造及び設備が第八条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。	三 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第九条に規定する基準に該当しないようにするため必要	

【別添 9】

な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第十三条第三項の規定による措置について従業員に対する教育を行うことその他当該措置が適切になされるよう必要な措置を講ずること。

五 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

六 法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿及びその記載について管理すること。

七 法第二十二條第一項第五号又は同條第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

八・九 (略)

十 法第三十八條の四に規定する風俗環境保全協議会における構成員となつた場合に、当該協議会の活動に参画すること。

十一 (略)
(管理者講習)

第三十九条 (略)

2 定期講習は全ての営業所の管理者(法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者の当該認定に係る営業所の管理者であつて当該営業所の管

な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第二十二條第五号の規定により客として立ち入らせてはならないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。

五・六 (略)

七 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。

八 (略)
(管理者講習)

第三十八条 (略)

2 定期講習はすべての営業所の管理者(法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者の当該認定に係る営業所の管理者であつて当該営業所の

【別添 9】

3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。

4 管理者講習は、その種別に応じ、少なくとも次の各号に掲げる営業ごとに区分して、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教

管理者講習の種別	講習事項	講習時間
定期講習	一 (略) 二 法第二十四条第三項及び第三十八条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	(略)
(略)	(略)	(略)

3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。

4 管理者講習は、その種別に応じ、少なくとも次の各号に掲げる営業ごとに区分して、あらかじめ作成した講習計画に基づき、教本、視聴覚教

管理者講習の種別	講習事項	講習時間
定期講習	一 (略) 二 法第二十四条第三項及び第三十七条に規定する管理者の業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	(略)
(略)	(略)	(略)

材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

一 (略)

二 法第二条第一項第四号及び第五号に掲げる営業(次号に該当するものを除く。)

三 ぱちんこ屋及び令第八条に規定する営業

(管理者講習の通知等)

第四十条 公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行おうとする管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十六号の管理者講習通知書により通知するものとする。

2 (略)

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制

(店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第四十一条 法第二十七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十七号のとおりとする。

2 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第四十二条 法第二十七条第二項に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十八号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとする。

2 (略)

材等必要な教材を用いる方法により行うものとする。

一 (略)

二 法第二条第一項第七号及び第八号に掲げる営業(次号に該当するものを除く。)

三 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業

(管理者講習の通知等)

第三十九条 公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行おうとする管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十七号の管理者講習通知書により通知するものとする。

2 (略)

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制

(店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第四十条 法第二十七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

2 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第四十一条 法第二十七条第二項に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第二十号のとおりとする。

2 (略)

【別添 9】

(営業の方法を記載した書類の様式)

第四十三条 法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第四十四条 法第二十七条第四項に規定する書面(以下この節において「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第二十七条第一項の届出書の提出があつた場合において、同条第四項ただし書の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しないこととするときは、当該届出書を提出した者に別記様式第二十二号の届出確認書不交付通知書を交付するものとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付)

第四十五条 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者は、当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書を亡失し、又は当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書が滅失したときは、速やかに別記様式第二十三号の届出確認書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納)

第四十六条 (略)

(営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法)

第四十七条 (略)

2 (略)

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項の規定により十

(営業の方法を記載した書類の様式)

第四十二条 法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第四十三条 法第二十七条第四項に規定する書面(以下この節において「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十二号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第二十七条第一項の届出書の提出があつた場合において、同条第四項ただし書の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しないこととするときは、当該届出書を提出した者に別記様式第二十三号の届出確認書不交付通知書を交付するものとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付)

第四十四条 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者は、当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書を亡失し、又は当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書が滅失したときは、速やかに別記様式第二十四号の届出確認書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納)

第四十五条 (略)

(営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項の規定により十

八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入口周辺又は内部に表示する広告物にその旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

(準用規定)

第四十八条 第三十五条の規定は、法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

(標章の貼付け手続)

第四十九条 法第三十一条第一項の規定による標章の貼付けは、法第三十条第一項の規定による停止の命令があつた後速やかにするものとする。

(標章の取り除き申請手続)

第五十条 法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者は、別記様式第二十四号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第五十一条 法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者(次項において「標章除去申請者」という。)は、別記様式第二十四号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制

(無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入り口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入り口周辺又は内部に表示する広告物にその旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

(準用規定)

第四十七条 第三十四条の規定は、法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

(標章のはり付け手続)

第四十八条 法第三十一条第一項の規定による標章のはり付けは、法第三十条第一項の規定による停止の命令があつた後速やかにするものとする。

(標章の取り除き申請手続)

第四十九条 法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者は、別記様式第二十五号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第五十条 法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者(次項において「標章除去申請者」という。)は、別記様式第二十五号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制

(無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十二条 法第三十一条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第二十五号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十三条 第四十二条の規定は、法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十四条 法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十八号のとおりとする。

(無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第五十五条 法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十九号のとおりとする。

2 第四十四条第二項の規定は法第三十一条の二第一項又は第二項の届出書であつて受付所を設ける旨が記載されているものの提出があつた場合について、第四十五条の規定は無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十四条第二項中「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業

第五十一条 法第三十一条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第二十六号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十二条 第四十一条の規定は、法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十三条 法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十九号のとおりとする。

(無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第五十四条 法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十号のとおりとする。

2 第四十三条第二項の規定は、法第三十一条の二第一項又は第二項の届出書であつて受付所を設ける旨が記載されているものの提出があつた場合について、第四十四条の規定は、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型性風俗特

届出確認書」と、第四十六条第一項中「前条」とあるのは「第五十五条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(処分移送通知書の様式)

第五十六条 法第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第三十号のとおりとする。

(準用規定)

第五十七条 第四十七条の規定は、法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者」と、「営業所周辺」とあるのは「受付所周辺」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「当該営業に係る法第三十一条の二第一項第二号に規定する呼称又は法第二条第七項第一号の営業である旨」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「当該受付所の所在地」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者が法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、「営業所の入口」とあるのは「受付所の入口」と、「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該営業」と、「当該営業所」とあるのは「当該受付所

殊営業届出確認書」と、第四十五条第一項中「前条」とあるのは「第五十四条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(処分移送通知書の様式)

第五十五条 法第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第三十一号のとおりとする。

(準用規定)

第五十六条 第四十六条の規定は、法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者」と、「営業所周辺」とあるのは「受付所周辺」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「当該営業に係る法第三十一条の二第一項第二号に規定する呼称又は法第二条第七項第一号の営業である旨」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「当該受付所の所在地」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者が法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、「営業所の入り口」とあるのは「受付所の入り口」と、「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該営業」と、「当該営業所」とあるのは「当該受

」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十九条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による標章の貼付けについて、第五十条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十一条の規定は法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十九条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の五第一項又は法第三十一条の六第二項第二号」と、第五十条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第三号」と読み替えるものとする。

第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制

(映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十八条 法第三十一条の七第一項に規定する届出書の様式は、別記様

付所」と読み替えるものとする。

2 第三十四条の規定は、法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十八条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による標章のはり付けについて、第四十九条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十八条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の五第一項又は法第三十一条の六第二項第二号」と、第四十九条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第三号」と読み替えるものとする。

第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制

(映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十七条 法第三十一条の七第一項に規定する届出書の様式は、別記様

式第三十一号のとおりとする。

2 (略)

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十九条 第四十二条の規定は、法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第六十条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十二号のとおりとする。

(映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第六十一条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「映像送信型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十三号のとおりとする。

2 第四十五条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「前条」とあるのは、「第六十一条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(準用規定)

式第三十二号のとおりとする。

2 (略)

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十八条 第四十一条の規定は、法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十九条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十三号のとおりとする。

(映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第六十条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「映像送信型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十四号のとおりとする。

2 第四十四条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「前条」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第六十二条 第四十七条第一項の規定は、法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十六条の規定は、法第三十一条の十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第六十三条 法第三十一条の十二第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十四号のとおりとする。

2 （略）

（店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出）

第六十四条 第四十二条の規定は、法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「店舗型電話異性紹介営業」と読み替えるものとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）

第六十五条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十五号のとおりとする。

（店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等）

第六十六条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項に規定する書面（次項において「店舗型電話異性紹介営業届出確認

第六十一条 第四十六条第一項の規定は、法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十五条の規定は、法第三十一条の十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第六十二条 法第三十一条の十二第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十五号のとおりとする。

2 （略）

（店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出）

第六十三条 第四十一条の規定は、法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「店舗型電話異性紹介営業」と読み替えるものとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）

第六十四条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十六号のとおりとする。

（店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等）

第六十五条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項に規定する書面（次項において「店舗型電話異性紹介営業届出確認

書」という。)の様式は、別記様式第三十六号のとおりとする。

2 第四十四条第二項の規定は法第三十一条の十二第一項の届出書の提出があつた場合について、第四十五条の規定は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十四条第二項中「同条第四項ただし書」とあるのは「法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項ただし書」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、「第四十六条第一項中「前条」とあるのは「第六十六条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)

第六十七条 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者(以下この項において「申込者」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第七十三条において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第七十三条において単に「写し」という。)をファクシミリ装置により受信すること。

書」という。)の様式は、別記様式第三十七号のとおりとする。

2 第四十三条第二項の規定は、法第三十一条の十二第一項の届出書の提出があつた場合について、第四十四条の規定は、店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「同条第四項ただし書」とあるのは「法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項ただし書」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、「第四十五条第一項中「前条」とあるのは「第六十五条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置)

第六十六条 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者(以下この項において「申込者」という。)が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面(以下この条及び第七十二条において「身分証明書等」という。)の当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し(以下この条及び第七十二条において単に「写し」という。)をファクシミリ装置により受信すること。

二 (略)

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第七十三条において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十三条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

イ (略)

ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1) (略)

(2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであるこ

二 (略)

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第七十二条において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十二条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一 次のいずれかに掲げる者

イ (略)

ロ 当該店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第九項に規定する会話の申込みをした者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務（以下「識別番号付与等業務」という。）を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

(1) (略)

(2) その役員（理事、監事又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し理事、監事又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は識別番号付与等業務に従事させようとする職員のうち次に掲げる者がいないものであるこ

と。
(ii)(i) (略)

法に基づく処分（法第二十六条第一項又は法第三十一条の二十五第一項に基づく許可の取消しに係る処分を除く。）を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

(3)・(4) (略)

二 (略)

(準用規定)

第六十八条 第四十七条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十七条第二項中「店舗型風俗特殊営業を営む者」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業を営

と。
(ii)(i) (略)

法に基づく処分（法第二十六条第一項に基づく許可の取消しに係る処分を除く。）を受けた日から起算して五年を経過しない者（当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る聴聞の期日若しくは場所が公示された日又は弁明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該処分の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

(3)・(4) (略)

二 (略)

(準用規定)

第六十七条 第四十六条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「店舗型風俗特殊営業を営む者」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業を営

む者」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の所在地」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、「法第二十八条第十項」とあるのは「法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項」と読み替えるものとする。

2 第三十五条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十九条の規定は法第三十一条の十六第一項の規定による標章の貼付けについて、第五十条の規定は法第三十一条の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十一条の規定は法第三十一条の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十九条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の十五第一項」と、第五十条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第三号」と読み替えるものとする。

第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制

(無店舗型電話異性紹介営業の届出)

第六十九条 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記

む者」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の所在地」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、「法第二十八条第十項」とあるのは「法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項」と読み替えるものとする。

2 第三十四条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 第四十八条の規定は、法第三十一条の十六第一項の規定による標章の貼り付けについて、第四十九条の規定は、法第三十一条の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十条の規定は、法第三十一条の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十八条中「法第三十条第一項」とあるのは「法第三十一条の十五第一項」と、第四十九条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の十六第二項第三号」と読み替えるものとする。

第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制

(無店舗型電話異性紹介営業の届出)

第六十八条 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記

様式第三十七号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)

第七十条 第四十二条の規定は、法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業」と、同条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第七十一条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十八号のとおりとする。

(無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)

第七十二条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。

2 第四十五条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十六条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「前条」とあるのは、「第七十二条第二項において準用する第四十五条」と読み替えるものとする。

(法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを

様式第三十八号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)

第六十九条 第四十一条の規定は、法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第七十条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十九号のとおりとする。

(無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)

第七十一条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。

2 第四十四条の規定は、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「前条」とあるのは、「第七十一条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを

確認するための措置)

第七十三条 (略)

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第六十七条第二項第二号に掲げる方法(第二号に規定する者にあつては、第六十七条第二項第二号二に掲げる方法を除く。)により確認した上で、付与するものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

イ 第六十七条第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する事項

ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第六十七条第二項第一号ロ(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

(準用規定)

第七十四条 第四十七条第一項の規定は、法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

確認するための措置)

第七十二条 (略)

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第六十六条第二項第二号に掲げる方法(第二号に規定する者にあつては、第六十六条第二項第二号二に掲げる方法を除く。)により確認した上で、付与するものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

イ 第六十六条第二項第一号ロ(1)から(3)までに規定する事項

ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第六十六条第二項第一号ロ(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

(準用規定)

第七十三条 第四十六条第一項の規定は、法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十六条の規定は、法第三十一条の二十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第六節 特定遊興飲食店営業の規制等

（特定遊興飲食店営業の技術上の基準）

第七十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第一

号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 客室の床面積は、一室の床面積を三十三平方メートル以上とするこ
と。

二 客室の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。

三 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成
に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を設け
ないこと。

四 客室の出入口に施錠の設備を設けないこと。ただし、営業所外に直
接通ずる客室の出入口については、この限りでない。

五 第九十五条に定めるところにより計った営業所内の照度が十ルクス
以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有するこ
と。

六 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第
三十一条の二十三において準用する法第十五条の規定に基づく条例で
定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有
すること。

（ホテル等内適合営業所の基準）

2 第五十五条の規定は、法第三十一条の二十一第一項（同条第三項にお
いて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通
知書について準用する。

【別添 9】

第七十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第二項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 営業所が設けられる階の当該営業所以外の部分並びに当該階の直上階（当該営業所が最上階に設けられる場合は屋上）の当該営業所の直上の部分及び直下階の当該営業所の直下の部分を旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第三条第一項の許可を受けてホテル営業若しくは旅館営業を営む者（以下この条において「ホテル等営業者」という。）又は風俗営業者、特定遊興飲食店営業者若しくは深夜において酒類提供飲食店営業若しくは興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第二項に規定する興行場営業を営む者が管理すること。

二 バルコニーを設置する場合にあつては、バルコニーに通じる出入口に二重扉を設けること。

三 非常の場合を除き、営業所が設けられる施設のうちホテル等営業者が管理する部分を通じてのみ客（客となろうとする者を含む。次号において同じ。）が営業所に出入りできるような構造であること。

四 営業所への客の出入りをホテル等営業者が適切に管理することが見込まれること。

五 営業所が設けられる旅館業法第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設が法第二条第六項第四号に規定する営業の用に供されるものでないこと。

（特定遊興飲食店営業の許可申請の手続）

第七十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する許可申請書の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。

2 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。

(許可証の交付)

第七十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、法第三十一条の二十二の許可について準用する。この場合において、第十条第三項中「別記様式第四号の風俗営業管理者証」とあるのは、「別記様式第四十三号の特定遊興飲食店営業管理者証」と読み替えるものとする。

(通知の方法)

第七十九条 第十一条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第三項の規定による通知について準用する。

(許可証の再交付の申請)

第八十条 第十二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項の規定による許可証の再交付について準用する。

(特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請)

第八十一条 第十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十三条第二項第一号中「風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業者（法第二条第十二項の特定遊興飲食店営業

【別添 9】

者であつて申請に係る公安委員会の法第三十一条の二十二の許可又は法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項の承認（以下「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第五号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第五号」と、同項第二号中「風俗営業許可等」とあるのは「特定遊興飲食店営業許可等」と、「第一条第六号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第六号」と、同項第三号中「第一条第四号」とあるのは「第十七条において準用する府令第一条第四号」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）

第八十二条 第十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十四条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認の申請）

第八十三条 第十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする者について準用する。この場合において、第十五条第三項第二号中「第一条第四号イ」とあるのは、「第十七条において準用する府令第一条第四号イ」と読み替えるものとする。

（相続等の承認に関する通知）

第八十四条 第十六条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項、法第七条の二第一項又は法第七条の三第一項の規定に

【別添 9】

よる相続等の承認に関する通知について準用する。

(許可証の書換えの手続)

第八十五条 第十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第五項（法第三十一条の二十三において準用する法第七条の第二項又は第七条の第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第八十六条 第十八条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第七条第六項の規定による許可証の返納について準用する。

(変更の承認の申請)

第八十七条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、府令第十七条において準用する府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出等)

第八十八条 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号又は第二号に係る同項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書の提出は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の名

名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日）以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内にしなければならない。

3 | 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項第一号の規定により法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る届出書を提出する場合において、当該変更前の事項の記載された特定遊興飲食店営業管理者証の交付を受けているときは、併せて、当該特定遊興飲食店営業管理者証を提出しなければならない。

4 | 公安委員会は、前項の届出書に記載された変更後の管理者が法第三十条の二十三において準用する法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに、当該届出書を提出した者に当該管理者に係る特定遊興飲食店営業管理者証を新たに又は書き換えて交付するものとする。

（特例特定遊興飲食店業者による変更の届出）

第八十九条 前条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第五項に規定する届出書について準用する。この場合において、前条第二項中「十日（当該変更が法人の名称、住所、代表者の氏名又は役員の名若しくは住所に係るものである場合にあつては、二十日）以内に、同項第二号に係る届出書にあつては同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては、十日）以内」とあるのは、「十日以内」と読み替える場合にあつては、十日）以内」とあるのは、「十日以内」と読み替える

【別添 9】

るものとする。

(準用規定)

第九十条 第十六条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九十条第一項の承認について、第十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項の規定により特定遊興飲食店営業許可証の書換えを受けようとする者について準用する。

(許可証の返納)

第九十一条 第二十三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条第一項又は第三項の規定による許可証の返納について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定の基準)

第九十二条 第二十四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準について準用する。

(特例特定遊興飲食店営業者の認定申請の手續)

第九十三条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第四十四号のとおりとする。

(認定証の交付等)

第九十四条 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第四十五号のとおりとする。

2 | 第二十六条第二項の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定について準用する。

3 | 第十一条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の

二 第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十三条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十五号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法）

第九十五条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一 客席に食卓その他の飲食物を置く設備がある場合 当該設備の上面及び当該上面の高さにおける客の通常利用する部分

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面（畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面）

（特定遊興飲食店営業に係る営業所内の照度の数値）

第九十六条 法第三十一条の二十三において準用する法第十四条の国家公安委員会規則で定める照度の数値は、十ルクスとする。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等）

第九十七条 第三十七条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第一項の規定により選任される管理者について準用する。

2 第三十八条（第三号を除く。）の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務について準用する。この場合において、第三十八条第二号中「第七条」とあるのは「第七十五条」と、同条第六号中「法第十三条第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定めるときまでの時間」とあるのは「深夜」と、同条第七号中「法第二十二条第一項第五号又は同条第二項の規定に基づく都道府県の条例」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十二条第一項第五号」と、同条第九号中「接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の第二項」とあるのは「法第三十六条の第二項」と読み替えるものとする。

3 第三十九条（第四項を除く。）及び第四十条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項の規定による管理者に対する講習について準用する。この場合において、第三十九条第二項中「法第十条の二第一項の認定を受けた風俗営業者」とあるのは「法第三十条の二十三において準用する法第十条の二第一項の認定を受けた特定遊興飲食店営業者」と、「法第二十六条第一項の規定により当該風俗営業」とあるのは「法第三十一条の二十五第一項の規定により当該特定遊興飲食店営業」と、同条第三項の表定期講習の項中「法第二十四条第三項及び第三十八条」とあるのは「法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第三項及び第九十七条第二項において準用する第三十八

条（第三号を除く。）」と、第四十条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第四十六号」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第九十八条 第二十七条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第三項の規定により特定遊興飲食店営業者が講ずる措置について、第二十八条及び第二十九条の規定は法第三十一条の二十三において準用する法第十三条第四項に規定する苦情の処理に関する帳簿について準用する。

2 | 第三十五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十八条の規定による表示について準用する。

第七節 深夜における飲食店営業の規制等

（深夜における飲食店営業の営業所の技術上の基準）

第九十九条 法第三十二条第一項の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備（第一百二条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。）を設けないこと。

四・五（略）

六 第三十二条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有す

第六節 深夜における飲食店営業の規制等
（深夜における飲食店営業の営業所の技術上の基準）

第七十四条 法第三十二条第一項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備（第七十七条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。）を設けないこと。

四・五（略）

六 第三十一条に定めるところにより計った騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有す

ること。

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第百条 法第三十二条第二項において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ 椅子がある客席にあつては、椅子の座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ 椅子がない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面(畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第百一条 (略)

(国家公安委員会規則で定める飲食店営業)

第百二条 法第三十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第一項第四号及び第五号の国家公安委員会規則で定める営業は、次の各号のいずれかに該当する営業とする。

一 営業の常態として客に通常主食と認められる食事を提供して営む飲食店営業(法第二条第十三項第四号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。)

二 (略)

ること。

七 ダンスの用に供するための構造又は設備を有しないこと。

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第七十五条 法第三十二条第二項において準用する法第十四条の営業所内の照度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める営業所の部分における水平面について計るものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合以外の場合

イ いすがある客席にあつては、いすの座面及び当該座面の高さにおける客の通常利用する部分

ロ いすがない客席にあつては、客の通常利用する場所における床面(畳又はこれに準ずるものが敷かれている場合にあつては、その表面)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第七十六条 (略)

(国家公安委員会規則で定める飲食店営業)

第七十七条 法第三十二条第三項において読み替えて準用する法第二十二條第四号及び第五号の国家公安委員会規則で定める営業は、次の各号のいずれかに該当する営業とする。

一 営業の常態として客に通常主食と認められる食事を提供して営む飲食店営業(法第二条第十一项第三号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。)

二 (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出)

第百三条 法第三十三条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四十七号のとおりとする。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十八号のとおりとする。

3 (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の廃止等の届出)

第百四条 第四十二条の規定は、法第三十三条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十二条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業」と、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該酒類提供飲食店営業」と、「十日以内」とあるのは「十日(当該変更が法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあつては、二十日)以内」と読み替えるものとする。

第八節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書

第百五条 第五十六条の規定は、法第三十五条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第五章 雑則

(従業者名簿の備付けの方法)

第百六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、法第三十三条第六項に規

(深夜における酒類提供飲食店営業の届出)

第七十八条 法第三十三条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。

3 (略)

(深夜における酒類提供飲食店営業の廃止等の届出)

第七十九条 第四十一条の規定は、法第三十三条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業」と、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該酒類提供飲食店営業」と、「十日以内」とあるのは「十日(当該変更が法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあつては、二十日)以内」と読み替えるものとする。

第七節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書

第八十条 第五十五条の規定は、法第三十五条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第五章 雑則

(従業者名簿の備付けの方法)

第八十一条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、法第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店

【別添 9】

定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、その従業員が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業員名簿を備えておかなければならぬ。

（電磁的方法による記録）

第一百七条 法第三十六条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録（次条において「電磁的名簿」という。）をもつて同条に規定する当該事項が記載された従業員名簿に代えることができる。

2 （略）

（確認の記録）

第一百八条 （略）

（証明書の様式）

第一百九条 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第四十九号のとおりとする。

（風俗環境保全協議会）

第一百十条 法第三十八条の四第一項に規定する風俗環境保全協議会の委員は、公安委員会が委嘱する。

（聴聞の公示）

第一百十一条 （略）

（書面の交付）

営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、その従業員が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業員名簿を備えておかなければならない。

（電磁的方法による記録）

第八十二条 法第三十六条に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次条において同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録（次条において「電磁的名簿」という。）をもつて同条に規定する当該事項が記載された従業員名簿に代えることができる。

2 （略）

（確認の記録）

第八十三条 （略）

（証明書の様式）

第八十四条 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第四十三号のとおりとする。

（聴聞の公示）

第八十五条 （略）

（書面の交付）

【別添 9】

<p>十一 法第三十 合</p>	<p>十 法第三十一 条の十七第二 項において準 用する法第三 十一条の二第 二項の届出書 を受理した場 合</p>	<p>(略)</p>	<p>報告する場合</p>	<p>第二百十二条 公安委員会は、第十一条(第二十六条第三項、第七十九条及び第九十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十六条(第十二条、第八十四条及び第九十条において準用する場合を含む。)及び第四十四条第二項(第五十五条第二項及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、法の規定に基づき処分(指示を含む。以下同じ。)をするときは、当該処分の理由を記載した書面により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国家公安委員会への報告事項等)</p> <p>第一百十三条 法第四十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>
<p>一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏</p>		<p>(略)</p>	<p>事 項</p>	

<p>合</p>	<p>十 法第三十一 条の十七第二 項において準 用する法第三 十一条の二第 二項の届出書 を受理した場 合</p>	<p>(略)</p>	<p>報告する場合</p>	<p>第八十六条 公安委員会は、第十二条(第二十八条において準用する場合を含む。)、第十七条及び第四十三条第二項(第五十四条第二項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、法の規定に基づき処分(指示を含む。以下同じ。)をするときは、当該処分の理由を記載した書面により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国家公安委員会への報告事項等)</p> <p>第八十七条 法第四十一条の三第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>
		<p>(略)</p>	<p>事 項</p>	

【別添 9】

<p>十四 法第三十三 一条の二十三 において準用</p>	<p>合</p> <p>十三 法第三十三 一条の二十三 において準用 する法第七条 の二第一項の 承認をした場 合</p>	<p>十二 法第三十三 一条の二十三 において準用 する法第七条 第一項の承認 をした場合</p>	<p>一条の二十二 の許可をした 場合</p>
<p>一 分割により特定遊興飲食店営業を承継する法人 の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員 の氏名等及び本籍</p>	<p>一 合併後存続し、又は合併により設立される法人 の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員 の氏名等及び本籍</p> <p>二 営業所の名称及び所在地</p> <p>三 承認年月日</p> <p>四 許可番号</p>	<p>一 承認を受けた者の氏名等及び本籍</p> <p>二 営業所の名称及び所在地</p> <p>三 承認年月日</p> <p>四 許可番号</p>	<p>二 許可を受けた者が法人である場合には、その名 称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員 の氏名等及び本籍</p> <p>三 営業所の名称及び所在地</p> <p>四 許可年月日</p> <p>五 許可番号</p>

【別添 9】

<p>十七 法第三十 一条の九第一 項、法第三十</p>	<p>した場合 による処分を 第二項の規定 三十一條の六 第二項又は法第 二項又は法第 二項若しくは第 一項若しくは第 一条の五第一 項、法第三十 一条の四第一</p>	<p>十六 法第三十 一条の四第一 項、法第三十 一条の五第一 項若しくは第 二項又は法第 二項又は法第 二項若しくは第 一項若しくは第 一条の五第一 項の規定によ る処分をした 場合</p>	<p>する法第七條 の三第一項の 承認をした場 合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>二 営業所の名称及び所在地 三 承認年月日 四 許可番号</p>
<p>十三 法第三十 一条の九第一 項、法第三十</p>	<p>した場合 による処分を 第二項の規定 三十一條の六 第二項又は法第 二項又は法第 二項若しくは第 一項若しくは第 一条の五第一 項、法第三十 一条の四第一</p>	<p>十一 法第二十 五条又は法第 二十六條第一 項の規定によ る処分をした 場合</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【別添 9】

<p>十九 法第三十 一条の二十四 又は法第三十 一条の二十五 第一項の規定 による処分を した場合</p>	<p>した場合 による処分を 第二項の規定 による処分を した場合</p>	<p>一条の十又は 法第三十一条 の十一第二項 の規定による 処分をした場 合</p>
<p>一 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 処分を受けた特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 三 営業所の名称及び所在地 四 許可番号 五 処分年月日</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十四 法第三十 一条の十九第 一項、法第三 十一条の二十 又は法第三十 一条の二十一 第二項の規定 による処分を した場合</p>	<p>した場合 による処分を 第二項の規定 による処分を した場合</p>	<p>一条の十又は 法第三十一条 の十一第二項 の規定による 処分をした場 合</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【別添 9】

<p>四 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十一条の十、九第一項、法第三十一条の二十若しくは</p>	<p>(略)</p>	<p>通報する場合</p>	<p>2 法第四十一条の三第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>	<p>二十 法第三十条の四第一項、第二項又は第四項の規定による処分をした場合</p>	<p>六 処分番号</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>事</p>	<p>項</p>	<p>(略)</p>	<p>七 処分の理由</p> <p>八 処分の種別及び内容</p>

<p>四 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十一条の十、九第一項、法第三十一条の二十若しくは</p>	<p>(略)</p>	<p>通報する場合</p>	<p>2 法第四十一条の三第二項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>	<p>十五 法第三十条の四第一項、第二項又は第四項の規定による処分をした場合</p>	<p>六 処分番号</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>事</p>	<p>項</p>	<p>(略)</p>	<p>七 処分の理由</p> <p>八 処分の種別及び内容</p>

【別添 9】

<p>五 特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が法第三十一条の二十四若しくは法第三十一条の二十五第一項の規定による処分の事由</p>	<p>法第三十一条の二十一第二項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者が当該処分に違反したと認められる場合</p>
<p>一 当該特定遊興飲食店営業者が個人である場合には、その氏名等及び本籍 二 当該特定遊興飲食店営業者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の氏名等及び本籍 三 営業所の名称及び所在地 四 許可番号 五 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項 六 当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年</p>	<p>法第三十一条の二十一第二項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者が当該処分に違反したと認められる場合</p>

【別添 9】

<p>六 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は接客業務受託営業を営む者が当該処分に違反し</p>	<p>となる違反行為をし、又は特定遊興飲食店業者が当該処分に違反したと認められる場合</p>
<p>(略)</p>	<p>七 当該違反行為又は当該処分に違反した行為の年月日 容</p>

<p>五 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が法第三十五条の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は接客業務受託営業を営む者が当該処分に違反し</p>	<p>(略)</p>
---	------------

【別添 9】

合 たと認める場

合 たと認める場

【別添 9】

別記様式第 1 号 削除

別記様式第1号 (第9条関係)

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>				
氏名又は名称				
住 所	〒() () 局 番			
営業所の名称				
営業所の所在地	〒() () 局 番			
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業			
管理者の氏名				
管理者の住所	〒() () 局 番			
法人にあつては、その役員の名	法人にあつては、その役員の名			
代表者				
廃止した風俗営業	廃止の事由			
	許可年月日	年 月 日	許可番号	年 月 日
現に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業	営業所の名称及び所在地			

別記様式第2号 (第10条関係)

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第1項の規定により許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>				
氏名又は名称				
住 所	〒() () 局 番			
営業所の名称				
営業所の所在地	〒() () 局 番			
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業			
管理者の氏名				
管理者の住所	〒() () 局 番			
法人にあつては、その役員の名	法人にあつては、その役員の名			
代表者				
廃止した風俗営業	廃止の事由			
	許可年月日	年 月 日	許可番号	年 月 日
現に許可等を受けて営む風俗営業	営業所の名称及び所在地			

【別添9】

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)			
建築物の構造			
建築物内の位置			
客室の位置	客室数	室	営業所の床面積
	客室の総床面積	室	営業所の床面積
各客室の床面積		m ²	m ²
		m ²	m ²
照明設備			
音響設備			
防音設備			
その他			
※ 風俗営業の種類			
※ 兼業			
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長
※ 年月日			
※ 年月日			
※ 年月日			

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第6号までの営業)			
建築物の構造			
建築物内の位置			
客室の位置	客室数	室	営業所の床面積
	客室の総床面積	うちダンスの用に供する部分の総床面積	m ² (うち m ²)
各客室の床面積		m ² (うち m ²)	m ² (うち m ²)
	各客室の床面積のうちダンスの用に供する部分の床面積	m ² (うち m ²)	m ² (うち m ²)
照明設備			
音響設備			
防音設備			
その他			
※ 風俗営業の種類			
※ 兼業			
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長
※ 年月日			
※ 年月日			
※ 年月日			

【別添9】

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)												
建築物の構造												
建築物内の位置												
営業所の位置	客室の総床面積	m ²	室		営業所の床面積							m ²
			客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²						m ²
照明設備												
音響設備												
防音設備												
設備及び遊技設備の概要	その他	普通	台		半自動		全自動		台		計	
			のやま	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			たみあ	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技設備	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			はび	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			保	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			分	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技機	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技機	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技機	台	台	台	台	台	台	台	台	台
※ 風俗営業の種類												
※ 兼業												
※ 同時申請の有無												
※ 年月日												
※ 年月日												
※ 年月日												

その2 (B) (法第2条第1項第7号の営業)												
建築物の構造												
建築物内の位置												
営業所の位置	客室の総床面積	m ²	室		営業所の床面積							m ²
			客室の総床面積	m ²	各客室の床面積	m ²						m ²
照明設備												
音響設備												
防音設備												
設備及び遊技設備の概要	その他	普通	台		半自動		全自動		台		計	
			のやま	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			たみあ	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技設備	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			はび	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			保	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			分	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技機	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技機	台	台	台	台	台	台	台	台	台
			遊技機	台	台	台	台	台	台	台	台	台
※ 風俗営業の種類												
※ 兼業												
※ 同時申請の有無												
※ 年月日												
※ 年月日												
※ 年月日												

【別添 9】

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)									
建築物の構造		建築物内の位置		客室数		営業所の床面積		m ²	
客室の総床面積		m ²		各客室の床面積		m ²		m ²	
照明設備									
音響設備									
防音設備									
及び構造		防音設備		音響設備		照明設備		営業所の構造	
営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要	
区	分	テーブル型	その他の型	計	区	分	テーブル型	その他の型	計
スロットマシン等		台	台	台	スロットマシン等		台	台	台
テレビゲーム機		台	台	台	テレビゲーム機		台	台	台
フリックパターゲーム機		台	台	台	フリックパターゲーム機		台	台	台
ルーズレット台等		台	台	台	ルーズレット台等		台	台	台
その他の遊技設備		台	台	台	その他の遊技設備		台	台	台
計		台	台	台	計		台	台	台
その他									
※ 風俗営業の種類									
※ 兼業									
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長					
※ 年 月 日									
※ 年 月 日									
※ 年 月 日									

その2 (C) (法第2条第1項第8号の営業)									
建築物の構造		建築物内の位置		客室数		営業所の床面積		m ²	
客室の総床面積		m ²		各客室の床面積		m ²		m ²	
照明設備									
音響設備									
防音設備									
及び構造		防音設備		音響設備		照明設備		営業所の構造	
営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要		営業第一に係る遊技設備の概要	
区	分	テーブル型	その他の型	計	区	分	テーブル型	その他の型	計
スロットマシン等		台	台	台	スロットマシン等		台	台	台
テレビゲーム機		台	台	台	テレビゲーム機		台	台	台
フリックパターゲーム機		台	台	台	フリックパターゲーム機		台	台	台
ルーズレット台等		台	台	台	ルーズレット台等		台	台	台
その他の遊技設備		台	台	台	その他の遊技設備		台	台	台
計		台	台	台	計		台	台	台
その他									
※ 風俗営業の種類									
※ 兼業									
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長					
※ 年 月 日									
※ 年 月 日									
※ 年 月 日									

- 4 「理に風俗営業許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 5 その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第4号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業(例、ばちんこ屋)について許可を申請する場合に使用すること。
- 6 「建物の構造」欄には、木造茶屋にあつては平家建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、煉瓦造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 7 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 8 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 9 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 10 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 11 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 12 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2 (A) の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 13 その2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 14 その2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 15 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 16 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 17 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 4 「理に許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 5 その2 (A) は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2 (B) は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2 (C) は同項第8号の営業について許可を申請する場合に、その3は同項第7号の営業のうち法第4条第4項に規定する営業(例、ばちんこ屋)について許可を申請する場合に使用すること。
- 6 「建物の構造」欄には、木造茶屋にあつては平家建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、煉瓦造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 7 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 8 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 9 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 10 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 11 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 12 法第2条第1項第6号の営業にあつては、その2 (A) の「各客室の床面積(うちダンスの用に供する部分の床面積)」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 13 その2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 14 その2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 15 その3の「備考」欄には、新品か中古品かの別を記載すること。
- 16 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 17 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第9条関係)

その1	営業所の名称 営業所の所在地 風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業	営業の方法
営業時間	午前 時 分から午後 時 分まで 午後 時 分まで ただし、午前 時 分から午後 時 分まで	
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）	
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	①する ②しない	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 ①する ②しない	
酒類の提供	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 ①する ②しない	
当該営業所において他の営業を兼業すること	①の場合：当該兼業する営業の内容	

別記様式第3号 (第10条関係)

その1	営業所の名称 営業所の所在地 風俗営業の種別 法第2条第1項第 号の営業	営業の方法
営業時間	午前 時 分から午後 時 分まで 午後 時 分まで ただし、午前 時 分から午後 時 分まで	
18歳未満の者を従業者として使用すること	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）	
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	①する ②しない	
飲食物（酒類を除く。）の提供	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 ①する ②しない	
酒類の提供	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 ①する ②しない	
当該営業所において他の営業を兼業すること	①の場合：当該兼業する営業の内容	

【別添9】

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
料 金				
料金の表示方法				
客の接待をする場合はその内容	常時当該営業所に雇用されている者	名		
		名		
客の接待をする場合はその区分けを行う者	それ以外の者	主たる派遣元	(ふりがな) 氏名又は名称	
			住所	〒 () () 局 番
		元	(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名	
遊興の内容	時間帯	午前 午後	午前 午後	分まで
(法第2条第1項第1号の営業のみ記載すること)				
客室	和風のもの		室	その他のもの

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第6号までの営業)				
料 金				
料金の表示方法				
客の接待をする場合はその内容	常時当該営業所に雇用されている者	名		
		名		
客の接待をする場合はその区分けを行う者	それ以外の者	主たる派遣元	(ふりがな) 氏名又は名称	
			住所	〒 () () 局 番
		元	(ふりがな) 法人にあつては、その代表者の氏名	
遊興の内容	時間帯	午前 午後	午前 午後	分まで
(法第2条第1項第2号の営業のみ記載すること)				
客室	和風のもの		室	その他のもの

【別添 9】

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)	
(まあじやん屋のみ記載すること)	
遊技料金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する
	全自動台につき 円 半自動台につき 円 その他の台につき 円
遊技料金の表示方法	
(ばちんこ屋及び全第15条に規定する営業のみ記載すること)	
ばちんこ屋及び全第8条に規定する営業の遊技料金	ばちんこ遊技機 玉1個 円
	回胴式遊技機 玉1個 円
	メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機 玉1個 円
	メダル1枚 円
じゃん球遊技機 玉1個 円	
メダル1枚 円	
その他の遊技機 () につき 円	
その他の営業の遊技料金 () につき 円	
遊技料金の表示方法	
賞品の提供方法	
提供する賞品のうち最も高価なもの (円)	

その2 (B) (法第2条第1項第7号の営業)	
(まあじやん屋のみ記載すること)	
遊技料金	①客1人当たりの時間を基礎として計算する ②まあじやん台1台につき時間を基礎として計算する
	全自動台につき 円 半自動台につき 円 その他の台につき 円
遊技料金の表示方法	
(ばちんこ屋及び全第11条に規定する営業のみ記載すること)	
ばちんこ屋及び全第7条に規定する営業の遊技料金	ばちんこ遊技機 玉1個 円
	回胴式遊技機 玉1個 円
	メダル1枚 円
	アレンジボール遊技機 玉1個 円
	メダル1枚 円
じゃん球遊技機 玉1個 円	
メダル1枚 円	
その他の遊技機 () につき 円	
その他の営業の遊技料金 () につき 円	
遊技料金の表示方法	
賞品の提供方法	
提供する賞品のうち最も高価なもの (円)	

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)	
料 金	
料 金 の 表 示 方 法	
	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時から翌日の午前6時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法 (法第22条第2項の規定に基づき都道府県の条例で、午前6時午後10時前までの時間における18歳未満の者の立ち入りの禁止又は制限を定めたときは、午後10時から翌日の午前6時までの時間において、及び当該禁止又は制限の内容に基づき、客として立ち入らせることを防止する方法)

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について許可を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄には、第34条の表に掲げる営業の種類別に並び、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2 (A) 又はその2 (C) の「料金の表示方法」欄には、その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第33条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その2 (A) の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定多数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その2 (A) の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、シヨウ、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その2 (B) の「遊技料金の表示方法」欄には、その2 (B) の「遊技料金」欄又は「ばちんこ屋及び合第8条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第33条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2 (C) (法第2条第1項第8号の営業)	
料 金	
料 金 の 表 示 方 法	
	①する ②しない
	①の場合：18歳未満の者を午後10時（法第22条第5号の規定に基づき都道府県の条例で定める年暮に当たらない者については、当該条例で定める時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせることを防止する方法

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2 (A) は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2 (B) は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2 (C) は同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄には、第33条の表に掲げる営業の種類別に並び、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2 (A) 又はその2 (C) の「料金の表示方法」欄には、その2 (A) 又はその2 (C) の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第32条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その2 (A) の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定多数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その2 (A) の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、シヨウ、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その2 (B) の「遊技料金の表示方法」欄には、その2 (B) の「遊技料金」欄又は「ばちんこ屋及び合第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第32条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【別添 9】

別記様式第 3 号 (第 10 条関係)
別記様式第 4 号 (第 10 条関係)

別記様式第 4 号 (第 11 条関係)
別記様式第 5 号 (第 11 条関係)

別記様式第5号 (第12条、第80条関係)

受理 ※年月日	許可証再交付申請書	受理番号	再交付 ※年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第4項(同法第33条の23において適用する場合を含む。)の規定により許可証の再交付を申請します。			
公安委員会殿			
申請者の氏名又は名称及び住所			
年 月 日			
(印)			
氏名又は名称			
住所	〒()	()	局 番
(ふりがな)			
法人にあつては、その代表者の氏名			
(ふりがな)			
営業所の名称			
営業所の所在地	〒()	()	局 番
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
再交付を申請する			

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができ
 - る。「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る許可証の再交付を申請する場合の記載する。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、別紙に記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号 (第13条関係)

受理 ※年月日	許可証再交付申請書	受理番号	再交付 ※年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第4項の規定により許可証の再交付を申請します。			
公安委員会殿			
申請者の氏名又は名称及び住所			
年 月 日			
(印)			
氏名又は名称			
住所	〒()	()	局 番
(ふりがな)			
法人にあつては、その代表者の氏名			
(ふりがな)			
営業所の名称			
営業所の所在地	〒()	()	局 番
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
再交付を申請する			

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができ
 - る。「再交付を申請する事由」欄には、別紙に記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【別添9】

別記様式第6号 (第13条、第81条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号	相続承認 ※年月日	
相 続 承 認 申 請 書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項(同法第31条の23に おいて準用する場合を含む。)の規定により相続の承認を申請します。			
年 月 日			
公安委員会殿 申請者の氏名及び住所 ㊦			
氏名又は名称 (ふりがな)			
住所	〒() () 局 番		
営業所の名称 (ふりがな)			
営業所の所在地	〒() () () 局 番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
被相続人の氏名 (ふりがな)			
被相続人の住所			
被相続人との続柄	被相続人の死亡年月日 年 月 日		
他の相続人の有無	有 無		
現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
※風俗営業の種類	営業所の名称及び所在地		
※同時申請の有無	①有 ②無	※受理警察署長	

備考
1 ※印欄には、記載しないこと
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る相続の承認を申請する場合のみ記載すること。
4 「他の相続人の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
5 現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む営業、欄は、申請に係る営業以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に風俗営業許可等又は特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第7号 (第14条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号	相続承認 ※年月日	
相 続 承 認 申 請 書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項の規定に よる相続の承認を申請します。			
年 月 日			
公安委員会殿 申請者の氏名及び住所 ㊦			
氏名又は名称 (ふりがな)			
住所	〒() () 局 番		
営業所の名称 (ふりがな)			
営業所の所在地	〒() () () 局 番		
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
被相続人の氏名 (ふりがな)			
被相続人の住所			
被相続人との続柄	被相続人の死亡年月日 年 月 日		
他の相続人の有無	有 無		
現に許可等を受けて営む風俗営業	許可年月日	年 月 日	許可番号
※風俗営業の種類	営業所の名称及び所在地		
※同時申請の有無	①有 ②無	※受理警察署長	

備考
1 ※印欄には、記載しないこと
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3 「他の相続人の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
4 「現に許可等を受けて営む風俗営業」欄は、申請に係る営業以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に許可等を受けて営んでいる風俗営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別添様式第7号 (第14条、第32条関係)

受理 ※年月日	合併承認 ※年月日	受理 ※番号	申請書 合併承認申請書
------------	--------------	-----------	----------------

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項(同法第31条の23)において準用する場合を含む。)の規定により合併の承認を申請します。
 年 月 日

公安委員会殿

申請者の名称及び住所
 申請者の名称及び住所

① ②

(ふりがな) 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後存続し、又は合併により設立される法人の住所	〒 ()	局 番
(ふりがな) 営業所の名称	〒 ()	局 番
営業所の所在地	〒 ()	局 番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	局 番
許可年月日	年 月 日	許可番号
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者又は特定通称飲食店営業者たる法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者又は特定通称飲食店営業者たる法人の住所	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者又は特定通称飲食店営業者たる法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者又は特定通称飲食店営業者たる法人の住所	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者又は特定通称飲食店営業者たる法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者又は特定通称飲食店営業者たる法人の住所	年 月 日	局 番

別添様式第8号 (第15条関係)

受理 ※年月日	合併承認 ※年月日	受理 ※番号	申請書 合併承認申請書
------------	--------------	-----------	----------------

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項の規定により合併の承認を申請します。
 年 月 日

公安委員会殿

申請者の名称及び住所
 申請者の名称及び住所

① ②

(ふりがな) 合併後存続し、又は合併により設立される法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後存続し、又は合併により設立される法人の住所	〒 ()	局 番
(ふりがな) 営業所の名称	〒 ()	局 番
営業所の所在地	〒 ()	局 番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	局 番
許可年月日	年 月 日	許可番号
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者たる法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者たる法人の住所	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者たる法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者たる法人の住所	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者たる法人の名称	〒 ()	局 番
(ふりがな) 合併後消滅する風俗営業者たる法人の住所	年 月 日	局 番

【別添 9】

合併の理由
※風俗営業の種類
※同時申請の有無 ①有 ②無 ※受理警察署長
備考
1 ※印欄には、記載しないこと。
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
3 「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る合併の承認を申請する場合のみ記載する理由として、欄には、合併を必要とする理由を具体的に記載することとする。
4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付する用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
6

合併の理由
※風俗営業の種類
※同時申請の有無 ①有 ②無 ※受理警察署長
備考
1 ※印欄には、記載しないこと。
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
3 「合併の理由」欄には、合併を必要とする理由を具体的に記載することとする。
4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付する用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
5

【別添9】

別記様式第8号 (第15条、第83条関係)

※受理年月日	分割承認年月日	※受理番号	申請書	※分割承認年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項(同法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により分割の承認を申請します。				
公安委員会殿				
申請者の名称及び住所 申請者の名称及び住所				
年 月 日				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
(ふりがな) 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の名称				
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継する法人の住所	〒()	()	局	番
営業所の所在地	〒()	()	局	番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業			許可番号
許可年月日	年	月	日	
(ふりがな) 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の名称				
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の住所	〒()	()	局	番
(ふりがな) 分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の名称				
分割により風俗営業又は特定遊興飲食店営業を承継させる法人の住所	〒()	()	局	番
分割予定年月日				
分割の理由				

別記様式第9号 (第16条関係)

※受理年月日	分割承認年月日	※受理番号	申請書	※分割承認年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項の規定により分割の承認を申請します。				
公安委員会殿				
申請者の名称及び住所 申請者の名称及び住所				
年 月 日				
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
(ふりがな) 分割により風俗営業人を承継する法人の名称				
分割により風俗営業人を承継する法人の住所	〒()	()	局	番
営業所の所在地	〒()	()	局	番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業			許可番号
許可年月日	年	月	日	
(ふりがな) 分割により風俗営業人を承継させる法人の名称				
分割により風俗営業人を承継させる法人の住所	〒()	()	局	番
(ふりがな) 分割により風俗営業人を承継させる法人の名称				
分割により風俗営業人を承継させる法人の住所	〒()	()	局	番
分割予定年月日				
分割の理由				

【別添 9】

※風俗営業の種類	①有	②無	※受理警察署長
----------	----	----	---------

- 備考
- 1 ※印刷には、記載しないこと。風俗営業に係る分割の承認を申請する場合の「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る分割の承認を申請する場合の「風俗営業の種類」欄には、記載しないこと。
 - 2 「分割の理由」欄には、分割を必要とする理由を具体的に記載すること。
 - 3 不要の文字は、記載し得ないこと。きは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5
 - 6

※風俗営業の種類	①有	②無	※受理警察署長
----------	----	----	---------

- 備考
- 1 ※印刷には、記載しないこと。
 - 2 「分割の理由」欄には、分割を必要とする理由を具体的に記載すること。
 - 3 不要の文字は、記載し得ないこと。きは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5

別記様式第9号 (第17条、第22条、第85条、第90条関係)

受理 ※年月日	許可証書 ※番号	交換 ※年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第7条第5項(同法第7条の2第3項又は第7条の3第3項において準用する場合を含む。)(同法第31条の23において準用する場合を含む。) の規定により許可証の書換えを申請します。 公安委員会 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 ①		
氏名又は名称 (ふりがな)		
住所	〒() () 局 番	
住 (ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)		
営業所の名称		
営業所の所在地	〒() () 局 番	
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	日 許可番号
許可年月日	年 月 日	
相続承認年月日	年 月 日	
合併承認年月日	年 月 日	
分割承認年月日	年 月 日	
書換え事項		
書換えの事由		

備考

- ※印欄には記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができ
- 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る許可証の書換えを申請する場合のみ記載すること。
- 不要の文字は、横線で消すこと。別紙に記載の上、これを添付すること。所定の欄に記載し、日本工業規格A4とする。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【別添9】

別記様式第10号 (第18条、第23条関係)

受理 ※年月日	許可証書 ※番号	交換 ※年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第7条第5項(同法第7条の2第3項又は第7条の3第3項において準用する場合を含む。) の規定により許可証の書換えを申請します。 公安委員会 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 ①		
氏名又は名称 (ふりがな)		
住所	〒() () 局 番	
住 (ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)		
営業所の名称		
営業所の所在地	〒() () 局 番	
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業	日 許可番号
許可年月日	年 月 日	
相続承認年月日	年 月 日	
合併承認年月日	年 月 日	
分割承認年月日	年 月 日	
書換え事項		
書換えの事由		

備考

- ※印欄には記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができ
- 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る許可証の書換えを申請する場合のみ記載すること。
- 不要の文字は、横線で消すこと。別紙に記載の上、これを添付すること。所定の欄に記載し、日本工業規格A4とする。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号 (第19条、第37条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号	変更承認 ※年月日
変更承認申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項(同法第20条第10項又は第31条の23)において準用する場合を含む。)の規定により変更の承認を申請します。 年 月 日 公安委員会職 申請者の氏名又は名称及び住所		
⑩		
氏名又は名称 (ふりがな)		
住 所	下 ()) 局 番	
法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)		
営業所の名称 (ふりがな)	下 ()) 局 番	
営業所の所在地	下 ()) 局 番	
風俗営業の種類別 許可年月日	法第2条第1項第 号の営業 年 月 日	許可番号 新 旧
変更事項		
変更の事由		

備考
1 ※印欄には、記載しないこと
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができ、
3 風俗営業の種類別「欄」には、風俗営業に係る構造又は設備の変更の承認
4 用紙の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第20条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号	変更承認 ※年月日
変更承認申請書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項(同法第20条第10項に おいて準用する場合を含む。)の規定により変更の承認を申請します。 年 月 日 公安委員会職 申請者の氏名又は名称及び住所		
⑩		
氏名又は名称 (ふりがな)		
住 所	下 ()) 局 番	
法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)		
営業所の名称 (ふりがな)	下 ()) 局 番	
営業所の所在地	下 ()) 局 番	
風俗営業の種類別 許可年月日	法第2条第1項第 号の営業 年 月 日	許可番号 新 旧
変更事項		
変更の事由		

備考
1 ※印欄には、記載しないこと
2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができ、
3 用紙の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第11号 (第20条、第21条、第88条、第89条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号
変更届出書	
第9条第3項第1号 (同法第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により届出をします。	
第9条第5項	
年 月 日	
公安委員会殿	
届出者の氏名又は名称及び住所	
(印)	
氏名又は名称	(ふりがな)
住 所	〒 () 局 番
住 所	() 局 番
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)	
営業所の名称	
営業所の所在地	〒 () 局 番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業
許可年月日	年 月 日
認定年月日	年 月 日
変更年月日	新 旧
変更事項	
変更の事由	

備考
1 ※印欄には、記載しないこと及び押印することによって、署名することができ、届出者は、氏名を記載し、及び「風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること」を、変更年月日ごとに区分して記載すること。
2 出さるべき風俗営業の種別欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る事項は、記載し、変更年月日ごとに区分して記載すること。
3 下欄は、変更事項は、記載し、変更年月日ごとに区分して記載すること。
4 不特定の欄に記載し、日本工業規格A4とすること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【別添9】

別記様式第12号 (第21条、第22条関係)

受理 ※年月日	受理 ※番号
変更届出書	
第9条第3項第1号 (同法第20条第10項又は第31条の23において準用する場合を含む。)の規定により届出をします。	
第9条第5項	
年 月 日	
公安委員会殿	
届出者の氏名又は名称及び住所	
(印)	
氏名又は名称	(ふりがな)
住 所	〒 () 局 番
住 所	() 局 番
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)	
営業所の名称	
営業所の所在地	〒 () 局 番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業
許可年月日	年 月 日
認定年月日	年 月 日
変更年月日	新 旧
変更事項	
変更の事由	

備考
1 ※印欄には、記載しないこと及び押印することによって、署名することができ、届出者は、氏名を記載し、及び「風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る場合のみ記載すること」を、変更年月日ごとに区分して記載すること。
2 出さるべき風俗営業の種別欄には、風俗営業に係る構造又は設備の変更を届け出る事項は、記載し、変更年月日ごとに区分して記載すること。
3 下欄は、変更事項は、記載し、変更年月日ごとに区分して記載すること。
4 不特定の欄に記載し、日本工業規格A4とすること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第12号 (第23条、第26条、第91条、第94条関係)

返納理由書		受理 ※年月日	※番 号
<p>第10条第1項 第10条第3項 第10条の2第7項 (同法第31条の23 第10条の2第9項 において適用する場合を含む。)の規定により許可証を返納します。</p> <p>公安委員会殿 年 月 日 返納者の氏名又は名称及び住所 ㊟</p>			
氏名又は名称	氏名又は名称		
住所	〒() () 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)			
営業所の名称			
営業所の所在地	〒() () 局 番		
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業	許可番号	番
認可年月日	年 月 日	日	認定番号
返納理由日	年 月 日	日	認定番号
返納理由日	年 月 日	日	認定番号
返納理由			

備考
1 ※印欄には、記載しないこと
2 返納者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することがで
3 き「風俗営業の種類」欄には、風俗営業に係る許可証又は認定証を返納す
4 る場合のみ記載すること。
5 「返納理由」欄及び「返納理由」欄以外の欄には、返納しよ
6 うとする許可証又は認定証に係る事項を記載すること。第10条の2第
7 7項各号若しくは第9項各号若しくは第3条の23において適用する場合
8 1号(これらに規定されている事由(法第10条第1項第1号及び法第10条の2第
9 1号)において、これらの規定を法第31条の23において適用する場合を含む。
10 合)を記載し、営業譲渡、営業の方法の変更、営業所の取壊し等の具体的内容を
11 不要の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
12 6 7 用紙の欠きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第13号 (第21条、第28条関係)

返納理由書		受理 ※年月日	※番 号
<p>第10条第1項 第10条第3項 第10条の2第7項 第10条の2第9項 の規定により 許可証を返納します。</p> <p>公安委員会殿 年 月 日 返納者の氏名又は名称及び住所 ㊟</p>			
氏名又は名称	氏名又は名称		
住所	〒() () 局 番		
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名 (ふりがな)			
営業所の名称			
営業所の所在地	〒() () 局 番		
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業	許可番号	番
認可年月日	年 月 日	日	認定番号
返納理由日	年 月 日	日	認定番号
返納理由日	年 月 日	日	認定番号
返納理由			

備考
1 ※印欄には、記載しないこと
2 返納者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することがで
3 き「返納理由」欄には、風俗営業に係る許可証又は認定証を返納す
4 る場合のみ記載すること。
5 「返納理由」欄及び「返納理由」欄以外の欄には、返納しよ
6 うとする許可証又は認定証に係る事項を記載すること。第10条の2第
7 7項各号若しくは第9項各号若しくは第3条の23において適用する場合
8 1号(これらに規定されている事由(法第10条第1項第1号及び法第10条の2第
9 1号)において、これらの規定を法第31条の23において適用する場合を含む。
10 合)を記載し、営業譲渡、営業の方法の変更、営業所の取壊し等の具体的内容を
11 不要の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
12 6 7 用紙の欠きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第13号 (第25条関係)

その1	※年月日 受理	※年月日 認定	
	※番 受理号	※番 認定号	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項の規定により認定を申請します。 公安委員会 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 公安委員会 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日			
氏名又は名称 (ふりがな)			
住 所 (ふりがな)	〒 () () 局 番		
法人にあつては、 その代表者の氏名			
営業所の名称 (ふりがな)			
営業所の所在地	〒 () () 局 番		
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
相継承認年月日	年 月 日		
合併承認年月日	年 月 日		

別記様式第14号 (第26条関係)

その1	※年月日 受理	※年月日 認定	
	※番 受理号	※番 認定号	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第2項の規定により認定を申請します。 公安委員会 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 公安委員会 申請者の氏名又は名称及び住所 年 月 日			
氏名又は名称 (ふりがな)			
住 所 (ふりがな)	〒 () () 局 番		
法人にあつては、 その代表者の氏名			
営業所の名称 (ふりがな)			
営業所の所在地	〒 () () 局 番		
風俗営業の種類別	法第2条第1項第 号の営業		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
相継承認年月日	年 月 日		
合併承認年月日	年 月 日		

【別添 9】

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第3号までの営業)				
建築物の構造				
建築物内の位置				
客室数	室	営業所の床面積	m ²	
各客室の床面積	m ²			
	m ²			
	m ²			
照明設備				
音響設備				
防音設備				
その他				
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長	

その2 (A) (法第2条第1項第1号から第6号までの営業)				
建築物の構造				
建築物内の位置				
客室数	室	営業所の床面積	m ²	
各客室の床面積	m ² (うち m ²)			
	m ² (うち m ²)			
	m ² (うち m ²)			
照明設備				
音響設備				
防音設備				
その他				
※ 風俗営業の種類				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長	

【別添9】

その2 (B) (法第2条第1項第4号の営業)							
営業 場所の 構造	建物内 の位置	客室の 総床面積 ㎡	室		営業所の床面積 ㎡	㎡	
			各客室の 床面積 ㎡	室			
							㎡
照明設備							
音響設備							
及び							
防音設備							
設備の 概要 その他	普通	遊技設備	台	半自動台	台	計	台
		の穴ま たんあ 遊技設 備の数 台					
		その他 の備 の備	台				台
※ 風俗営業の種類							
※ 兼業							
※ 同時申請の有無							
			① 有	② 無	※ 受理警察署長		

その2 (B) (法第2条第1項第7号の営業)							
営業 場所の 構造	建物内 の位置	客室の 総床面積 ㎡	室		営業所の床面積 ㎡	㎡	
			各客室の 床面積 ㎡	室			
							㎡
照明設備							
音響設備							
及び							
防音設備							
設備の 概要 その他	普通	遊技設備	台	半自動台	台	計	台
		の穴ま たんあ 遊技設 備の数 台					
		その他 の備 の備	台				台
※ 風俗営業の種類							
※ 兼業							
※ 同時申請の有無							
			① 有	② 無	※ 受理警察署長		

その2 (C) (法第2条第1項第5号の営業)

建築物の構造					
建築物内の位置					
営業所の客室数	客室の総床面積	室	営業所の床面積		
			客室の総床面積	㎡	
照明設備					
音響設備					
防音設備					
及び設備の概要	区	分	テール型	その他の型	計
				台	台
スロットマシン等	台	台	台	台	
テレビゲーム機	台	台	台	台	
フリックパーゲーム機	台	台	台	台	
ルーレット台等	台	台	台	台	
その他の遊技設備	台	台	台	台	
計	台	台	台	台	
その他					
風俗営業の種類					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
- その2 (A) は法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかの営業について認定を申請する場合に、その2 (B) は同項第4号の営業について認定を申請する場合に、その2 (C) は同項第5号の営業について認定を申請する場合に2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む)の別を記載すること。
- 「建築物の構造」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「照明設備」欄には、照明設備の種類、任線、基数、設置位置等を記載すること。
- 「音響設備」欄には、音響設備の種類、任線、台数、設置位置等を記載すること。
- 「防音設備」欄には、防音設備の種類、任線等を記載すること。
- 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を

その2 (C) (法第2条第1項第8号の営業)

建築物の構造					
建築物内の位置					
営業所の客室数	客室の総床面積	室	営業所の床面積		
			客室の総床面積	㎡	
照明設備					
音響設備					
防音設備					
及び設備の概要	区	分	テール型	その他の型	計
				台	台
スロットマシン等	台	台	台	台	
テレビゲーム機	台	台	台	台	
フリックパーゲーム機	台	台	台	台	
ルーレット台等	台	台	台	台	
その他の遊技設備	台	台	台	台	
計	台	台	台	台	
その他					
風俗営業の種類					
※ 兼業					
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長		

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
- その2 (A) は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について認定を申請する場合に、その2 (B) は同項第7号の営業について認定を申請する場合に、その2 (C) は同項第8号の営業について認定を申請する場合に2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む)の別を記載すること。
- 「建築物の構造」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「照明設備」欄には、照明設備の種類、任線、基数、設置位置等を記載すること。
- 「音響設備」欄には、音響設備の種類、任線、台数、設置位置等を記載すること。
- 「防音設備」欄には、防音設備の種類、任線等を記載すること。
- 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を

記載すること。

- 10 法第2条第1項第3号の営業にあつては、その2 (A) の「各客室の床面積」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 11 その2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 12 その2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 14 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

記載すること。

- 10 法第2条第1項第6号の営業にあつては、その2 (A) の「各客室の床面積（うちダンスの用に供する部分の床面積）」欄には、各客席の床面積を記載すること。
- 11 その2 (B) の「その他の遊技設備」欄には、まあじやん台及び法第4条第4項に規定する営業に係る遊技機以外の遊技設備について、その種類、型式及び台数を記載すること。
- 12 その2 (C) の「スロットマシン等」欄には、スロットマシンのほか、メダルゲーム機について記載すること。
- 13 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 14 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第14号 (第26条関係)

別記様式第15号 (第26条、第94条関係)

受理 ※年月日	認定証再交付申請書	受理 ※番号	再交付 ※年月日
------------	-----------	-----------	-------------

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第5項(同法第31条の223において準用する場合を含む。)の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

(ふりがな)	
氏名又は名称	
住 所	〒 () 局 番
(ふりがな)	
法人にあつては、その代表者の氏名	
(ふりがな)	
営業所の名称	
営業所の所在地	〒 () 局 番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業
許可年月日	年 月 日 許可番号
認定年月日	年 月 日 認定番号
再交付を申請する事由	

備考

- ※印欄には、記載しないこと。押印することによって、署名することができ、申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名すること。
- 「再交付を申請する事由」ときは、別紙に記載すること。
- 「風俗営業の種別」欄には、風俗営業に係る認定証の再交付を申請する場合のみ記載すること。
- 「再交付を申請する事由」ときは、別紙に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第15号 (第27条関係)

別記様式第16号 (第28条関係)

受理 ※年月日	認定証再交付申請書	受理 ※番号	再交付 ※年月日
------------	-----------	-----------	-------------

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第5項の規定により認定証の再交付を申請します。

年 月 日

公安委員会殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

(ふりがな)	
氏名又は名称	
住 所	〒 () 局 番
(ふりがな)	
法人にあつては、その代表者の氏名	
(ふりがな)	
営業所の名称	
営業所の所在地	〒 () 局 番
風俗営業の種別	法第2条第1項第 号の営業
許可年月日	年 月 日 許可番号
認定年月日	年 月 日 認定番号
再交付を申請する事由	

備考

- ※印欄には、記載しないこと。押印することによって、署名することができ、申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名すること。
- 「再交付を申請する事由」ときは、別紙に記載すること。
- 「再交付を申請する事由」ときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【別添 9】

別記様式第16号 (第40条関係)
別記様式第17号 (第41条関係)
別記様式第18号 (第42条、第64条、第104条関係)
別記様式第19号 (第42条、第64条、第104条関係)
別記様式第20号 (第43条関係)
別記様式第21号 (第44条関係)
別記様式第22号 (第44条、第55条、第66条関係)

別記様式第17号 (第39条関係)
別記様式第18号 (第40条関係)
別記様式第19号 (第41条、第63条、第79条関係)
別記様式第20号 (第41条、第63条、第79条関係)
別記様式第21号 (第42条関係)
別記様式第22号 (第43条関係)
別記様式第23号 (第43条、第54条、第65条関係)

別記様式第23号（第45条、第55条、第61条、第66条、第72条関係）

受理 ※年月日	届出確認書再交付申請書	受理 ※番号	交付 ※年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第45条（第55条第2項、第61条第2項、第66条第2項及び第72条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出確認書の再交付を申請します。			
年 月 日 公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所			
㊦			
再交付を 受けようとする 届出確認書の種別	※店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業にあつては、 当該営業の種別（法第2条第 項 号の営業）		
（ふりがな） 氏名又は名称			
住 所	〒（ ） 局 番		
（ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 （ふりがな）			
営業所の名称又は 広告若しくは 宣伝をする場合に 使用する呼称	1		
	2		
	3		
営業所又は 事務所の所在地	〒（ ） 局 番		
届出確認書 交付年月日			
再交付を 申請する事由			

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと
 - 申請者は、氏名を記載し及び欄には、氏名又は名称の誤りがないことを確認すること。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第24号（第44条、第54条、第60条、第65条、第71条関係）

受理 ※年月日	届出確認書再交付申請書	受理 ※番号	交付 ※年月日
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出確認書の再交付を申請します。			
年 月 日 公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所			
㊦			
再交付を 受けようとする 届出確認書の種別	※店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業にあつては、 当該営業の種別（法第2条第 項 号の営業）		
（ふりがな） 氏名又は名称			
住 所	〒（ ） 局 番		
（ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名 （ふりがな）			
営業所の名称又は 広告若しくは 宣伝をする場合に 使用する呼称	1		
	2		
	3		
営業所又は 事務所の所在地	〒（ ） 局 番		
届出確認書 交付年月日			
再交付を 申請する事由			

- 備考
- ※印欄には、記載しないこと
 - 申請者は、氏名を記載し及び欄には、氏名又は名称の誤りがないことを確認すること。
 - 「再交付を申請する事由」欄には、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第24号 (第50条、第51条、第57条、第68条関係)
別記様式第25号 (第52条関係)
別記様式第26号 (第53条、第59条、第70条関係)
別記様式第27号 (第53条、第59条、第70条関係)
別記様式第28号 (第54条関係)
別記様式第29号 (第55条関係)
別記様式第30号 (第56条、第62条、第74条、第105条関係)
別記様式第31号 (第58条関係)
別記様式第32号 (第60条関係)
別記様式第33号 (第61条関係)
別記様式第34号 (第63条関係)
別記様式第35号 (第65条関係)
別記様式第36号 (第66条関係)
別記様式第37号 (第69条関係)
別記様式第38号 (第71条関係)
別記様式第39号 (第72条関係)

別記様式第25号 (第49条、第50条、第56条、第67条関係)
別記様式第26号 (第51条関係)
別記様式第27号 (第52条、第58条、第69条関係)
別記様式第28号 (第52条、第58条、第69条関係)
別記様式第29号 (第53条関係)
別記様式第30号 (第54条関係)
別記様式第31号 (第55条、第61条、第73条、第80条関係)
別記様式第32号 (第57条関係)
別記様式第33号 (第59条関係)
別記様式第34号 (第60条関係)
別記様式第35号 (第62条関係)
別記様式第36号 (第64条関係)
別記様式第37号 (第65条関係)
別記様式第38号 (第68条関係)
別記様式第39号 (第70条関係)
別記様式第40号 (第71条関係)

別記様式第40号 (第77条関係)

(新設)

その1	受理 ※年月日	許可 ※年月日
	受理 ※番号	許可 ※番号
許 可 申 請 書		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条において準用する同法 第5条第1項の規定により許可を申請します。		
公安委員会殿 年 月 日 申請者の氏名又は名称及び住所		
④		
氏名又は名称 (ふりがな)		
住所	〒() () 局 番	
営業所の名称 (ふりがな)		
営業所の所在地	〒() () 局 番	
管理者の氏名 (ふりがな)		
管理者の住所	〒() () 局 番	
法人にあつては、 その役員の名 代表者	法人にあつては、その役員 の住所	
廃止の事由 廃止年月日 許可番号		
滅失により廃止した 特定遊興飲食店営業		
現に特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営む 特定遊興飲食店営業		

その2				
建築物の構造				
営業所内の位置				
客室数	室	営業所の床面積	㎡	
客室の総床面積	㎡	各客室の床面積	㎡	㎡
			㎡	㎡
照明設備				
音響設備				
防音設備				
その他				
※ 兼業				
※ 同時申請の有無	① 有	② 無	※ 受理警察署長	
※ 年 月 日				
※ 年 月 日				
※ 年 月 日				

- 備考
- ※印刷には、記載しないこと。
 - 申請者は、氏名を記載し及び捺印することによって、署名することができる。
 - 申請書により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
 - 現在に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
 - 「建築物の構造」欄には、本遊客層にあつては平屋建又は2階建等の別を、本遊以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
 - 「建築物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 - 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基盤、設置位置等を記載すること。
 - 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様等を記載すること。
 - 「防音設備」欄には、出入口の数、開口切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 「その他」欄には、出入口の数、開口切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
 - 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第41号 (第77条関係)

(新設)

営業の方法 (特定遊興飲食店営業)	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後
18歳未満の者を従業員として使用すること	①する ②しない
	①の場合：その者の従事する業務の内容(具体的に)
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する ②しない
	①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
飲食物の提供	提供する飲食物(酒類を除く。)の種類及び提供の方法
	提供する酒類の種類及び提供の方法
遊興の内容	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
	①する ②しない
当該営業所において他の営業を兼業すること	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

別記様式第42号 (第78条関係)

第 号
特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 許 可 証
氏名又は名称
営業所の所在地
営業所の名称
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第11項の 特定遊興飲食店営業を営むことを許可する。
年 月 日
公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【別添9】

【別添9】

別記様式第43号 (第78条関係)

(表)

第 号	特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 管 理 者 証
	営業所の名称
	営業所の所在地
	管理者の住所
	管理者の氏名
	(年 月 日生)
	年 月 日
	公安委員会 印
	54.0
	85.6
	(裏)

備考	

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

(新設)

(新設)

別記様式第44号 (第93条関係)

その1	受理 ※年月日	認定 ※年月日	
	※受理 番号	※認定 番号	
認 定 申 請 書			
風俗営業等の規冊及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法 第10条の2第2項の規定により認定を申請します。			
年 月 日			
公安委員会殿 申請者の氏名又は名称及び住所			
⑩			
氏名又は名称 (ふりがな)			
住所 (ふりがな)	〒 () () 局 番		
法人にあつては、 その代表者の氏名			
営業所の名称 (ふりがな)			
営業所の所在地	〒 () () 局 番		
許可年月日	年 月 日	許可番号	
相続承認年月日	年 月 日		
合併承認年月日	年 月 日		

【別添9】

その2

建築物の構造				
業 務 所 内 建 物 の 構 造				
業 務 所 の 建 物 内 の 位 置				
客 室 数	室	営業所の床面積	㎡	
客 室 の 総 床 面 積	㎡	各客室の床面積	㎡	㎡
			㎡	㎡
照 明 設 備				
音 響 設 備				
防 音 設 備				
そ の 他				
※ 兼 業				
※ 同 時 申 請 の 有 無	① 有	② 無	※ 受 理 警 察 署 長	

備考

- 1 ※印刷には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
- 3 「建築物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 4 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 5 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 6 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 7 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 8 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

別記様式第45号 (第94条関係)

第 号

<p style="text-align: center;">認定証 特定遊興飲食店営業</p> <p style="text-align: center;">優</p> <p style="text-align: center;"><small>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律第97条の23において採用する同条第10 条の2第1項の規定により認定する。</small></p> <p>氏名又は名称 営業所の所在地 営業所の名称</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p>

備考

- 1 「優」の色彩は褐色、「認定証」の文字の色彩はあい色、その他の文字の色彩は黒色、地の色彩は淡黄色とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(新設)

別記様式第46号 (第97条関係)

第 号
管 理 者 講 習 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第24条第6項に規定する講習を下記のとおり実施するので通知する。

年 月 日

住所

殿

公安委員会



管理者の氏名	
管理者の住所	
営業所の名称	
営業所の所在地	
講習の種類別	
講習を行う日時	
講習を行う場所	
備考	

備考

- 1 管理者は、受講の際には、この通知書及び特定遊興飲食店営業管理者証を持参してください。
- 2 営業者は、やむを得ない事由により当該管理者に受講させることができないときは、その理由、当該管理者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を講習の10日前までに書面により連絡してください。

備考

用紙の大きさは、縦14.5センチメートル、横9.5センチメートルとすること。

【別添9】

【別添 9】

<u>別記様式第47号 (第103条関係)</u>	<u>別記様式第41号 (第78条関係)</u>
<u>別記様式第48号 (第103条関係)</u>	<u>別記様式第42号 (第78条関係)</u>
<u>別記様式第49号 (第109条関係)</u>	<u>別記様式第43号 (第84条関係)</u>

○警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）

（傍線部分は改正部分）

>

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>）（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、</u>第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）<u>、</u>第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、</u>第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>）（<u>第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、</u>第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）<u>、</u>第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、</u>第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>

<p>別記様式（第9条関係）</p> <p>(表)</p> <p>8.5</p> <p>5.5</p> <p>少年指導委員証</p> <p>活動区域 氏名 (年 月 日 生)</p> <p>上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項の規定により立入りをを行う少年指導委員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会 印</p> <p>4.5</p> <p>7.5</p> <p>(裏)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）</p> <p>第38条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第7号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>備考 1 表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</p>	<p>改 正 後</p>
<p>別記様式（第9条関係）</p> <p>(表)</p> <p>8.5</p> <p>5.5</p> <p>少年指導委員証</p> <p>活動区域 氏名 (年 月 日 生)</p> <p>上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項の規定により立入りをを行う少年指導委員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会 印</p> <p>4.5</p> <p>7.5</p> <p>(裏)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋）</p> <p>第38条の2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第2項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>5 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 第37条第2項又は第38条の2第1項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>備考 1 表側の色彩は、緑を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。</p>	<p>改 正 前</p>

（傍線部分は改正部分）

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（認定に関する試験等）</p> <p>第二条 公安委員会は、認定に關し必要があると認めるときは、認定申請書に係る遊技機（第十三条に規定する遊技機試験を受けた遊技機を除く。）につき、当該遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第八条</u>に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否か（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機にあつては、その遊技機の種類に應じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）について別表第一に定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法に準ずる方法による試験。第十四条第二項において同じ。）を行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定装置）</p> <p>第三十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）<u>第十四条</u>の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物（役物（入賞を容易にするための特別</p>	<p>（認定に関する試験等）</p> <p>第二条 公安委員会は、認定に關し必要があると認めるときは、認定申請書に係る遊技機（第十三条に規定する遊技機試験を受けた遊技機を除く。）につき、当該遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第九条</u>に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否か（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機にあつては、その遊技機の種類に應じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）について別表第一に定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法に準ずる方法による試験。第十四条第二項において同じ。）を行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定装置）</p> <p>第三十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）<u>第十条</u>の二の表の一の項の国家公安委員会規則で定める装置は、電動役物（役物（入賞を容易にするための特別の装</p>

【別添 9】

の装置をいう。以下同じ。()で電氣的動力により作動するものをいう。以下同じ。()とする。

置をいう。以下同じ。()で電氣的動力により作動するものをいう。以下同じ。()とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>）（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。） 、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。） 、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。） 、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>）（<u>第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。） 、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。） 、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。） 、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>

○暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>）（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項</u>において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。） 、第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。） 、第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。） 、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>）（<u>第三十二條第三項</u>において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。） 、第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。） 、第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。） 、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>

○国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>）（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）</u>、第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</u></p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>）（<u>第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、第五号（第二十八條第十二項第三号に係る部分に限る。）</u>、第六号、第八号（第三十一條の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、第九号若しくは第十号又は第五十二條第一号に規定する罪</u></p> <p>十～五十八 （略）</p>

【別添 9】

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）

（傍線の部分は改正部分）

別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）		改 正 後	
		（略）	第四十四条第一項
五～九（略）		改 正 前	
（略）	（略）	（略）	（略）

○確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第一項第三号及び第四号</u>）（<u>第三十一條の二十三及び第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、</u>第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）<u>、</u>第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、</u>第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（<u>第二十二條第三号及び第四号</u>）（<u>第三十二條第三項において準用する場合を含む。</u>）に係る部分に限る。）<u>、</u>第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）<u>、</u>第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）<u>、</u>第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十～五十八 （略）</p>

【別添 9】

○ 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第一	別表第一	別表第一	別表第一
(略)	(略)	(略)	(略)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）
第三十八条第二号、第三号及び第十一号（同条第二号及び第十一号については、第九十条において準用する場合を含む。）	第三十八条第二号、第三号及び第十一号（同条第二号及び第十一号については、第九十条において準用する場合を含む。）	第三十七条第二号、第三号及び第八号	第三十七条第二号、第三号及び第八号
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三	別表第三	別表第三	別表第三
(略)	(略)	(略)	(略)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）

【別添 9】

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正） 第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 第六条第五十六号中「第二七条」を「第二八条」に改める。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正） 第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。 第七条第五十六号中「第二七条」を「第二八条」に改める。</p>

【別添 9】

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十五号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、この規則による改正後の次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「又は」とあるのは「若しくは」と、「に規定する」とあるのは「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則<u>第六条第</u> <u>三十九号</u></p> <p>三〇六 （略）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、この規則による改正後の次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「又は」とあるのは「若しくは」と、「に規定する」とあるのは「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則<u>第七条第</u> <u>三十九号</u></p> <p>三〇六 （略）</p>

○国家公安委員会告示第四十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第二十号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二十九条第二項（第九十八条において準用する場合を含む。）及び第七百七条第二項（第八百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示

（遊技料金の基準の一部改正）

第一条 遊技料金の基準（昭和六十年国家公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条第一項第二号ホ」を「第三十六条第一項第二号ホ」に改める。

第二条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十六条第一項第三号」に改める。

（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正）

第二条 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十二条第二項（第八十三条第二項）」を「第二十九条第二項（第九十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第七百七条第二項（第八百八条第二項）」に改める。

（十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示の一部改正）

第三条 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示（平成十八年国家公安委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十六条第二項（第五十六条第一項及び第六十七条第一項）」を「第四十七条第二項（第五十七条第一項及び第六十八条第一項）」に改める。

附 則

この告示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会関係告示の整備に関する規則の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

（平成二十八年六月二十三日）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示
新旧対照条文

目次

- 遊技料金の基準（昭和六十年国家公安委員会告示第一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示（平成十八年国家公安委員会告示第十一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○ 遊技料金の基準（昭和六十年国家公安委員会告示第一号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第三十六条</u>第一項第二号ホの規定により国家公安委員会が定める金額は、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 〽三 （略）</p> <p>第二条 規則<u>第三十六条</u>第一項第三号の規定により国家公安委員会が定める金額は、遊技の機会一回につき七十円とする。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第三十五条</u>第一項第二号ホの規定により国家公安委員会が定める金額は、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 〽三 （略）</p> <p>第二条 規則<u>第三十五条</u>第一項第三号の規定により国家公安委員会が定める金額は、遊技の機会一回につき七十円とする。</p>

○ 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第一百八条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二十九条第二項（第九十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第七十七条第二項（第八十条第二項において準用する場合を含む。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分を除く。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定める対策を実施することとする。</p>	<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第一百八条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第八十二条第二項（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分を除く。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定める対策を実施することとする。</p>

○ 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示（平成十八年国家公安委員会告示第十一号）（第三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第四十七條第二項</u>（第五十七條第一項及び第六十八條第一項）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示は、次のとおりとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第四十六條第二項</u>（第五十六條第一項及び第六十七條第一項）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示は、次のとおりとする。</p> <p>（以下略）</p>